朝鮮總督府

月報

第三巻第八號

主要事項

○口繪寫眞版

（一）鎭南浦揚陸場監視署上屋並道路排水工事の景（二）京城南大門外大通り（三）京城釜山間街道（四）（五）（六）（七）包裝に關する寫眞

○朝鮮の農業

は三井技師が奈良縣視察團に對し講演したる所、朝鮮の農業を概括的に且つ實際に照らして詳述し土壤より氣象の變化に至り各種農作物の狀況を明らかにす

○エビ米に就て

は三原技師の調査に係り其の生成の原因より豫防の方法に至り且又人工的作成試驗に於て（一）高溫醱酵裝置及其成績（二）低溫醱酵裝置及其成績を詳述し以て朝鮮産米の上に至大の教訓を與ふるもの也

○海雲臺轉地療養場調査

朝鮮各地山に富み水に富むと雖とも轉地療養場としての適地[illegible]は頗る難し。森安醫學博士、吉木藥學士は各候補地[illegible]査して此に海雲臺を發表し其所在、其氣候、其水[illegible]泉等に就き一々專門的調査を加へ以て絶好適地たるを明らかにしたり本篇は乃ち是なり

○經學院に於ける講演狀況

經學院第一回講演の狀況を録[illegible]、講演の要旨も亦た一々掲げ來る

朝鮮總督府月報

第三卷第八號

目次

口繪

調査資料

雜錄

辭令

統計

法令

判決例

鎮南浦揚陸場監視署上屋並道路排水工事の景

京城南大門外大通り

（停車場附近より南大門を望む）　總道幅十九間　內 兩側人道二間七分五厘
中央車道十三間五分

京城釜山間街道（幅員四間）

（京城光熙門より往十里を望む）

（本號第二十五頁第四十六參照）　輸移出入品包裝

（本號第二十六頁第四十七參照）　輸移出入品包裝

輸移出入品包裝（本號第二十五頁第四十五參照）

輸移出入品包裝（本號第二十六頁第四十八參照）

朝鮮總督府月報

第三卷第八號

朝鮮の農業

（八月十二日奈良縣視察團に對する講演筆記）

總督府技師　三井榮長

朝鮮の農業に就て極めて概略の御話を致します施設及數字等の詳細なることは只今申上ます所と御手許にある印刷物とを御引合せの上御承知を願ひます

御承知の通り土地及氣溫、雨雪、濕度等百般の氣象事項は農業の主たる基礎を成して居るものてありますか朝鮮に於ける此等農業の基礎となるへき事項は如何之か常に第一番に質問さるる處てありますから之から御話を始めようと思ひます御判り易い樣に內地と比較して申上けます

第一、土地に就て申上けます農業上朝鮮の土地は內地の土地と比較して如何なる異りたる點かあるか此の問題は御話か極めて專門的になり易く又其も今日の處未た完全して居りませぬから單に土壤に就て彼此主なる相違の點を一二擧くるに止めて置きます其の一つは朝鮮の土壤は內地の土壤に比して一般に有機質を含むことか少ないことてあります此のことは諸君か釜山から當地に參らるる間に充分御實驗なされたことと思ひます即ち山や原野の土壤は勿論耕土てさへも黑色を帶ふること極めて些少なるものか多くあるのは此の證てあります有機質は土地の理學的性質を良好ならしむると共に一方には自身か徐徐に分解して直接作物の肥料となるものて良好なる土壤中には缺けてならぬものになつて居ります尙朝鮮の土壤と內地

の土壤と異て居る他の一つのことは前述の有機質の含有分の少ないことに關係を有することてすか朝鮮の土壤は內地の土壤に比して窒素分か乏しいと申すことてあります御承知の如く窒素肥料は內地に於ても肥料中の最も大切なものて其の價格も亦一番高いものてあります此の朝鮮の土壤の內地のそれと著しく異なつて居る二點て卽ち朝鮮の土壤か大切なる二含有物に乏しいと云ふことは何れも農業上よりは喜はしくないものてありますか然しなから之は多年奪掠農法か行はれたのか主因て幸に今後困難てはありますか救濟の出來る事項てあります總督府は綠肥栽培とか堆肥製造とか肥料問題に對し各其[illegible]に應し夫夫一定の方針を立てて指導奬勵しつつありまして著著其の效を收めて居りますから遂には內地に劣らぬ樣になるものと信して居ります尙土壤に付け加へて申し上け度いのは朝鮮の土壤は前述の缺點あるにも不拘無肥料て連年能く相當の收穫を得る場合かある如此ことは內地に見さる例て朝鮮の土壤に特有のものてあると曰ふ樣なことを聞くことかありますか之は事實あることて朝鮮農業上喜はしい現象の一つてありますか而し之は土壤の性質と申すよりも寧ろ後に御話し致さうと思ひます風化力の強きに依る一現象てはないかと思ひます

第二、氣象の主なる事項に付ての御話てあります朝鮮の氣溫は內地のに比較致しますと所謂大陸的てありまして寒暑共に激しきことは已に御承知の如くてありますそれから雨雪量に就て申し上けますと之も朝鮮と內地とは著しく異なりまして內地に於ては北海道方面を除けは大概の地方は年雨雪量千ミリ以上てありますか朝鮮は釜山とか元山とか特別の地方を除きては孰れも千ミリ內外若しくは其れ以下てあります唯年雨雪量か少ないのみならす其の降る時期卽ち雨雪の分配か大さう偏して居ります大體から申しますると年雨雪量の約七割は雨期（大體

に於て六月に始まり九月に終る）に現はると曰ふ次第て他の季節に於ては雨雪量か至て少なくありますのみならす又是は別に數字上の材料を具へての御話てはありませぬか年雨雪量か偏して現はるるのみならす一日の雨量から申しましても矢張其の様に思はれます換言しますと内地に於ける五月雨の様に同し位の度合てしと〳〵と二日にも三日にも亙りて降るやうなことは先つ稀て車軸を流す様にどつと降り直に日光を見ると云ふのか朝鮮的てある様に思はれます雨雪量か少なく其の降り具合か上述の如くてありますから從て日照時間快晴日數等か多くなつて居ります又濕度も前述せる如く雨雪量の少なきと大陸に連て居る等の關係からして大體内地より低く殊に雨期以外の季節に於て乾燥甚しくあります更に尙一つ附け加へ度いと思ふは朝鮮には内地に於ける二百十日、二百二十日等に當る暴風雨か少ない様てあることと大陸的氣候の結果日射の力及風化力か強いことてあります

以上氣象に就て述へた所を取り纏めて申し上けますと大體に於て朝鮮は寒暑か激しく雨雪量か少なく且つ其の現はるる時期か偏して居り空氣は乾燥し日照時間か多くて且つ日射の力か強く風化力も又強く而して暴風雨か少ないと云ふことに[illegible]ます此等の事柄に付ては農業上に喜しくない場合も勿論あります例へは京城の夏は諸君の御承知の如く如此相當に暑氣も激しくありますか秋の氣温は割合に急下し十月初旬には結氷を見十二月より二月にかけ攝氏二十度内外迄降下し土地は結氷三尺に達する所あるに至ります從て内地の同緯度の所て容易に越冬し得るものも此の處ては困難のものかあります又氣候の乾燥殊に春季の乾燥は屢作物の發芽を害することかあり雨雪量の偏して現はるるは現今の山河の現狀と相俟て洪水の害を大ならしめます而しなから農業上好都合のことも亦甚多くありまして寧ろ是等の内地と異なり

たる氣象を有するか故に朝鮮の農業は益有望にあると云ひ得ると存します今更に二三農產物に就て其の利害の一二を御話し致します

朝鮮ては米は五月初頃蒔付け六月中下旬に移植し大略九月迄灌漑水を供給しまして十月に成熟致します稻作には灌漑水と高い溫度と日光の直射を必要と致しますことは御承知の通りてありますか故に稻作上內地て一番に心配するのは春の雨期か長引いて土用に入り尙經過せさる樣のことあり爲に大切なる季節に溫度と光線に不足を生ずることて之に次ては二百十日、二百二十日即開花期前後に於ける暴風雨の慘害てあります前申上けた如く朝鮮ては夏の暑さ激しく日照時間多く日射の力强く而して二百十日、二百二十日等厄日の難至て輕き故前述の內地に於ける樣な處は極めて少ないと申してよいと思ひます又稻作期間の雨期に遭遇する如きも灌漑設備の未た普及せさる今日殊に好都合のことてあります唯一つ最も遺憾とするは現今に於ける朝鮮の灌漑設備は極めて不完全のものてありまして內地て旱魃田と申さるるものは總田面積の二割位てありますか朝鮮ては灌漑水の設備あるものか僅に總田面積約二割と申す次第て加ふるに春の雨か少ない爲雨期か遲るると忽ち植付水に不足を生ずることてあります而し是も前申し上けた土壤の缺點と同しく幸に人力を以て或程度迄は救濟の出來るものてありまして現に大田より三南線に移り約三時間にて全州の平野と申す古來有名なる旱魃地に達しますか此の處は一朝旱魃となると一萬餘町步の水田は白田と云ふて植付不可能となる場所てありましたか今日ては五つの水利組合を設立せしめまして先大體救濟の方法か立つて居ります又朝鮮には約四千の溜池と一萬に近い堰かありますか之等は大方荒廢して居ります故に先年來補助金を與へて其の修築を奬勵して居りますか昨年度末迄に已に三百五十箇所の完成を爲して居ります昨年は丁度旱魃歲てありました故之等修築せる溜池及堰は多大の效果を現

はしました以上は一二の實例てありますか如此總督府ては灌漑設備の普及に極力力を致して居りますから逐次其の設備完成の實を擧くることと思ひます要するに農業の土臺たる稻作上今日人力て如何ともすることの出來ぬ事項に於て天惠を多く得て居ることは朝鮮農業の爲慶すへきことゝ思ひます

それから棉に就て申し上けますか夏の氣溫の高いことゝ日射の强いことゝ開絮期に雨の少なきことゝ等は陸地棉栽培に成功しつゝある所以てあります又空氣の乾燥することゝ日射の力强いこと等は果樹に適し內地に於てフレームの中てなくては結實せさる果實か朝鮮ては好く露地て結果する所以てあります又養蠶には大體濕度の低き方か都合良きことゝ致して居ります朝鮮に於て容易に養蠶の好果を收め得るも上述せる氣候の然らしむる所と思ひます最後に風化力に就て一寸申しますか風化力とは岩石は勿論土壤を構成し居る母岩等を分解する大氣の力て土地を休閑致しますと作物の良く出來まするは此の力あるに職由するのてありまして此の力の强いのは凡ての作物に好都合てあることは別に御話し致す迄もないと思ひます

土地及氣象に付ては是にて止めまして次に現時の朝鮮の農作物に就て申上けます

朝鮮の作物の種類は大體內地と同樣てありますか其の作[illegible]順位等に變化の有るは勿論て御座ります今作付反別の順位に其の種類を擧けますれは米か一番て麥類、豆類、粟、稗、蕎麥、玉蜀黍、蜀黍、棉、燕麥、ずーつと下つて煙草、大麻、黍、荏等の順てあります然し之は全土を通しての御話て各道によりて夫夫又順位か異りまして京畿以南は各道共米か第一番て大麥、大豆、小麥等の順てありますか京畿以北は粟か第一番て(尤も江原道は矢張米か第一位て次に粟、大豆、小豆と云ふ順てすか)米、大豆、小豆、稗、大麥、小麥等か第二位又は第三位になつて居ります換言すれは京畿道を界とし南部ては米、北部ては粟か主作物になつて居り大麥は主として南部に小麥は南北部を通して作付

せられ大豆も同しく全土を通して作付せられますか優良なる品質のものは多く北部から產れます又煙草、荏は全土を通して小豆、稗、玉蜀黍、蜀黍、黍、蕎麥、燕麥は北部に、棉は南部に多く作付せられます又大麻は南部にも廣く作付せらるる所あるも優良なる品質のものは北部に多く產します此の外無論品種は相當のものを選ふ必要はありますか桑樹果樹は至る所之に適せさるなく殊に果樹に於て然りとすることは前述の如くてあります

作物の種類及其の順位の狀況は概略右の如くてありますか新政に依り世界に現れ出てた朝鮮の今日は內地の維新當時に於ける如き有樣て各種作物栽培上の利益、農家の經濟狀態等昔日と同一なるを得す從て各地方に依り夫夫作物の種類其の順位及之か農法等の改良は必須の事に屬して居りますから總督府は技術上に經濟上に農民をして此の過渡時代に過りなきを致さしむるのみならす大に農業の發展を致す樣極力指導奬勵に勉めて居る次第てあります一、二の例を擧けますと米に就ては品種の改良、灌漑設備の普及、乾燥調製の改良、施肥の奬勵等養蠶に就ては桑園の增殖、蠶種の改良、育蠶製絲に關する技術の傳習、繭販賣の斡旋等、棉に就ては陸地棉栽培の奬勵等の如きてありまして今日ては未た短時日なるに不拘其の成績誠に宜しき樣信して居ります即ち稻の優良品種の作付の如きも昨年は三萬五千町步本年は此の二倍以上に達し居ると思ひます又陸地棉の如き年年其の作付面積倍加し本年の作付は一萬五千町步に達して居ると思ひます尙差上けました印刷物と實地とに就て充分御觀察を願ひ度くあります

終に朝鮮の牛に就て一言申し上けます朝鮮の牛は其の體格も良く性質も溫順て且粗放の取扱に堪ゆるので耕牛としては實に完全したものと思はれますのみならす肉質も亦良くあります唯南部產のものは稍劣つて居りますから所謂同種改良て之等地方を初とし全土の牛の體格をして益向上せしむると共に其の頭數を增加することに務めて居ります

エビ米に就て

勸業模範場技師　三原新三

全羅南道木浦附近にては産米中に穀粒の内容全部か飴色を帯び悪臭を有するものを混することあり之をエビ米と稱す鮮人の説によれはエビ米は古來存在すと云ふ然れとも木浦にて内地人か始て之か存在を認めしは數年前にして爾來年年之を認めたり而して其の量は年により多少の差あれとも明治四十三年に於て最甚しく爲に一般木浦米の聲價に影響を及ほしたること甚たしかりき木浦廻送米中にエビ米の混在する量は時期により相違あり毎年十二月及一月に多く又稻の品種に就て云へは在來種及倭租に多しと云ふ

エビ米混入の木浦米の聲價に及ほす影響の如何に大なるやは木浦商業會議所か其の月報第十六號に明記せるものあるを以て左に之を摘錄せん

此の種の混入米を焚くときはエビ米の周圍は悉く飴色に變し且悪臭を放つを以て需要者の嫌惡すること甚たしく爲に一種の米の中に僅に一粒のエビ米を含むも忽ち一石五十錢以上の値引の請求を受くるのみならす惹いて向後の信用にも關することとなれは當業者は常に警戒を怠らさるも往往不測の災厄に陷る事あり云云

右の如くエビ米混在の木浦米の聲價に影響すること大なるを以て之か生成の原因を調査し之を豫防するは同地方農業上極めて肝要なりとす

明治四十四年の調査に依れは該米は靈光郡奉山面及海南郡昆一終面、昆二終面に最多く產し其の他各郡には少量宛を產せり明治四十五年一月上旬法聖浦よりの廻米五十俵中五俵は殆と該

米より成れりと云ふを見れは該地方にもこれを産出するは疑なし要之四十四年に於ける主産地は以上の數箇所に過きされとも少量は一般に廣く産出するものと思はる

エビ米の成因に就ては二説あり一はエビ米を以て一の品種なりとなすものにして他は醱酵作用の如き他動的原因に歸するものなり此の兩説の何れか是なるやを知らむ爲種種の調査を行ひたり今其の結果の大要を示さむ

該米の果して一品種なりや否を確かめむ爲左の二方法を實行せり

一、立毛の調査

二、エビ米播種試驗

予は全羅南道靈光郡奉山面に於て立毛の調査を行へり同面は靈光邑内を距る西北約三里許の地にあり從來エビ米産出の多きを以て知らる予は明治四十四年十一月十三日咸平棉採種園主任辻技手と共に十七洞里(長水洞、孔門洞、平地洞、伏虎洞、兎洞、九岩里、支岩里、插古里、眞泉洞、朝陽里、西峯里、新月里、大田里、伏在里、鳳村里、五減里、虎谷里)を逐次巡回立毛に就き詳細に調査せるに所謂赤米と稱すへきものを認めたるも一粒のエビ米を發見する能はさりし其の他咸平郡郡西面、月岳面、海保面等にて行へる調査も亦同一の結果なりし奉山面の如く多量のエビ米を生産する地方に於て立毛中にエビ米の存在するを認めさるはエビ米の稻の一品種にあらさるを明かに示すものなりとす

次に予は明治四十四年靈光郡奉山面産エビ米を木浦商業會議所に得て勸業模範場木浦支場内試驗地畓に播種し其の生育狀況及收穫物を調査せしに發育は極めて不良なりしも其の收穫物中には全然エビ米を含まさりき如斯エビ米は遺傳せすとせは稻の一品種にあらさるは疑ひな

しとす

エビ米の醱酵作用に依りて生ずるものなるやを確めむ爲め左の調査を行へり

一、エビ米產地に於ける調査

二、エビ米人工的作成

明治四十四年十二月十日昆一終面陽洞夏目某より木浦商業會議所に送付せる中粗米中にエビ米を混せるものあり故に予は同氏に就き該米の昆一終面西邊里夏目農場の小作米にして十一月三日頃收穫せるを十二月七日同氏の許に廻送したる新米なる旨を確め十二月十三日該農場にて調査を行へり

昆一終面西邊里小洞鄭平俊は前記エビ米の生產者なり調査當日倘エビ米二叺を所持せり而して該エビ米の附著せし藁か倘庭の一隅に堆積せられありしを以て之を檢するに黒褐色を呈し軟弱にして全然彈力性を失ひ且臭氣あり扱殘しの籾は悉くエビ米なりき同人の語るところに依れは稻堆の下部より三分一は藁變色せりと故に試みに稻堆の上部に於ける藁を檢するに色澤變せす彈力性を有し扱殘しの籾にエビ米なかりき更に同人に收穫當時の事情を諮ねたるに「收穫の當時雨を催せしかは束ねて畦上に積むこと五日此の間雨に遭ふこと二回に及へり濕潤の儘庭前に堆積し約三十日を經て取崩せしか其の際溫氣を覺ゑたり」と答へたり次に同面同里大洞尹士元に就き調査せるに時恰も高約六尺の稻堆を取崩し「ホルテ」にて籾を扱取中なりし故に仔細に調査せるに鄭平俊のものと等しく稻堆上部の藁は異狀なく其の籾には全くエビ米を認めさりしも下部の藁は醱酵腐敗の狀を呈し之に附著する籾は悉くエビ米なりき同人方には稻扱一挺を有するも藁に彈力なく切斷し易かりしを以て止を得す「ホルテ」を用ひたるなりと云

ふ同人亦收穫中雨に會し止むなく其の儘堆積せるなりと

右の調査に依れはエビ米の生成は藁の腐敗と伴ひ藁の腐敗は稻堆の內部に生したる醱酵作用の結果なるものの如く而して此の作用の起れるは收穫當時藁の未た乾燥せさるに之を堆積したるに原因するに似たり故にエビ米の生成と前記醱酵作用との關係を知るはエビ米豫防上必要なりとす予はエビ米と稻堆中に於ける醱酵作用との關係を知らんことを欲し時間の許す限り多數の稻堆に就き調査せるに醱酵には適度の溫度と濕氣とを要するものなれは雨濕に會せる稻と堆積せるものの凡てか醱酵してエビ米を生するものにあらす水分過多なりしもの却てエビ米を生せさりしの例なきにあらす醱酵溫度の攝氏十二度以上たるへき事及堆積時間の一箇月以上なる事はエビ米の生成に必要なる事項なるを推定せり

靈巖郡に於ける調査の結果エビ米の成因醱酵にありとの事實略明かなるを得たるを以て更に一步を進め人工的に作成するを得るや否を試み以て其の原因を確證せむことを期圖せり然れともエビ米生成の條件としては前記の調査により僅に醱酵溫度の攝氏十二度以上なること及堆積期間の一箇月以上なることを推知せるに過きさるを以て人工的作成試驗には高溫醱酵裝置低溫醱酵裝置の二種を設けたり

(イ)　高溫醱酵裝置及其の成績

東南に面せる地を選み幅四尺長六尺深二尺の穴を掘り內に醱酵材料を蹈込めり卽ち約三寸の厚さに厩舍の敷藁を置き其の上に一寸の厚さに牛糞を踏込み順次之を繰返して厚さ二尺に及はしめ(明治四十四年十二月二十三日作業)後一週間を經たる時新藁を薄く掩ひ其の上に供試材料倭粗を重ね濕氣を與ふる爲微溫湯二斗を灌き更に藁を同筒形に積むこと約七尺に及ひ其の

間に叺入土塊七百斤を挿入し壓力を充分ならしめたり(同二十八日)
供試材料附近の溫度を測定する爲には寒暖計挿入口を設け置き毎日午後一時檢溫せり且十日
目毎に堆積を取崩し供試材料の變化を檢し其の都度微溫湯二斗を灑けり而して試驗中に於け
る氣溫及醱酵溫度は左の如し(△印零下)

年	月	日	氣溫(攝氏)	醱酵溫度(攝氏)
明治四十四年	十二月	二十八日	△一・九	二一・〇
同	同	二十九日	△一・六	二五・〇
同	同	三十日	〇・七	二五・〇
同	同	三十一日	三・九	二七・〇
大正元年	一月	一日	二・七	二九・〇
同	同	二日	△二・四	二九・五
同	同	三日	△一・六	二九・〇
同	同	四日	四・二	三〇・〇
同	同	五日	三・七	三二・〇
同	同	六日	二・七	三二・〇
同	同	七日	一・八	三九・〇
同	同	八日	二・四	五〇・〇
同	同	九日	二・九	四九・〇
同	同	十日	一・二	五二・〇
同	同	十一日	〇・〇	五二・〇
同	同	十二日	△一・六	四八・〇
同	同	十三日	二・二	四七・〇
同	同	十四日	△〇・八	四八・〇
同	同	十五日	△〇・九	四八・〇
同	同	十六日	△一・八	四八・〇
同	同	十七日	△〇・四	三七・〇
同	同	十八日	一・九	四〇・〇

大正元年一月十九日	一〇	三二・〇

第一回檢査は一月七日之を行へり當時供試籾米中發芽せるものありしも未發芽の籾の内容には變化を認めす藁は少しく醱酵し黄變せり第二回檢査は一月十六日之を行へり供試籾米の發芽は其の後停止し下部の籾米は水分を吸收して容積を増し内容少しく黄變す依て之を乾燥したるにエビ米なることを確知せり其の胚は多くは枯死せり藁には一面に白黴を生し褐色を呈し全然彈力を失ひ頗る脆弱となり籾に輕く手を觸るるも脱落す又上部の供試材料は完全にエビ米に變し居たり

(ロ)　低温醱酵裝置及其の成績

穴の構造蒸熱物の踏込法等凡て(イ)に同し只低温を保持せしむる爲上部より重量を以て壓力を加へす木框(フレーム)を以て之を掩ひ蒸熱物の發熱を待ち薄く藁を布き其の上に供試材料を並列せり試驗中の氣温及醱酵温度左の如し

年　月　日	氣温(攝氏)	醱酵温度(攝氏)
明治四十四年十二月二十六日	三・八	二〇・〇
同　二十七日	〇・七	二二・五
同　二十八日	△一・九	二三・〇
同　二十九日	△一・九	二四・〇
同　三十日	〇・七	二四・〇
同　三十一日	三・九	二四・〇
大正元年一月一日	二・七	二五・〇
同　二月	△二・四	二三・〇
同　三日	△一・六	二二・〇
同　四日	四・二	二〇・〇
同　五日	三・七	二〇・〇

同	同 六日	二・七	一九・五
同	同 七日	一・八	一九・五
同	同 八日	二・四	一九・〇
同	同 九日	二・九	一八・五
同	同 十日	一・二	一九・〇
同	同 十一日	〇・〇	一九・〇
同	同 十二日	△一・六	一八・〇
同	同 十三日	二・二	一八・〇
同	同 十四日	〇・八	一八・〇
同	同 十五日	〇・九	一八・〇
同	同 十六日	一・八	一八・〇
同	同 十七日	〇・四	一八・〇
同	同 十八日	一・九	一八・〇
同	同 十九日	一・〇	一八・〇

低温装置にありては材料の檢査便利なりしを以て毎日其の檢査を行へり一月十九日殆と全部發芽しエビ米を生するに至らさりき

右兩裝置の成績に依りエビ米の生成には甚高き醱酵溫度を要するものなるを明にせり

エビ米の成因か醱酵作用により米質の化學的變化を來すにあること明白となりしを以て其の化學的變化如何を知らむ爲勸業模範場本場に依賴し分析を試みたり其の結果左の如し

	エビ米	朝鮮産玄米
(乾物百分中)		
蛋白質	一〇・〇一〇	九・三五三
炭水化物	八四・七一二	八三・五五六
灰分	二・〇三四	一・七一六
(原品百分中)		
水分	一一・五〇〇	一二・〇〇〇
蛋白質	八・八五九	八・二三一

炭水化物	七四・九七〇	七三・五三一
灰分	一・八〇〇	一・五一〇
比重	一・七八〇〇	一・四〇二〇
百粒の重量	一・九六七五瓦	二・二〇八五瓦
百粒の容積	一・一〇五〇c.c.	一・五七五〇c.c.

右の成績に依れはエビ米及朝鮮産玄米との間多少成分の差あるに似たりと雖其の差少にして未た其の化學的變化如何を説明するに足らす故に後日再査の後を待ちて之を闡明せむとす

結論

一、エビ米は立毛中に其の存在を認めす且エビ米を播種するもエビ米を生せさるによりエビ米は一品種にあらさること明なり

二、エビ米は稻堆中醱酵せる部分に存し其の醱酵せさる部分に存在せさるのみならす高温と濕氣とを與へて醱酵せしむるときは人工的にエビ米を生成し得へきを以て其の成因は醱酵作用に存するや明なり

エビ米の成因醱酵作用にありとせは其の豫防法は左の如く定むるを可とす

一、收穫したる稻は稻架に掛けて乾燥すること

二、若稻堆となす場合には堆積前充分に乾燥せしむへきこと

三、堆積中發熱の虞を認めたるときは時時積替を行ふへきこと

海雲臺轉地療養場調查

朝鮮總督府醫院醫官醫學博士　森安連吉
同　藥劑官藥學士　吉木彌三

朝鮮內地に適當なる轉地療養場を得むと欲するは啻に吾人診療に從事するもののみに止まらさるへし然り而して日日患者に接近し其の病症の如何に依り又は疾病の恢復期に在りては吾人の經驗上藥物療法のみに委するよりも寧ろ轉地療養の著しき效果を奏する確實なることを見る場合に依ては一層其の必要を感するや切なり從來各地に於て其の經營者か適當なる療養地を以て自ら許し其の價値を喋喋するもの一にして止まらす果して其の言の如くむは病者の爲一大福音と言はさる可らすとす此の點よりして曾て余等は此等に就て實地調査をなせしことありしか或ものは啻に風光に富み位置氣候等の伴はさるあり或は溫泉の湧出する山間の僻地に位し或は單に海岸に接すと云ふに止まるか如き狀態にして適當なる療養地としての條件を具備せさるなり偶釜山港の東方約四里半萇山山下に海雲臺と稱する地あり從來人の唱ふる所に比すれは凡ての點に於て大に優れりと云ふ是に於てか余等兩名命を受け二月二十六日同地に出張し實地調査を爲すことを得たれは其の所見の概略を述へむとす

本地は釜山港を距る東方約四里半にして萇山山麓海岸の廣漠たる平地を稱するものなり東北西の三方は崎嶇たる山脈により圍繞せられ三部落ありて山麓に近きを右洞、左洞と云ひ海濱に接するを中洞といふ南は清洒たる白砂(通稱白濱)を隔てて海に面し(地圖參照)遙に對州を望む海は水淺くして極めて清潔波濤高からさるを以て夏季は海水浴場として相當の設備を施せは健

康者は勿論病者の保養地として他に譲らさる絶好適地たるへし

此の地方は一般に西北風强しと云ふも此の地は東北西に山を負ひ風力を遮り冬季と雖殆と降雪を見ることなく溫暖なり夏季は常に涼風ありて氣候釜山に比して寧ろ冬溫夏涼と云ふ殊に右洞の近傍は直接北に山を負ひ南に向ひ日光の直射極めてよく常に風なく終日暖和なるを以て冬季病者殊に呼吸器疾患又は恢復期の患者を避寒せしむるには理想の地と云ふへし

飲料水の有無水質の良否は療養地に大なる影響を有するものなり例へ其の位置は良好なるも飲料水の缺乏を來し或は水質の不良にして用うるに堪へされは爲に體質を弱め疾病を醸すの憂あり今此の地を見るに井水豐富にして至る處に湧出し決して缺乏を告くるの憂なし玆に井水を分析し其の成績を擧くれは左の如し

海雲臺井水分析表

理學的試驗

色	臭	味	浮游物及沈澱
無色透明	無臭	淸涼	僅微

化學的試驗（表中數字は檢水一リートル中ミリグラム量を表はす）

固形分	クロール	アムモニア	亞硝酸	硝酸	カメレオン消費量	硬度(獨逸)
一〇〇・〇	二八・四〇	ナシ	ナシ	ナシ	二・五二八	一・一

善良なる飲料水の鑑定標準としては理學的に無色無臭透明にして浮游物及沈澱物少きものを云ひ化學的には主要なる條件として(一)カメレオン溶液消費量の少きこと即ち水中有機質の少きこと(二)固形分は五百ミリグラム以下なること(三)アムモニア及亞硝酸は決して存在すへからさることとなり玆に對照として有名なる化學者チーマン、グルトネル兩氏及諸他の設定せる標準

限界表を揭け吾人の分析表と對照すれは其良否一目瞭然なり

一リートル中ミリグラム量	ライヒアルト	フイツシャー	ブルツセル會議	チーマングルトネル	日本藥學會委員協定
固形物	100—500	500	500	500	500
クロール	2—8	36	8	20—30	30
アムモニア	—	—	—	—	—
亞硝酸	—	—	—	—	—
硝酸	4	27	2	5—15	20
カメレオン消費量(有機質)	2—10	8—10	10	6—10	10
硬度(獨逸)	18	17—20	20	18—20	18

是に依つて之を觀れは本井水は水質善良にして這般海岸に於て稀に見る好個の飲料水なりとす強て曰へは「クロール」の量少しく多きか如きも標準限界數以內に在るものにして恐くは地質に由來するものならんか

其の他此の地は溫泉の湧出せるありて猶一層の便宜あり其の歷史に就て按すへきものなしと雖口碑に傳はれる所を聞くに溫泉の發見せられしは往昔の事にして其の當時は只草叢の間に瀦溜せるものにして湯氣上昇するを以て溫泉なることを知り足部の創傷等を洗滌せしに止まりしか其の效驗ありとのことを以て新に浴場を建設し一時に此の地方に喧傳せられたり其の後東萊府大邱府等より兩班等の來集多く從つて諸種の弊害起り終に溫泉を埋沒するの餘儀なきに至れりといふ爾來永く顧みるものなかりしか其の後內地人に依り再ひ試掘せられ現今の如き溫泉場をなすに至れり

溫泉は無色透明にして僅に溫泉固有の鑛臭を有し少しく鹹味を帶ひ反應中性にして比重は攝

氏十五度の温に於て一〇〇四其の湧出口の温度は四十八度なり之か分析を行ひしに左の成績を得たり

成分（一リートル中瓦量）

固形物總量	四・七五二
鹽類表	
クロールナトリウム(Na Cl)	二・二八二
クロールカルシウム(Ca Cl 2)	一・九四五
クロールカリウム(K Cl)	〇・一七五
硫酸カルチウム(Ca So 4)	〇・二七六
硅酸(Si O 2)	〇・〇六一
鐵(Fe)	微量
マグネシウム(Mg)	痕跡

以上分析ノ成績ニ依レハ本泉ハ「アルカリ」性鹽類泉ニ屬スルモノナリ

之を要するに此の地は氣候温和水質極めて良好にして山あり海あり風色に富み且温泉の湧出するあり保養地としては他に譲らさる好適地なり而して療養地の選擇は主として其の位置及地勢風土等に重きを置くへきは論を待たすと雖其の交通の便不便竝に適當なる設備如何は大なる關係を有するものなれは望むらくは陸路よりの交通を便にし家屋の設備を整へ病者は勿論健康者の避暑海水浴場若は避寒地として發展せむことを望むて止まさるなり

釜山機張間概況圖
温泉場附近圖
釜山
釜山港
絶影島
機張
東萊
東萊温泉
石洞
左洞
中洞
温泉場
松
川
道路
山
鐵道
輕便鐵道

經學院に於ける講演の狀況

本院は夙に風教德化の裨補を以て目的とし爾來孔子の祭祀を行ひ來りしか今回以上の趣旨を貫徹せむか爲本年三月十七日附同院大提學に對する內務部長官の通牒に基き同院事業の第一著手として六月十四日午後二時第一回の講演を開催し同四時閉會せり其の狀況左の如し

一、講演の題　論語の益者三友損者三友
一、講師　副提學　李容稙
一、敷演員　李鼎煥　權寧瑀　李光鍾
一、聽講者　百八十六人

講論の要旨

李容稙

經義の講論に先ち本院の趣旨を說明せむ總督閣下
天皇陛下儒を崇め道を重むせさせ給ふ聖意を奉體し政務多端の今日本院を成均館の舊址に設け文廟の享祀を敬奉し講士を置きて經學を講せしめ每月之か講演を催し以て儒風を振起し習俗の敦厚を期せしめらる吾道再興り彝倫復明なるへし民生の幸何ものか之に過きむ而して玆に初て講演を催すこととなり此の第一回に於て特に本問題を擧けたるは挽近青年快遊逸樂を以て交遊の道となし殆と習をなさむとす大提學之を慨き交友に關する經義を講し之に遵はむ

とせるに依る

孔子曰　益者三友、損者三友、友直、友諒、友多聞、益矣、友便辟、友善柔、友便佞、損矣

孔子の片言隻辭金石の訓ならさるなし殊に友道に關する敎は銘肝遵奉を要す友道の大切なる小にしては一身一家の榮辱存亡大にしては世道群生の治亂安危亦之に係ること多しと云ふへし豈居常交遊の道を愼まさるへけむや

本文に見ゆる直とは正直なり諒とは眞實なり多聞とは博學の謂なり親む所直なれは善を勸め惡を戒む譬ふれは麻の田に於ける蓬の扶けすして自ら生すること直なるか如し親む所其實なれは自から欺かす人に僞らす仰て天に恥ちす俯て地に怍ちす親む所多聞なれは事に應し物に接するに彼の長を採るこれ三益なり

本文に見ゆる便辟とは不正直なり善柔とは媚悅なり便佞とは能辨の謂なり親む所不正直なれは己の見を是とし其の過を慝して退く所わらむも進む所なかるへし親む所媚悅なれは意思強固ならす猶豫不斷百の誤わりて一の成就なかるへし親む所能辨なれは言を能くすと雖行之に供はす甚しきは身を持する放蕩父母の養をも顧みさるに至るへしこれ三損なり

論語に又曰く善人と共に居るや芝蘭の室に入れるか如く久しくして其の香を聞かさるは之に化したるなり惡人と居するや鮑魚の肆に入れるか如く久しくして其臭を知らさるは之に化したるなりとは意蓋し善友たり惡友たるとを問はす一度交れは之に化して其の善惡を辨へさるに至るを云ふなり豈交友の道を愼まさるへけむや夫益を好み損を惡むは人情の常なり然れとも直言耳に逆ひ良藥口に苦しとの譬の如く益友君子の嚴正なるを避け損友小人の迎合媚悅に親むか如きは惜むへしと云はさるへからす

本章益者三友損者三樂の次に益者三樂損者三樂の章あり之本章と相表裏をなすもの並讀すれは本章の意義其の精細を盡すを得へし諸君よ善惡自ら擇ふにあり損益自ら取る所による夫れ各勉めよ古語に云はすや其の親む所を見れは其の人を知ると

李　鼎　煥

朋友なるは人類の外になきものなり人類の天地と共に三才をなし萬物に靈たるは倫常の道ある所以にして朋友は實に五倫の一をなし彼の金木水火土に於ける土の定位なくしてよく五行の首たるか如く朋友亦五倫の末位にありて尤重きをなすは同類相愛するの德なれはなるへし交友の道豈重しとせさらん孔子の朋友に關する訓は固より一端にあらさるも其の重なるものを擧くれは曰く汎く衆を愛せよと朋友に關する大體の訓をなし又曰く己に如かさるものを友とする勿れと友を得るの方針を敎へ又曰く久しくして之を敬へと卽ち友を得たる後は長に之れを敬ふへしとて日常友に接するの心得を論されたり聖人の訓豈嚴正諄切ならすや而して尙本問題に見ゆる益者三友損者三友の損益に各三樣の條理を付して以て萬世學者擇友の指針をなさしむ如斯正邪の道昭かなれは愼みて其の正に遵はさるへからす卽ち必す謇諤剛直の友に交りて相切磋せは璞玉瑚璉をなすへく必す忠誠樸實の友に交りて相淬勵せは鈍銼鏌鋣をなすへく必らす宏學博識の友に交りて相磨礱せは塵鏡も實光を顯はさむ斯くせは三益三損の敎に副ひたりと云ふへし

權　寧　瑀

孔子は生れなからに知るの大聖を以て侚仔仔として善を人に取り我德を進められたり而して友とせらるる所尊卑を擇はるるなし下に問ふを恥ちさるの聖德大度夫如何そやこの大德を以

て門人を訓へられたる總て天下後世の訓とはなりしなり

今此の三益三損の訓に就て考ふるに直とは正眞なり即ち直友に交りて我直を増し諒とは眞實なり即ち諒友に交りて我眞實を増し多聞とは博學のことなり即ち多聞の友に交りて我智を増せとのことにして恰も大山も土壤より其の大を成し河海も細流を受けて其の深きをなすとに似たり而して此の多聞の友は直友諒友よりも重し生れなからに知るの資を以てするも尙見聞を廣めすは固陋を免れさらむ孔子も太廟に入りて每事を問ふと見ゑたり

若友直友諒友多聞の三益に反する便辟善柔便佞を友とせは兼ねて期待する多聞の補ひを得さるのみならす反て天性固有の直と諒との美德をも傷くに至らむこれ所謂三損なり而して今世の人を友とするに於てのみならす古人を友とするに於ても聖賢を學ひ經書を講すると然らさるとに依りて亦この三益三損あるへし願くは會せる諸君子よ相率ゐて孔子の門に入らむ

李　光　鍾

余薄識を以て講席に參與せるは光榮の至なり本問題の意義に就ては諸講士反覆餘す所なければ更に贅言を要せさるへし古語に曰く其の人を知らされは就て其友を見よ友賢なれは其の人賢なり友惡なれは其の人惡なりと又曰く師たるに易く友たるに難しと交友の道如斯重く之に關する訓亦多大なり

說く者論語の己に如かさるものを友とするなかれとの句を難して曰く人皆己に如かさるものを友とせさらむか皆獨夫たらむと豈如斯理あらむこれ畢竟書の意を誤解せるに坐するのみ思ふに便辟なる即ち曲りて癖ある友は徒に他を排して己を責むるの德なきも反て直と見做され善柔なる即ち迎合する友は交り易くして反て諒と見做され便佞なる即ち能辨なる友は却つて

多聞なる友と見做さる本問題の友直友諒友多聞の三益と友便辟友善柔友便佞の三損とは如斯互に誤り易し今日青年ややもすれは損友を持つ蓋偶然なりと云ふへからす故に聖人この三益三損の訓あり後人審愼之に遵はさるへからす而して特に考を要するは損益云云は決して物品の上にあらす孔子曰く齊景公馬千駟あり死するの日民之を稱へす伯夷叔齊首陽山に餓死するも民今に到りて尙之れを稱ふと見ゆる如く皆道德の上にあることなり

呂圭亨（謄寫して聽衆に配付せしもの）

友なる者は衆人信を以て交り仁を輔くるもの父子君臣夫婦長幼と共に五倫の一をなす其の重きこと如斯古人嘗て友より善を取りて之を行へと訓へられたるも愚思ふに他に求めす先己に求むるを急務なりとす卽ち本問題中三益の正直慈諒多聞の如きも自ら勉め學ひて之を充し溫ねて之を知らは皆我に備はらむ故に友に求むるより先己に求めて三益に就き三損を去る可なり然らは聖人の訓は不可なりや否否敢てせさる所なり孔子は生れて知るの大聖を以て尊卑を擇はすして之に友とせられ或は之に說き或は之より聞く之聖人の高明なる所にして此の意を以て訓へられたるなるも今人にして聖人を學ふもの徒らに形體に泥み精神を沒却してよくこの訓に副ふ能はされは友より求むるを後にして先己を修め己に求むるを急務なりとする所以なり

閉會の辭　　司成　李人稙

余は聽講の所感を述ふへし

熟熟此の世を見るに懸直の多き實に驚歎に堪ゆ見よ外交家は之を以て手段とし軍略家又然り彼の項羽は四十萬の軍を四百萬と號したる孫臏の竈を減して二萬となしたる少きを多しとし

多きを少しとするこれ皆正しきにあらす商業家には之を以て資本の如く利用せむとする者あり

宗教には如何と余宗教の眼識あるにあらさるも嘗て朝鮮古來の佛書を見しにこれは〳〵釋迦如來露處默坐六年にて觀性したるか時に鵲は頭髮に巣を構へ蘆は生えて膝を穿つなと今日生理學上にあり得へからさる大懸直あり然とも只此の倫理を基とする孔子の訓には寸毫の僞なく日用萬事之を躬行せさるへからざることのみ若倫に亂れ理に悖らむか曷むそ社會に擧頭すへけむや孔子の言は皆服膺せさるへからさるものなり今日三損三益の訓諸講士の美談又銘肝して實踐せられむことを望む終りに炎天遠來の諸彥に多謝す

輸移出入品包裝に關する調査

四十五　琺瑯引湯沸　(Enameled Kettles)

包裝の説明	摘要
包裝の形狀	楕圓形
包裝の強弱	弱
外裝の種類	竹籠
外裝の方法	籠は竹の肉及外皮を以て造れり
外裝の材料	割竹及藁繩
內容の方法	籠の內部に藁を布き此の中に湯沸二箇宛藁を以て結束したるものを結合せたり而して籠は藁繩掛とす
內容の材料	藁
總容積	35″×35″×36=25.5立方呎
包裝と運搬及通關上の便否	本品は一包裝內に於ける數量一定せさるを以て通關上不便なり
總重量	八十八斤
重量と運搬上の便否	過重ならさるを以て運搬上不便なし
風袋の重量	三十斤
正味の重量	五十八斤
包裝內容品箇數	六十箇
拔荷の狀況及其豫防方法	包裝不完全なる爲め拔荷の憂あり之を豫防するには籠の目を細密にするにあり
包裝の標記(記號又は番號荷札其他標記に關する事)	荷受者出荷者の氏名を木札に認めたるものを結び付けり
船車運賃の標準呼稱(單位)	汽船は才、汽車は斤扱
貨物の主たる製產地	大阪
包裝に要する費用	二十五錢內外

四十六　胴張ストーブ　(Iron Stoves)

包裝の説明	摘要
包裝の形狀	切斷したる角錐形をなす
包裝の強弱	適當
外裝の種類	木製枠
外裝の方法	四側及上下側に幅八分の三吋厚四分の三吋の板を釘付にしたる枠にて縱八箇所橫二箇所を各二條の藁製中繩にて締る
外裝の材料	木板、釘及藁繩
塡充材料	藁
總容積	26″×21½″×18″=5.8立方呎
包裝と運搬又は通關上の便否	至便
總重量	四十五斤
重量と運搬上の便否	過重ならさるを以て運搬上至便なり
風袋の重量	五斤
正味の重量	四十斤
包裝と取引上の關係	一箇を以て取引上の單位とす
船車運賃の標準呼稱(單位)	汽船は才、汽車は斤扱
貨物の主たる製產地	大阪
包裝に要する費用	十五錢乃至二十錢

四十七　金庫 (Safes)

包裝の說明	摘要
包裝の形狀	長方形
包裝の强弱	强
外裝の種類及方法	藁筵にて全部を包被したる上を厚一吋幅五吋乃至八吋の杉板を上下端に於て他の板にて釘付にせる木製枠を兩側に嵌め之を上下側各二箇所にて同樣の板にて釘付し其上を幾條さなく藁繩を以て縱横に締む
外裝の材料	藁筵、板、釘及藁繩
總容積	38″×27″×26″=15.4立方呎
重量と運搬上の便否	其の形狀大さなるに從つて其重量增加するを以て過重の爲め不便を感す
總重量	四百十斤
風袋の重量	六十斤
正味の重量	三百五十斤
船車運賃の標準呼稱(單位)	汽船は才、汽車は斤扱とす
貨物の主たる製産地	大阪、東京
包裝に要する費用	六十錢乃至七十錢

四十八　洋燈傘 (Glass lamp shades)

包裝の說明	摘要
包裝の形狀	圓筒形
包裝の强弱	弱
外裝の種類	割竹製の籠
外裝の方法	竹の肉及皮を以て目荒く作りたる竹籠にして之れを繩及藁にて結束したるものなり
外裝の材料	割竹、繩及藁
內裝の方法	藁を敷きたる上に一枚宛收め又各傘の間にも藁を嵌入せり
危險豫防方法	籠の外部に直徑三吋位に籠の長さと等しき藁把を五箇所に結束し以て他物の抵抗を防きたり
總容積	直徑十六吋、長二十七吋中此立積3.41立方呎
包裝と運搬及通關上の便否	數量一定せるを以て通關上便なり
總重量	二十九斤
重量と運搬上の便否	輕量なるを以て運搬上不便なし
風袋の重量	九斤
正味の重量	二十斤
包裝內容品數量	二打半入
拔荷の狀況及其の豫防方法	包裝不完全なるを以て拔荷の憂あり之れを防止するには竹籠の目を密にするにあり
包裝の標記	荷受人及荷出人の氏名を記したる荷札を附せり
船車運賃の標準呼稱	汽船は才、汽車は斤扱とす
貨物の主なる製造地	大阪
包裝に要する費用	十錢內外

平安南北及黃海三道採金狀況

當地方即ち平安南北兩道竝に黃海道の一部より昨年度に於て產出せる金地金の總額は第七項に表示する如く六百七十八萬七千七百六十七圓の巨額に達せり然るに其の採掘精煉に關する目下の狀態を見るに外國人の經營に係るものを除くの外即ち主として朝鮮人の企業に成るものに在りては採掘及精煉の方法極めて幼稚にして貴重なる金分の幾割を徒に漏逸しつゝあるは斯業の發展上竝に國家經濟上看過すへからさる事柄と認めらる

（一）平壤市場經由移出金地金

明治四十二年以降大正元年に至る平壤移出金地金の數量價額を掲け其の比較增減を表示すれは

種別		四十五年大正元年	四十四年	四十三年	四十二年	四十五年大正元年の四十四年に對する增減	四十五年大正元年の四十三年に對する增減	四十五年大正元年の四十二年に對する增減
移出金地金	數量	一二三、四七〇匁	一〇六、一〇八匁	六三、六八二匁	二九、〇九七匁	(＋)一七、三六二匁	(＋)五九、七八八匁	(＋)九四、三七三匁
	價額	三、五九一、一四五円	三、三二五、九五五円	一、八四三、八〇九円	八二六、二〇一円	(＋)二六五、一九〇円	(＋)一、七四七、三三六円	(＋)二、七六四、九四四円

前表中明治四十二年の全部竝に四十三年の大部分は釜山稅關に於て移出手續をなし其の他は悉く平壤稅關出張所に於て其の手續を爲したるものにして全部內地へ輸送し大阪造幣局へ買上けられたるものに係る今前表に基き其の增減の事由を記述すれは左の如し

平壤に於ける客年の金地金移出高は前表に示す如く三百五十九萬一千百四十五圓の巨額に達し之を同年朝鮮全體に於ける移出總額九百十四萬一千二百九十七圓に對比すれは實に其の全額の三分の一以上を占む又昨年の移出額を以て一昨四十四年の移出額に對比すれは二十六萬五千百九十圓を增し同しく四十三年に對比すれは百七十四萬七千三百三十六圓を增し更に四十二年に對比するときは實に二百七十六萬四千九百四十四圓の增加を來せるものとす斯く僅に三年間に四倍餘の增加を來したる事實は地方經濟上慥に注目に値する現象たるへし其の原因は種種あるへしと雖主として(一)往時にありては採金業なるものは徒に失費のみ多くして收利少く他の農工其の他の產業に比し利益遙に少き爲一般企業家に閑却せられ他に恰好の職業なき者のみ已を得す之に從事するの傾向なりしか近年に及ひ第六項に記述するか如く採掘精煉方法の改良進步に依り採收純分の量增加し從て他業よりは收利多く且有望なる事業の一となりたる爲之か從業者の數非常に增加したり(二)古來本業の資金は「德大」と稱する一種の受負業者より現金を以

て給與せられ而して之か償還方法は採取金塊を以て精算せらるるの慣例にして其の間に在りて「德大」は法外の高利を收め爲に採金者の利益は極めて薄く恰も「德大」の指揮の下に驅使せらるる一種の勞働者に過きさるか如き有樣なりしを以て斯業に活氣乏しく發展進步を認むる能はさりしか併合後新政の布かるるに及ひ各地金融機關整備し經濟界一般の傾向に從ひ事業家より德大に支拂ふ利率も數年前よりは大に低下せられ事業經營の利便甚しく增加したる等に基くものと認めらる

（二）　貿易經濟と金地金との關係

金地金と輸移出入貨物其の他との經濟貿易關係を明ならしむる爲先當地方全體卽ち平安南北兩道及黃海道の一部に於ける輸移出入貨物の經路及各地商勢力の分野竝其の經濟關係等を記述せむに平安北道は金の採掘を以て立ち南道の大部及黃海道は米雜穀の產出を以て生命となすに依り叙上各地は金の全部米穀の大部を內外に輸移出し其の賣渡代金を以て各種輸移入貨物を購買するの狀態にあり而して其の輸移出入經路は地理的及經濟的關係により穀類は主として鎭南浦を經由し金は平壤を根據として輸移出せられ其の交易物たる輸移入貨物に至りては金融其の他の經濟關係に依り大部分は平壤を通して行はるるの現狀なり卽ち當地方貿易の全部は平壤鎭南浦兩地貿易業者の手に依り處理せらるると雖兩者各其の本分を異にし平壤は金の移出竝に百貨の輸移入を司り鎭南浦は米、大豆、雜穀、鐵等の農、鑛產物の輸移出を以て立脚地となす可き自然の運命を有するものと云ふへし

以上の理由に依り平壤は有名なる米穀產地の中央に位置するにも拘らす其の輸移出貨物は都て鎭南浦に輸送せられ平壤稅關出張所に於ける一般商品の輸移出統計の數字は連年極めて低位にあるも反之輸移入貨物に至りては金地金との關係よりして年年偉大なる增加發達を來す所以なり今之を昨年に於ける一般貨物の輸移出入統計に見るに輸移出貨物の價額は三十七萬二千二百十五圓にして輸移入は三百二十二萬五千六百五十一圓を示し結局二百八十五萬三千四百三十六圓の輸移入超過となれり

是に由りて之を觀れは平壤貿易は甚しき輸移入超過を告け又年年之と同一の傾向を有するに依り人或は當地經濟上の基礎に對し危懼の念を挾むなきを保せすと雖是移出金地金の價額を別途計算と爲すかために起る疑念にして若之を貨物貿易額に加算し出入貿易の權衡を考査するときは經濟上の根柢は其の反對に非常に强固なるを認むるを得へし今之に關する數字を擧くれは客年中當地より移出せる金地金は三百五十九萬一千百四十五圓にして此內一般經濟に關係少きもの卽ち外國人の經營に成る京城鑛山會社の遂安鑛山產金價額九十四萬三千七十七圓を除きたる殘額二百六十四萬八千六十八圓は主として朝鮮人鑛業者の所得金となり之に普通商品の輸移出價額三

十七萬二千二百十五圓を加へたる三百二萬二百八十三圓は平壤市場と經濟關係を有する各地の收入となりたるものなり故に之を同年度輸移入貨物總額三百二十二萬五千六百五十一圓より控除するときは結局僅に二十萬五千三百六十八圓の輸移入超過に過ぎす尚他税關經由當地より輸移出せる米穀其の他の價額を其の出貨額に算入するときは寧ろ反對に大なる輸移出超過を現出すへきは推定するに難からす以て當地貿易經濟の地盤如何に鞏固なるやを知るに足る可く是偏に莫大なる金地金の産出に起因するものたるは毫も疑を存するの餘地なし

(三) 産地

專門家の觀察に依れは平安南北兩道及黄海道の大部分は悉く金鑛地と稱するも不可なき程豐富なる鑛脈を有すとの事なるを以て當地方に於ける産金は實に無盡藏と稱するも不可なく朝鮮に於ける各種産業中採金業は將來最有望なるものと謂はさる可らす而して目下盛に採掘せらるる地方は平安南道に在りては价川、殷山、順安、平安北道は昌城、朔州、龜城、宣川、郭山、博川、雲山、泰川、寧邊の各地、黄海道にては遂安、松禾等其の主なるものとす

(四) 採金業者

巨額の資本を投し組織の完備せる工場を構へ大規模の採掘精煉に從事するは雲山金鑛に於ける東洋鑛業合資會社遂安金山の京城鑛業會社の二者にして共に英米人の企業に係り最著名なり內地人にして本業を經營するは順安に於ける淺野總一郎を措ては目下他に著しきものなし近來安川敬一郎、古川虎之助等の鑛業家は昌城、龜城等に有望なる鑛區を得既に採鑛に著手せるを以て一兩年後には完全なる設備の下に採掘を爲すに至らむ是朝鮮開發上最も悦ふへき事柄と謂ふへし

(五) 鑛種

金鑛には砂金、石金の二種あり砂金は土砂中に混淆存在する粒狀の金塊にして石金は岩石中に微分子となりて含有せらるる金分なり順安、松禾の兩地は砂金のみにして价川、殷山、遂安は砂石の兩鑛を産出し昌城、朔州、龜城、宣川、郭山、博川、雲山、泰川、寧邊は石金のみとす

(六) 採掘及精煉方法

大規模の鑛業に從事するは前記外國人經營の雲山、遂安の兩鑛のみにして順安に於ける淺野鑛山も又相當の設備を有す其の他大多數の鮮人經營鑛區に在りては手掘同樣の採掘を爲し精煉方法も亦極めて幼稚なるものなり而して砂金の採取は敢て繁雜なる手數を要せす掘鑿土砂を其の儘水流を利用し洗除法に依り金塊を採取するに過ぎさるを以て爰に之か詳說を略し以下鮮人の石金採取及精煉の方法並に其の變遷を述ふへし往時に在りては含金豐富なる鑛脈を發見するときは爭ふて其の富鑛部を亂採し毫も永遠の計畫を考慮せさりし爲鑛利を損すること甚しきものありしも近來鮮鑛業者の思想の進步と共

に鑛床の調査、採掘、精煉の方法等に關し專門技術家の意見を求むる等多少の注意を拂ふに至り殊に精煉法は從來單に不完全なる混汞法にのみ依りたるも近來漸次青化法を併用するに至り從て其の收金率を增加すること顯著なるものありて悅ふへき現象なりと雖も而も未た科學思想幼稚にして各種鑛石の種類に依り搗鑛精煉の方法に變化を生し鑛尾泥鑛の處理に異同を來すか如き其の應用の知識を缺くか爲啻に含金の漏逸を免かれさるのみならす往往にして其の施設に齟齬を來し却て意外の損失を招くか如きことありて指導改良を要すへき點甚た多し

加之硫化鑛に至りては鮮人は勿論外國人内地人と雖朝鮮にては精煉を爲す能はす内地人經營のものは鑛石の儘内地精煉所に輸送し外人も亦其の本國に輸送しつゝあるは惜むへき事に屬す又結氷期に入りては朝鮮にて精煉し得る鑛石と雖も作業困難なる爲態態内地に輸送せさる可らさる等現時に於ける當地方の精煉業は舊時に比し幾分の進步は認め得らるるも之を專門技術上より觀察するときは設備極めて不完全にして貴重なる金分の漏出すること少からす事業經營上不經濟なるは寔に遺憾とする所なり

（七）産額

曩に第一項に表示せる金地金の數量價額は平壤市場を經由して内地に移出せるもののみに係り當地方全體の産額にあらさるを以て之に産地より直接輸送せられ他稅關にて移出手續を爲せしもの即ち東洋鑛業合資會社の經營に成る雲山金鑛產出の分を加算するときは平安南北及黃海三道の金産額を知るを得へし今之を表示すれは左の如し

種別		四十五年大正元年	四十四年	四十三年	四十五年大正元年ノ四十四年ニ對スル增減	四十五年大正元年ノ四十三年ニ對スル增減
雲山	數量	一、七〇〇、五一七匁	一、五一三、五二四匁	一、四五八、九二八匁	(+)一八六、九九三匁	(+)二四一、五八九匁
	價額	三、一九六、六三二円	三、一二六、三八四円	二、八二七、六五四円	(+)七〇、二四八円	(+)三六八、九七八円
遂安	數量	二二六、八五三匁	二〇九、二九〇匁	一一八、三五四匁	(+)一七、五六三匁	(+)一〇八、四九九匁
	價額	九四三、〇七七円	八五七、九二五円	四八〇、六一七円	(+)八五、一五二円	(+)四六二、四六〇円
其他	數量	七〇二、六四三匁	六四三、四二七匁	四八一、四三九匁	(+)五九、二一六匁	(+)二二一、二〇四匁
	價額	二、六四八、〇六八円	二、四六八、〇三〇円	一、八四三、八〇九円	(+)一八〇、〇三八円	(+)八〇四、二五九円
計	數量	二、六三〇、〇一三匁	二、三六六、二四一匁	二、〇五八、七二一匁	(+)二六三、七七二匁	(+)五七一、二九二匁
	價額	六、七八七、七六七円	六、四五二、三三九円	五、一五二、〇七〇円	(+)三三五、四三八円	(+)一、六三五、六九七円

右の如く客年當地方三道に於ける金地金産出高は合計六百七十八萬七千七百六十七圓に達し之を朝鮮全體の同年度移出總額九百十四萬一千二百九十七圓に對比するときは實に其の三分の二以上を占むるの盛況を示し我朝鮮の經濟關係に於ける一大重要事實と謂はさるへからす

次に前表中雲山遂安兩鑛山產出金の賣却代金は直に外國會社の收入と爲るに依り當地方貿易經濟とは特殊の關係を有せされとも表中「其の他」の金額二百六十四萬八千餘圓の大部分は輸移入貨物購買の資に充てらるるものなるか故に特に注目を要するものとす

（八）　出廻並に移出狀況

前項に表示せる金地金の内雲山產出の分を除くの外は一旦悉く平壤に集中したる上鐵道便に依り内地に移出せられ大阪造幣局に買上けらるるものなり而して當地仲繼の内遂安產は朝鮮銀行平壤支店に於て會社よりの依託により運送並に造幣局への納付手續を爲し其の他の地金は鑛主又は仲買人の手に依り同銀行支店若は鮮人十數名の共同營業たる平安分析所に賣渡し兩買受所は之を内地に移出し造幣局へ賣渡すものとす

今以上の順序を詳説すれは各地方に於て精煉せる金地金及砂金は地方仲買人或は鑛主自ら携帶來壤し直接若は平壤市内仲買人を介し朝鮮銀行平壤支店又は平安分析所に就き其の賣買を商議す兩買受所に於ては提供せられたる現品の一少部分を分析して含有純金分を鑑定し純分一匁に付四圓八十錢の割にて買受け更に各品種別として溶解し一定の鑄型に注き長方形の金塊となし平壤稅關出張所に就き移出手續をなし汽車便にて大阪へ輸送し純分一匁に付五圓の割を以て造幣局に賣渡すものなり而して當地に出廻る鮮人精煉の石金は曩に第六項に述へたる如く精煉方法不完全なる爲亞鉛其の他の不純物の含有多し

尙平壤に於ける金塊仲買商は鮮人十五名あり何れも當地有力なる商人に係り第二項に述へたるか如く金の對貨たる輸移入貨物の仲買業を兼營す今昨年度に於ける兩買入所の移出額を表示すれは左の如し

扱店別	數 匁	價額 円
朝鮮銀行平壤支店扱遂安金鑛ノ分	二七、六六五	九四三、〇七七
同店買收高	三三、五七四	九三九、八〇七
平安分析所買收高	六二、二三一	一、七〇八、二六一
合計	一二三、四七〇	三、五九一、一四五

（鎭南浦稅關長報告）

輕便「タオル」織試織成績

此の裝置は朝鮮總督府工業傳習所技手井野勇太郎の創案に成るものにして別紙圖面の如き構造を存し考案の要部は「ルーズリード」に歪板を作用させ而して此の歪板は三角框、鈎、「スプリングハンマー」等の働により歪板軸は三分の一廻つつ廻轉せられ以て緯絲三本打込む毎に四、五分の間隙を作り又之を打込む作用をなす

此の裝置は何れの織機にても自働卷取器を具ふるものには容易に取付くることを得るものにして其の費用は約五圓にて足る

本機を以て生徒實習用として始て試織せしめしに運轉至て輕く不熟練なる者も一日(六時間)十二、三枚の製織を得たり若之を營業的に經營せむには右の三倍以上の製產力を出す事

は容易にして綿絲一玉を以て七十五枚乃至八十枚を織成し得へし

之に要する原料代綿絲一玉金三圓九十錢染料藥品其の他下拵費八十錢内外合計四圓七十錢にして之を七十五枚に分ては一枚に付六錢餘の元價なり

該品の市價は卸相場にて一枚に付九錢の品位に相當するを以て一枚に付二錢七、八厘の手間賃となる割合なれは生徒の練習製織としても一日約三十錢の收益あり

タオルの最近三箇年の輸移入額は左の如くにして斯の製織業は將來有望と認めらる

明治四十三年	六四、六五八円
同　四十四年	九七、〇二四
大正元年	一三六、六五四

圖面の解説

本機を使用するには普通の手織機(バッタン付)と異なることなり先第一圖(ネ)なる腰掛板に腰を掛け左手にて(ソ)なる「スレーカップ」を握り右手には(ラ)なる溝車に掛けたる引手を持ち次に兩足にて(ウ)なる踏木を踏み普通「バッタン」にて織る如き調子を以て織れは可なり

緯絲三本毎に間隙を作り又之を織込む作用は(ハ)なる鈎によりて三分の一廻つつ廻轉せらるる歪板(イ)か(ヘ)なる筬框後部に作用し筬をして杼摺に緊著し或は遊離せしめ以て打込みに差違を生せしむるものなり(ホ)は(ロ)なる三角框の一邊を壓して一廻毎に之を確持する作用をなす

次に環絲を織り出ささる場合には(ハ)なる鈎を外部に外して(ロ)なる框に作用せしめされは可なり

(リ)は滑轉子にして杆により筬框後部中央に取付けらるる之は筬か後方に在る時卽ち杼か運動し居る間に(ヌ)なる平彈條に壓上けられ筬をして杼摺に緊著すへき作用をなさしむ而して筬打ちの時は(ヌ)と(リ)は相離して筬框は歪板に接觸す此の時歪板の短き半徑の部分に接すれは筬は後進して前に打込みたる緯絲と四、五分の間隙を作る

彈條(エ)は此の時筬框を後方に突きて一定の間隙を作るへき補助作用をなす

筬框は如此歪板の短き半徑の部分に二回接觸し次に歪板の最も長き半徑の部分に接觸す卽ち筬か杼摺に緊著して前進し以て前に作れる間隙を一時に打込む此の際環絲は豫め(ル)なる張弛器により弛むへく適當に裝置され一齊に環となり布面に突出するものなり

第一圖は筬か杼摺に緊著したる時卽ち前に作れる間隙を織込む位置を示し第二圖は其の次の打込みを示す此の際筬框は歪板の最短半徑の部分に接觸し從て筬は杼摺より四、五分の間隙を作りて其のまま前進し以て筬打をなす此の故に前に打込みたる緯絲と四、五分の間隙を作る而して其の次の打込みにも亦右の如く筬框は歪板の最短半徑の部分に接觸前進し普通の打込み作用をなし亞に第一圖に示す如く歪板の最長半徑の部分は筬框に接觸前進し以て前に作れる間隙を一時に打込むものなり

輕便ナル織機側面圖

第壹圖

イ……歪　板
ロ……三角框
ハ……鉤
ニ……軸
ホ……スプリングハンマー
ヘ……筬　框
トチ……筬　溝
リ……滑轉子
ヌ……平彈條
ル……張弛器
オ……間　丁
ワ……環糸ノ十切
カ……地糸ノ十切
ヨ……曲　柄
タ……勢　車
レ……連接杆
ソ……スレーカップ
ツ……巻　取
ネ……腰　板
ナ……杼　箱
ラ……溝　車
ム……ロクロ
ウ……踏　木
エ……スプリング

第貳圖

玉珧貝赤貝調査

第一　調査の目的及方法

明治四十四年秋期麗水灣に於て玉珧貝(タヒラギ)、赤貝(アカガヒ)の濃棲地帶發見せられし以來漸次世間に喧傳せられ該漁業に著眼するもの多きを加へたるを以て此の際に於て漁場の維持法を講せすむは漁場枯渇の虞あるを以て其の蕃殖狀態を審にし相當保護取締方法を設くるの要あり而して其の漁場區域は恰も本道と慶尙南道との境界にあるを以て兩道技術員の立會調査を爲すことし調査には漁船一隻を備上け玉珧貝掻及貝桁打瀨の兩漁具を使用し漁場樞要の箇所に就き部分的に其の海理並蕃殖狀態を叢査せり

第二　漁場の廣袤

玉珧貝の最密棲する箇處は本道と慶尙南道との境界に當る麗水半島及突山本島の東岸と慶尙南道所管の南海島の南西岸を以て劃する海圖の所謂麗水海灣にして其の地域北は麗水半島瓦洞の南方岬端より南海島西湖洞に至る一線南は突山島大端岬より南海島天王山(標高一、一二三呎)に至る一線東側は西湖洞沖合半海里の點、螺峯突角沖合四分の一海里の點及以里山を正南に距る海岸沖合一海里五分の三の點を連結する線、西側は瓦洞南方岬端沖合五分の三海里の點、梧桐島の沖合(正東)五分の三海里の點及天王山より突山島大端岬に至る一線と同島巨摩角より南海島の西南海岸に存する標高一、四二二呎の山嶽を見通す一線との交叉點を連結する線とす之を矩形となし地積を測れは南北八海里東西二海里卽ち十六平方海里に及ふ

以上濃密區域の周邊は亞濃帶に屬し其の內南海島の南方沖合に位する方面最廣濶にして其の棲息濃度は西より東するに從ひ稀薄となるものの如く又瓦洞と西湖洞との連結線以北部及南海島の南西に位する亞濃帶には一年生乃至三四年生の稚貝蕃殖するもの甚多し而して潮流に從ひ分布するものの如し

亞濃帶に屬する地積を測定するに三十六平方海里に亙る(漁場圖參照)赤貝の棲息區域は玉珧貝に比し遙に廣濶にして南海島雲興洞沿海より起り彌助群島、頭尾島、七里島、世尊島を經て安東の北東端に達し之より北上して麗水半島の東岸洛浦角に及ふ其の內最濃厚なる箇所は南海島の西側沿海一海里以內及半島より螺峯に至る一線以南の地域附近とす但し玉珧貝の密棲する處には赤貝棲息するもの殆と之なく玉珧貝の稀薄となるに從ひ赤貝の蕃殖多きを加ふるか如し

第三　漁場の海理

海底急激なる凹凸なく一般に平坦にして桁網類の使用に適す而して東岸(麗水半島、突山本島方面)より西岸(南海島方面)に向ひて傾斜す水深は麗水海峽方面に在ては六七尋(海圖の記載に依る)(以下同し一尋は六尺)を最淺とし中央に至るに從ひ漸次深を増し九尋乃

至十尋なり南海島沿岸に近き箇處は十四五尋に達す蕃殖地帶の最北端卽ち瓦洞より西湖洞に至る一線以北の部分は大に深を増し十六七尋乃至十八尋に達す麗水海峽以南東卽ち大端角より以里山に至る一線よりの沖合は十尋乃至十二尋より起り東南に遠ざかるに從ひ漸次深を増し小致島附近は十四五尋老嫗島附近は十五六尋白島附近は十九尋乃至二十尋七里島附近は二十二三尋乃至二十六七尋に達す

海底土質は一帶に暗灰色の軟泥にして渡瀨附近に於ては一部分に大豆大の砂礫を混する處あり又南海島の南方沖合は麗水海峽地帶に比較し一般に泥質軟きを認む

蕃殖地帶に於ては大なる島嶼岩礁なきも小なるものにありては麗水港の東口沖合に於ける梧桐島、南海島南方沖合に於ける小致島、老嫗島、白島及麗水海峽中の渡瀨五萬里沖合に於ける標高十九呎の岩礁牛岩、羊岩等點在するものあるを以て四周の山脈と共に漁場山見法を行ふ目標と爲すに便す沿岸の地質は片麻岩より形成せらる(農商務省農事試驗場調査朝鮮土性圖に依る)

山嶽は標高一、五〇〇乃至二、五〇〇呎內外のもの漁場の周邊に峙つもの多し孰れも密林を有せす

漁場には大なる河川の開口するものなきも蟾津江の排水は本漁場に及ほす影響少からさるへきを認む

潮流の方向は麗水海峽內に在ては滿潮は北し干潮は南す但し麗水港東口部に於ては滿潮は同港水道に向て流入し干潮流は之に反す又南海島の南部に於ては滿潮は偏西し干潮は偏東す潮流の速度は急激ならす最急なる時にして一時間二浬を超へす小潮時に於ける流勢は甚た遲緩なり潮水は甚しく混濁せす

本漁場には赤潮(一名苦潮)の來襲するは稀なるか如し而して玉珧貝及赤貝等の老成貝群棲するものあるを看れはよし赤潮の來襲することあるも水深深きと潮水の流通良しきとに由り海底棲息の貝に被害の及ふもの少なきものと推定せらる

波浪は東より南を經て南西に至る迄の方位の强風には高浪を生すれとも北及西風は陸に遮ぎられ高浪起らす故に本漁場は冬季間の出漁に安全なり

潮升　潮升は大潮時に於て三尋內外

風向　十月より三月迄は北西風及西風卓越し又往往北東風を交ゆ四月及九月の兩月は風向極めて區區なれとも概ね偏東風多し五月より八月迄は南風最多にして東南風之に次く

雨雪霧　四月より降雨頻多となり七月に及て梅雨期に入り十日以上の降雨連續することあり霧は四月頃より始り六七月に至て頻多となる降雪少し

第四　漁場に於ける他の漁業

玉珧貝、赤貝の蕃殖區域內には他種の漁業を營むもの極めて少し前年度に於ける狀態次の如し

一　手繰網　五十隻主として鮮人の營業なり漁期四月中旬より五月上旬まて烏賊魚漁五月中旬より九月下旬まては雜魚漁

赤貝玉珧貝漁場圖
凡例
內ハ玉珧貝濃密帶
內ハ玉珧貝亞濃帶
內ハ赤貝蕃殖帶
晋州湾
昌善島
南海島
麗水半島
光陽湾
新壽島
樹牛島
蛇梁海峽
上島
下島
安山
金鰲島
白島
七里島

冬季間は天候靜穩なる日のみ出漁す

二　鯛延繩　主として鮮人の漁業とす出漁船數約十隻漁期は四月中旬より七月まて及十、十一の兩月とし四月中旬より五月上旬迄は黑鯛漁其の以後は鯛漁とす

三　太刀魚、石首魚釣　主として鮮人の漁業とす出漁船數約四十隻漁期は夏秋の候なり

四　鮟鱇網　昨年より著手せられたるものにして主として内地人營業とす出漁船數は鰕鮟鱇網十三隻荒目鮟鱇網五隻漁期は前者は四月中後者は七八の兩月漁場は前者は洛浦附近後者は螺峯岬角附近なり共に漁場は廣濶ならす多數の同漁船を容るる餘地なし

玉珧貝の密棲する箇所に於ては漁具を毀損せらるること甚しきを以て延繩漁及底部に達する各種の網具は其の區域内に於て操業することを避く

第五　玉珧貝、赤貝の生態

(イ)　赤　貝

一　動物學上の分類記載

學名　Arca inflata Reev.

殼斜卵形　薄し　膨る　兩辮不等に近し　上方(前後背緣)に於ては輕き角あり下方(前後腹緣)に於ては丸き兩側を有す帶白色　角は暗褐色の表皮を有す鱗を以て被はる(放射)肋間を有す放射肋多數　四〇　平滑なり　靱帶面狹きに近し　斜なり　兩殼頂突出す、少しく近し

二　習性　水溫三十四度に達すれは殼を開き感覺を失ふ氣溫は零度以下四度に於て二時間堪ゆることを得比重は一、〇〇一にては死す一、〇一五にては煩悶の狀を呈す一、〇二〇にては變化を見す

赤貝の運動に就き或る研究者の説に依れは赤貝を普通の棲息狀態(軟泥内)に置き其の體軀の上部に壓石を施したるに漸く一週間の後に其の壓石下より移轉し得たりと云ふ即ち運動は極めて遲緩なるを知るに足る貝絲は狹短なり

三　食餌　胃中を檢するに各種の動植物を攝取せるを見る

四　生長度　現在蕃殖するものに就き見るに七八年の老貝は體長三寸五分二年生は體長一寸内外なり

五　蕃殖狀態　赤貝の蕃殖狀態に就ては部分的に調査したるに止まり詳細の調査を遂けす且其の調査用器具も適當なるものを得す加ふるに調査期日に餘裕なかりしため數字的に之を揭くること能はさるも梧桐島より南海島螺峯に至る一線以南に於ては玉珧貝の棲息數より多きを知り而して其の蕃殖區域に就ては從來此の方面に操業せし貝桁網、打瀨網(魚類捕獲用)漁業者等の實驗を參照し尙今世尊島、白島、頭毛島、彌助群島内の古島を連結したる線内に於て數箇所實查せし處に依り判斷すれは尙其の沖合に在ても蕃殖するを疑はす現在操業しつつある貝桁打瀨に就き取調ふるに梧桐島沖合に於ては赤貝

と玉珧貝と等分に捕採し倘沖合に去れは漸次赤貝の捕採率を増加す

（ロ）　玉珧貝

玉珧貝に就きては未た學者の專門的研究を爲せしものなきを以て學術上の分類記載をなすこと能はす近來玉珧貝を三種に分類するとの説あれとも麗水海灣産は何れの種類に屬するやを知らす外殻に棘なき種類なり

玉珧貝生長度　（大正二年五月七日調）

體部＼年齢	一年生	二年生	三年生	四年生	五年生	六年生	七年生	八年生	九年生
體長	二・九〇寸	六・一〇寸	六・七〇寸	七・二〇寸	七・九〇寸	八・七〇寸	九・一〇寸	一〇・〇〇寸	一〇・〇二寸
體高	一・二五	三・二〇	三・五〇	四・一〇	四・二〇	四・七〇	四・八〇	五・二〇	五・四〇
體幅	〇・四二	一・〇〇	一・一〇	一・五〇	一・六〇	一・八〇	一・九〇	一・九〇	一・九〇

備考　六年生以上のものにありては年輪明瞭を欠き且殻の大さに著しき差あるを認めさるに至る
或日齊藤一郎氏は體長一尺二寸體高六寸肉柱の重量六十匁の老貝を獲たりさ

現在蕃殖せる狀況を視るに濃密帶にあるものは七年乃至九年生のもの最多にして幼貝は極めて稀に之を見る之恐らくは成貝の密棲に由り幼貝の生息地積を奪はれ或は其の食餌となりて發育を遂け能はさるに依るものならむ亞濃帶に於ては一年生乃至四年生のもの多く又往往六七年生のものも混棲するもの少からす試に玉珧貝の蕃殖數を算定せしに約二十四億八千萬と推定せられたり其の算出の基礎は即ち次の如し

濃密帶に棲息する八、九年生の大なるものの玉珧貝の平均體高五寸體幅二寸三分の相乘積一一・五平方寸を二分したる數五、七五平方寸を以て貝一箇の平面體積とし（玉珧貝は菱形なれは體高と體幅の相乘積を二分せは平面體積を得る勘定なり）其の平面體積の三倍を以て貝一箇の棲息に要する地積と看做し（動物學上貝類は平面體積の三倍の地積あれは棲息し得るものとせらる）其の地積一七・二五平方寸を以て一坪の面積を除し其の得たる數二〇八の三分の一を以て一坪に現在する蕃殖數と假定し即ち約七十箇棲息するものと認む此の一坪七十箇の棲息ありと認むる濃密帶は漁場の廣袤の章に揭けしか如く十六平方浬に亙るを以て此の坪數一六、四二一九、五〇四に七十箇を乘する時は十一億五千六萬五千二百八十箇を得但し濃密帶の内最濃厚部に在ては殆と空席を認めさる迄に蕃殖し居りて之等の場所に於ては少くも二百八箇の生息する事實を認む又貝搔漁具を以て漁場數箇處に就き實査の結果に徵するも海底二尺三寸（貝搔漁具の幅員なり）縱六七寸乃至一尺を搔き起すときは七八箇乃至十一二箇（稀には十五六箇）の玉珧貝を捕採するの狀態なり之を以て推測するも一坪百六十箇以上の棲息地帶廣きを知る

倘空席なき迄に密棲し居ることは玉珧貝の殻か不正形を呈するもの多數なるを以て知るへし此の現象たるや其の棲息箇所に於ては殼殼相摩し他のものと密接蕃殖する結果自然に殻の不正形を呈するに至りたるものとす

亞濃帶の繁殖數は濃密帶の蕃殖數の半卽ち一坪當三十五箇と看做し其の區域三十七平方海里に乘する時は其の數十三億二千九百七十六萬二千九百八十箇となる之に濃密帶に於ける蕃殖數を加算すれは二十四億七千九百七十二萬八千二百六十箇となる

產卵期　玉珧貝及赤貝の產卵期に付ては從來正確なる研究を遂けたるものなきも短時日間の調査に依り實檢する處に依れは成熟に近き生殖素を認め得たると同時に分化の著しく後れたるものをも認めたるに依り推測するに兩貝の產卵期は比較的長期に亙るものの如く而して恐らくは七八月の候を以て盛期なるものの如く察せらる

肉柱の重量　現在漁獲のものに就き取調ふるに濃密帶に於けるものは一箇の肉柱重量平均十六匁にして粗帶に於けるものは同平均十八九匁あり之粗帶に棲息するものは營養狀態良好なるに由るものとす

附記　殼に有棘の玉珧貝の內柱には白色を呈する筋肉部なきも無棘玉珧貝の肉柱には白色を呈する筋肉か一部分に存在す此のものは變敗し易しと云ふ

分布　內地に於ける玉珧具の產地として知り得たるものは岡山縣兒島灣及其の沖合の瀨、肥前有明海、柳川沖合、同大村灣內鈴田沖合、阿波東海岸の一部伊勢灣、東京灣、木更津沖合、能登七尾灣內等にして本道管內には麗水海灣の外莞島郡駐在塚田水產敎師の復命に依れは康津郡灣に繁殖し又三年前に愛知縣水產試驗船か遇然發見せし處に依れは古群山列島の北方沖合に於て打瀨網使用中玉珧貝の密棲する處に行き當り網裾を之に曳掛け漁船は爲めに進航停止せしことあり其際曳網を手繰るに頑として動かさりけれは船員一同は必定網具の岩礁に纏絡せしものならむと思込み百方苦慮して重き袋網を曳き揚け檢するに豈計らん玉珧貝の充滿し居らむとは依之觀之該方面の蕃殖も頗る濃厚なるを知るに足る

本道沿海は玉珧貝の棲息に適するならむと推定せらるる幾多の內灣を存するを以て周到に之か探檢を爲さむか以上判明せし以外にも尙他に棲息地域を發見することあるへし

第六　現在の漁業狀態

(イ)　沿　革

明治四十四年四月以來愛知縣水產試驗場技手小川濟氏は同場試驗船三五丸に乘組み南鮮に於ける移住漁村建設の基礎と爲すへき目的を以て亞沖性貝類漁場調査に當り幾多の辛酸を嘗め探究精査の末漸く同年十月に至り南海島附近に於て玉珧貝及赤貝の群棲するを發見し爾後本漁場の開拓に主力を傾注し四十五年度の事業として繼續施行中遇岡山養貝合資會社の春藤一郎氏は大正元年十月南鮮視察に際し調査の結果本漁業の有望なるに著眼し翌二年一月に至て兒島郡八濱の當業者七隻を引率し來て前記小川技手の率ゐる貝桁打瀨漁船九隻と共に

提繋して捕採に従事せしめ漁獲物の處理販賣上に關しては兩人協力して各方面に照會し之か開拓に盡粹せしか其の結果は赤貝は比較的販路狹隘にして需用少きことを確めたれは今や主として玉珧貝の漁獲を講し其の獲たるものは前記會社か創設したる罐詰工場に於て買收し製造し居れり

(ロ) 漁具

麗水海灣に於て玉珧貝、赤貝の漁業に使用しつつあるものは岡山縣兒島郡八濱地方に於て用ふる玉珧貝搔及愛知縣地方に用ふる貝桁打瀨の二漁具あり

一 玉珧貝搔

構造　本漁具は大別して柄部と爬牙部に分たる爬牙部は幅二尺三寸の鐵臺に間隔二寸を保ち鷲爪形に內方に彎曲する長九寸の爬牙十二本を植う又爬爪の後背部には粗目の龜甲形の金網を附し捕採物を支ふるの用を爲さしむ

柄部は無瑾正理眞直の樫材を用ひ厚さ一寸幅一寸二分長五尋乃至三尋半許に製したる細長の竿なり之を漁場の水深に應し三本乃至五本を繼き合せ(麻絲にて結ひ付く)其の尖端に爬牙部を附し使用するものとす(漁具圖參照)

使用法　肩五尺長二十四五尺內外の小形漁船一隻に漁夫二名乘組み漁場に達すれは一人の作業者は舳部に立ち先水深風向潮流の速度を計り之に應して相當の長さに樫柄を繼き合せ次に其の尖端に爬牙部を添へ海底に投下し潮上より潮下に向て搔き漁獲物の有無を探り爬牙に觸るれは直に爬牙を泥中に深く搔込み貝絲を切斷し貝を拔き取りたる頃を計り樫柄を手繰り金網に留まりたる漁獲物を收む他の一人は此間始終操櫓航を取り船體を相當の方向に保たしむ

本漁具は風浪潮流の急激なる時若は風向と潮流の方向甚しく相反する際には使用困難なり又現在の使用法に依れは水深拾尋以上の處に於ては使用不可能なり

本年度に本漁業に從事せしもの七隻あり總て八濱の漁夫とす一作業に要する時間は約五分間にして天候靜穩且潮流急激ならす使用上好都合なる日には一日八十回內外の作業を爲し得れとも風潮順ならさる日には作業困難にして使用の回數を減す

本漁具の使用には相當熟練を要すれとも多大の時日を要することなし

漁獲高　一回の作業にて五六箇乃至十一二箇を得一日の漁獲は二三百箇より四五百箇(多きは六七百箇)あり出漁日數は約十五日位にして一箇月の平均漁獲高は約六千箇に上る玉珧貝一箇の價は一錢なれは六千箇にして六十圓に當る漁夫二人か一箇月間の雜用を十圓と看做し其殘金五十圓を折半せは漁夫一人一箇月當二十五圓となる

漁業資本　漁船一隻五十圓漁具は爬牙部四圓五十錢樫柄一本一圓五十錢五本分七圓五十錢計十二圓船具十二圓合計七十四圓外に糧食雜費旅費(內地往復)に少許の流動資本を要す

漁獲物の處理及價格　玉珧貝搔漁船七隻は總て岡山養貝合資會社の仕込を受け渡來せしものなれは漁獲物は同會社に賣込むの約定となり居れり相場は剝肉の貝柱百匁に付六錢替とす玉珧貝肉柱一箇の重量は十六匁内外なれは一箇の價約一錢に相當す

本漁業者は歸港の後剝身となすの煩雜を避くると運搬上簡捷を期するか爲めに豫め出漁する際に於て鮮人一名を雇ひ漁船に乘込ましめ置き玉珧貝を從て獲れは從て剝身せしめ殼は直に其場に於て放棄するの方法を採り居れり此の漁場に於て剝殼を投棄することは海底に棲息する玉珧貝を掩塞し大に其蕃殖を沮害するの虞あるを以て力めて之を避けしむるを要す

肉柱を除去したる體肉は最初は剝身の加勢をなしたる鮮人に無償にて付與せしか近來之か購入者あるときは四斗樽一杯二三十錢に賣却せらるるに至れり

本漁具の得失　本漁具は多資を要せす使用法簡易にして而も漁獲は比較的多きを以て現在使用の漁具中利便なるものと稱し得へし唯惜むらくは本漁具は使用水深に限度あり十尋以上を超ゆること能はされは本漁場内に於て本漁具は其の使用に適する範圍は其の一小部分に過きす然れとも本漁具は其の使用中逐一海底の模樣を知覺し行動するものなれは漁場に於ける玉珧貝を損傷せしむること少なくして殆と其全部を周到に捕採し得るに依り一は以て蕃殖上より一は以て漁場に於ける棲息數に對する捕採率より觀察し貝桁打瀨に比し優越すること數等なるを以て小漁民に對しては大に奬勵すへきものと信す

二　貝桁打瀨

構造　桁枠幅五尺五寸高九寸あり下方樫臺には間隔一寸八分宛を距てて鐵爬牙二十五本を植へ枠桁の背後には麻絲若は針金にて製したる粗目の袋網長さ三尋のものを附す枠の左右前方には沈子用として重量五貫匁内外の椎實形の花崗石各一箇を結附す爬牙の先端を下方に向て彎曲せしめたるは幾多研究を遂けたる末の工夫なり

曳網は麻製三子撚徑六分にして長は水深の約二倍を延長す（漁具圖參照）

使用法　漁船肩幅一丈乃至一丈三尺（船丈は肩幅の約五倍強あり）の愛知型打瀨漁船に漁夫四名乘組み漁場適當の箇處に到達せは先船を潮流に横へ帆を張り流しつつ最初は舳艫兩末端に引曳すへき貝桁より始め順次船體中央部に取付へきものを海中に投し網具の紊亂又は袋網か纏絡せさる樣注意して曳網を延へ終る一漁船使用の貝桁數は漁船肩幅一丈のものにありては九箇乃至十箇同一丈三尺のものにありては十二箇乃至十五箇内外とし風力及潮流速度の強弱に依り其數を加減するものとす全部の貝桁を投下し終れは主として風力に依り船を潮下に流す其の流す速度は一時間に一海里半乃至二海里弱とす作業中絕ゑす曳繩に觸れ試み搔き工合を檢し海底土質の硬軟水深の變化、風力潮流の強弱等に鑑み或は曳網を伸縮し或

は展帆を加減し以て船の流し工合と漁具の掻き工合を終始調節す

本漁具の裝置中最呼吸を要する點は枠桁に股網を取附くる工合なり其の調子如何に由り引曳に際し枠桁の俯仰を生し爬牙の效力に多大の影響を及すを以て特に細心の注意を要す

貝桁引曳中は沈子と股網の取附方と引曳力との關係により爬牙の尖端は泥中に隱顯出沒して貝を袋網に掻き込むの裝置となせり故に引曳に際し爬牙は泥中に潜入して貝を掻き起し漁具の進行中爬牙の俯仰跳躍運動によりて背面にある網中に收納す

打瀨時間は漁場の廣狹風力潮流の適否等に依り一定せさるも普通二三時間引曳し後引揚く而して引揚には船内に備へたる歯輪滑車に依る

貝桁引曳には反動あるを良とす故に少しく波浪起伏し船體動揺ある日に漁獲豐なり亦同一日の引曳に於ても反動なき舷部に取付けられたる貝桁には漁獲少く舳艫外に張出されたる支柱に支持せらるるものは動揺激しきを以て漁獲多きを示す本漁具の使用は專ら風力に依るものなれは無風の際は絶對に操縱不可能なり左れは本漁法は風多き十一月より翌三月に至る季節を以て使用の好季とし夏春の候は風多きため使用意の如くならす出漁日數は一箇月平均十五日内外ならむ

漁獲高　出漁一日の漁獲高は玉珧貝六七百箇乃至二千箇一箇月間の漁獲高平均約一萬五六千箇其價百五十圓内外

本漁具は廣濶なる區域を引曳するものなれは玉珧貝と共に赤貝も亦混獲せられ亞濃帶に於ては兩者相半し或は赤貝の捕獲數却て多きことあり

赤貝の販路に就ては内鮮人各地主要の市場に向て試賣せしも購買力なき地に在ては高價ならす高率の運賃荷造費等を差引かは結局餘す處なく又二三千箇位の購買力ある朝鮮内の都邑に於ては比較的高價に售賣せらるるも如何せむ巨額の漁獲物を捌くに由なく斯くて漁船の根據地たる麗水港に於ては赤貝一箇の平均相場は四厘弱に低落せり

漁業經濟　先固定資本として漁船(肩一丈)七百五十圓漁具は貝桁一箇四圓五十錢曳網一張分四圓計八圓五十錢十六箇分百三十六圓及流動資本として漁夫前貸金其の他糧食雜費等に百六十圓總計千〇六十六圓を要す

漁獲高分配法は全漁獲高の十分の四を資本主に對する配當とし殘額十分の六より食費を差引たる殘を乘組船員間に等分す卽ち全漁獲高を百五十圓漁夫の食費を二十五圓と假定すれは資本主の受くる處は六十圓漁夫一名の配當額は十六圓二十五錢となる而して本漁業には資本主にして船頭を兼ね經營するもの多し

本漁具と玉珧貝掻との優劣　貝桁打瀨は風帆力に依り漁具を引曳するものなれは漁夫は勞力を要ずること少きも一方に於

ては機械か本位なるか故に多額の資本を要し且多資を投したる割合には漁獲十分ならす倘漁獲高分配法に關連し漁夫の收得も亦比較的多からさるか如し左に本漁具と玉珧貝搔の兩者に就き優劣得失を對照すへし　(一)貝桁打瀬は多資を要し機械か本位なれは漁夫は勞力を要すること少きも玉珧貝搔は小資本にて足り之れか使用は技術本位にして勞働激し　(二)貝桁打瀬は深處に在ても能く使用し得るを以て漁場の全面に亙り活動し得るも玉珧貝搔は水深十尋以上の處に於ては使用困難なれは其の適應する漁場區域狹隘なり　(三)貝桁打瀬は風帆力に依り長區域を長時間引曳せされは相當の漁獲を爲し能はす卽ち之か操業には廣き區域を必要とすれとも玉珧貝搔漁は舷舷相摩し舳艫相啣み操業し得るに依り等一面積の漁場に於ては後者は前者より數十倍の漁船を收容し得へし　(四)貝桁打瀬は風ある日に非されは操業絕對的に不可能なれとも玉珧貝搔は靜穩の日を好み又少しく風浪ある日に在ても操業上甚しき支障なし要するに冬期間は前者の出漁日數多かるへく春夏の候は後者の出漁日數多かるへし　(五)玉珧貝搔は之を投下して海底を探れは逐一其の模樣を判知し得るに依り老成貝の棲息なきを認むる時は直に他に移り無益に漁場を攪拌することは決して之れなきを以て蕃殖上障碍少きも貝桁打瀬に在ては之に反するを以て蕃殖上に及ほす障碍甚し　(六)玉珧貝搔漁法に依れは目的物を損傷せしむること少くして殆と其の全部のものを周到に補獲し得れとも貝桁打瀬漁法に依れは目的物を毀損せしむること劇しくして漁獲率少し

説明貝桁打瀬の漁獲高を實驗するに一里間の長距離を引曳して一箇の貝桁に二百五十箇内外の漁獲あるを普通とす而して貝桁の幅員五尺五寸あれは一里間を引曳したりとせは其の爬搔地積は將に千九百八十坪となる卽ち斯く廣き地積を攪搔して僅に二百五十箇内外を獲るに過きす若玉珧貝搔漁法を以てせは二百五十箇位は僅に數坪の捕撈にて之を充すを得へし

之を要するに貝桁打瀬は資本を要すること多く其の漁法は廣汎なる區域を攪亂し貝類を損傷せしむること激甚にして捕採率は極めて低きに依り漁場の經理と保護蕃殖上より論すれは大に排斥すへきものにして玉珧貝搔は之に反し漁法簡易に多資を要せす所謂勞役本位なれは鮮人等に模倣せしむるに最適應し其の漁獲高も比較的少からす且目的物を損傷せしむるの程度低く捕採率に於ても前者に優ること數等なれは大に之を推奬するの價値あり唯此の漁具に於て最遺憾とするは使用水深に限度あり漁場一帶に使用し能はさる點にあるを以て他に有效卓越の漁法案出せられさる間は遺憾なから兩漁具を兼用せしむる外なからむ蓋し兩漁具を併用するに就ては漁場の力に應し各漁法の出漁船數を相當制限する必要あるへし

第七　罐詰製造狀況

前にも屢逃へたるか如く玉珧貝漁船の根據地たる麗水港の東側鍾浦に地を相し鑵詰工場を起したるは社員春藤氏の主唱に依り岡山養貝合資會社の事業にして一日二十函(一函四打入)を製造するの設備を整へ二日より開始せしに五月初旬に至る迄の製造高は一千函に達せり製造は全部玉珧貝のみにして其の法玉珧貝の肉柱のみを採り醬油味淋等の溶液にて味付を爲し煮上け重量六十匁の肉柱を一鑵に詰め少許の味付汁を盛り封鑞す一鑵に要する貝柱の原料は百十匁乃至百二十匁なりと云ふ

昨年度始て本漁業を開始せし當時は漁獲物の販路閉塞して始末に窮せり此の窮狀を目睹したる春藤氏は主として漁業興振の趣旨に依り該鑵詰業を創始し漁獲物の一手引受に任したるものにして製品の販路に就ては當初より其の取引先を確定し居らさりしものの如く今猶小許の卸小賣を營む外未た大取引先を定めす製了品の全部を貯藏しつつあり然とも製品試食者の多くは美味なりとして好評し續續嗜食者現はるる狀況なれは本品の販路に關しては決して憂慮すへきことなきを信す

會社に於ては赤貝のボイル鑵詰製法に就き目下研究中なりと云ふ若本事業成立せむか漁場には濃密なる棲息物あるを知悉するも是迄販路閉塞の爲め捕採することなく空しく放棄の狀態にありしもの忽ち勢價を顯し本漁場の廣販に貢獻する處鮮少ならさるへし

第八　漁場沿海の漁村浦

將來本漁場の經理を企劃する上に於て其の沿岸漁村浦の狀態を調査し置く要あるを認めたれは左に之を揭く

一　突山本島東海岸に於ける漁村浦(巨磨角より麗水對岸に至る)

部落名	總戸數	漁業者戸數	漁船數	漁業種別
小栗島	一二五戸	二〇戸	七隻	延繩二隻一本釣二隻手繰網一隻擧網一隻
大栗里	三一	二〇	二	一本釣一隻手繰網一隻
鳳林里	四五	三〇	五	一本釣三隻手繰網二隻
竹圃里	一五六	二五	四	一本釣二隻手繰網二隻
昇月里	二〇	五	—	
德谷里	二九	二	—	
瑞基洞	六五	一〇	—	
常田里	一三三	二五	五	一本釣二隻手繰網三隻
桂洞	二〇	五	三	一本釣二隻手繰網一隻
月岩洞	三〇	五	三	延繩二隻手繰網一隻
堀普里	一九	一〇	三	延繩二隻建干網一隻
右斗里	八八	五五	一〇	延繩三隻一本釣四隻手繰網三隻
計	六六一	二一二	四二	延繩九隻一本釣十六隻手繰網十四隻擧網二隻建干網一隻

備考　漁業戸數に比し漁船數少きは或は共同にて漁船を所有し或は他人に雇はれ又は徒渉漁業(海藻貝類捕採等)をなすもの多きに由る漁業種別は二三種の營業をなすものにありては其の主なるものを揭けたり

二　麗水半島東海岸

部落名	戸數	人口	漁業者戸數	漁船數	漁業種別
蘇內面萬中里	一三三	七三三	二	一	不詳
同面德垈里	八五	四五九	二	一	同
三日面新德里	二二	八一	一〇	二	同

双風面	四八	三六	四	同
毛沙里	一〇九			
計	二七五	一,四八三	五〇	八	同

備考　漁業種別は主として手繰網一本釣なり漁船少き理由は突山本島と同一なり

第九　漁場に於ける漁船收容力

麗水海灣に於ける玉珧貝赤貝漁場内には年年幾干の漁船を容れ捕撈に從事せしめ得る力あるか本問題の解決は其の漁場の廣袤棲息物の濃度漁場の海理蕃殖上に及ほす漁具漁法の適否及漁具の捕採率等に依り定まるものなれは今日より俄に斷定し難きは勿論なりと雖現に使用しつゝある八濱式玉珧貝掻漁具を以て漁撈に當るものとなし尙次の如く假定せは

一　沖合に位する亞濃帶區は水深深くして玉珧掻漁具の使用に適せさるものとし漁場の區域に算入せす

二　濃密帶區三十六平方海里の內同漁具を使用し得る區域郎ち水深十尋以內の部分を四分の一と假定せは此の地積四百十萬七千三百七十坪となり一坪當七十箇の玉珧貝蕃殖せりと見做せは其の數は二億八千七百五十一萬六千三百二十箇となる

(第五章(ロ)玉珧貝蕃殖數算定の部に付參照)

三　前項の蕃殖數の內同漁具にて實際捕獲する數を其三分の一と見做すときは其數九千五百八十三萬八千七百七十三箇となる

四　同漁船か一箇年中九月より翌四月迄七箇月間稼業し而して一箇月平均五千箇の漁獲を爲すものと假定せは一漁船一箇年間の漁獲數は三萬五千箇となる

五　三項の捕採數を十箇年に分割捕採するものと假定せは一箇年當は九百五十八萬三千八百七十七箇となる

六　前項の數を第四項の漁獲數を以て除するときは二百七十三隻强となる

郎ち前記の假定に依れは本漁場中の一部分に過きさる箇所に於てすら玉珧貝掻漁船二百七十隻强を容るるに足るものと推定せらる

水深十尋以上の箇處に於て適應する貝桁漁具に就ては短時日の調査に過きされは未た斷案を下すへき的確なる材料を有せす故に該漁船は幾何を限度とし收容せは枯渴せしむることなくして漁場を維持し得へきや判斷に苦しむも要するに該漁具は漁場を荒廢せしむる程度激甚なれは漁場の廣濶なる割合には多數の漁船を容るること能はさるは敢て疑なき處なり然とも該漁船の收容力査定には尙幾多の詳細なる調査に俟たさる可からす

第十　玉珧貝赤貝の命數如何

玉珧貝及赤貝は幾年間の壽命を保つものなるや之を審にするは本漁業經理上極めて重要且差掛りたる問題なりと信す何となれは本漁場に濃棲する成貝には七八年生乃至十年生のもの多く稀には十一二年(以上主として玉珧貝を指す)とも見るへ

き老貝の棲息することは前章に述へたるか如し而して玉珧貝か十年生以後期年ならすして斃死するものならむには徒に持久して捕獲するの愚なるを知るへく又尚長期間生存するものならは大に輪番採捕等の方法を講し徐徐に漁場維持の計畫を廻らすの必要あるへし

常識を以て判斷するも粗に蕃殖するものは營養狀態適良にして天壽を全ふし得へきも本漁場密棲帶に於けるか如く殼殼相接衝し寸地を餘ささるまてに密棲するものにありては生存競爭の結果早斃を免れさるもの多きに至らむ本漁場は幸にも亦潮來襲の被害少きか如く認めらるるを以て天災一朝にして貝類を全滅せしむるか如き慘害を蒙ること之なからむも其の棲息地帶の狀態如何に依り壽命に長短あるに於ては豫め之に處する道を講するの必要あり卽ち本問題は漁場の維持畫策上先決問題として專門學者の研究を煩されんことを望む

（全羅南道報告）

道路改修工事概況

（大正二年六月末調）

○平壤＝元山線

平安南道平壤より江東＝破邑＝陽德を經て咸鏡南道元山に至る

道路幅員四間　改修豫定距離五十五里

目下平壤　元山兩方面より起工着手中にして全線に亙る着手距離三十四里二十一町　着手距離に對し約六步通りの成工にして全線大正五年三月竣功の豫定

（平壤方面）

平壤＝破邑附近間（二十八里）目下着手距離十六里三十五町　着手距離に對し約七步二厘成功したり

（元山方面）

元山＝破邑附近間（二十七里）目下着手距離十七里二十二町　着手距離に對し約四步八厘成工したり

○京城＝元山線

京畿道京城より江原道を經て咸鏡南道元山に至る現在道路局部改修

道路幅員二間乃至四間　局部改修距離三十里

元山方面より淮陽附近に至る間局部二十一里著手中　著手距離に對し約四步六厘の成工にして全線大正三年三月竣功の豫定

○安州＝滿浦鎭線

平安南道安州より平安北道熙川＝江界等を經て滿浦鎭に至る

道路幅員三間　改修豫定距離八十里十八町

安州方面より起工し目下著手距離二十五里三十町　著手距離に對し約五步八厘の成工にして全線大正五年三月竣功の豫定

○晋州＝尙州線

慶尙南道晋州より居昌＝熊陽及慶尙北道知禮＝金泉等を經て尙州に至る

道路幅員三間　改修豫定距離四十四里

目下晋州＝尙州兩方面より起工全線に亙り著手中約六步八厘の成工にして全線大正三年四月竣功の豫定

○順天＝全州線

全羅南道順天より全羅北道南原＝任實等を經て全州に至る

道路幅員三間　改修豫定距離三十二里

目下順天＝全州兩方面より起工全線に亙り著手中約九步二厘の成工にして全線大正三年三月竣功の豫定

○利川＝長湖院線

京畿道利川より蟾背を經て忠清北道界長湖院に至る

道路幅員四間　改修豫定距離七里十八町

利川方面より起工目下全線に亙り著手中約九步八厘の成工にして全線大正二年八月竣功の豫定

○利川＝江陵線

京畿道利川より驪州及江原道原州＝安興等を經て江陵に至る

道路幅員三間　改修豫定距離四十八里十八町

利川方面より起工目下著手距離十四里十三町　著手距離全部竣功殘餘起工準備中に屬し全線大正五年三月竣功の豫定

○城津＝惠山鎭線

咸鏡北道城津より咸鏡南道銅店＝甲山等を經て惠山鎭に至る

道路幅員三間　改修豫定距離四十里

目下城津及銅店兩方面より起工著手中にして全線に亙る著手距離二十四里二十八町　著手距離に對し約三步五厘の成工にして全線大正五年三月竣功の豫定

（城津方面）

城津＝銅店間（十八里）目下著手距離十一里十三町　著手距離に對し約一步九厘成工したり

（銅店方面）

銅店＝惠山鎭間（二十二里）目下著手距離十三里十五町　著手距離に對し約五步一厘成工したり

○雄基＝慶興線

咸鏡北道雄基より嶺底を經て慶興に至る

道路幅員四間　改修豫定距離九里

雄基方面より起工し　目下著手距離九里二十町　著手距離に對し約四步三厘の成工にして全線大正三年六月竣功の豫定

○京城＝利川線

京畿道京城より往十里＝昆池巖を經て利川に至る

道路幅員四間　改修豫定距離十二里十八町

目下京城及利川兩方面より起工著手中にして全線に亙る著手距離八里三十三町　著手距離に對し約六步四厘の成工にして全線大正四年三月竣功の豫定

（京城方面）

京城＝酒幕里間（六里）目下著手距離二里十三町　著手距離に對し約六步二厘成工したり

（利川方面）

利川＝酒幕里間（六里十八町）目下著手距離六里二十町　著手距離に對し約六步五厘成工したり

○公州＝論山線

忠清南道公州より魯城を經て論山に至る

道路幅員四間　改修豫定距離十里

目下全線に亙り著手中　土工は全部竣功し橋梁其の他路面仕上工事著手中に屬し全工事に對し約七步六厘の成工にして全線大正三年三月竣功の豫定

○忠州＝陰城線

忠清北道忠州より五里村を經て陰城に至る

道路幅員三間　改修豫定距離六里十八町

忠州方面より起工し目下著手距離五里七町　著手距離に對し約二步八厘の成工にして全線大正三年三月竣功の豫定

○會寧＝行營線

咸鏡北道會寧より行營に至る

道路幅員四間　改修豫定距離六里十八町

會寧方面より起工し目下全線に亙り著手中約六厘通りの竣功にして全線大正三年六月竣功の豫定

○河東＝院田線

慶尙南道河東より横川場を經て院田に至る

道路幅員三間　改修豫定距離七里

院田方面より起工し目下全線に亙り着手中　着手後日尙淺く未た步通りを計上するに至らす全線大正三年三月竣功の豫定

○北靑＝城津線

咸鏡南道北靑より利原＝端川を經て咸鏡北道城津に至る

道路幅員四間　改修豫定距離三十五里

城津方面より起工目下着手距離一里二十四町　着手後日尙淺く未た步通りを計上するに至らす全線大正五年三月竣功の豫定

○京城市街線

(一)　南大門より光化門に至る太平町通

道路幅員十五間　改修延長五百五十五間

目下着手中約八步通りの成工にして全線大正二年八月竣功の豫定

(二)　南大門通より太平町通に至る羽衣町線

道路幅員十二間　改修延長二百五十間

目下着手中約一步七厘の成工にして全線大正二年十月竣功の豫定

○茂山嶺線

咸鏡北道淸津＝會寧間の一部茂山嶺既成道路局部改修

道路幅員二間七分五厘　局部改修距離一里二十八町

目下着手中日尙淺く未た步通を計上するに至らす全部大正二年十一月竣功の豫定

著手中の路線にして既に竣功全通せるもの左の如し

○淸津＝會寧線

咸鏡北道淸津より富寧を經て會寧に至る

道路幅員四間　改修距離二十里三十町

○淸州＝陰城線

忠淸北道淸州より陰城に至る

道路幅員三間　改修距離十里二十二町

○海州＝載寧線

黃海道海州より新酒幕を經て載寧に至る

道路幅員三間　改修距離十三里三十町

○沙里院＝載寧線

黃海道沙里院より載寧に至る既成道路局部補修

道路幅員三間　局部補修距離二里十五町

○京城市街線

(一)　南大門通より永樂町二丁目に至る黃金町通

道路幅員十二間　改修延長三百三十七間

(二)　黃金町通東部靑寧橋より光熙門間

道路幅員十二間　改修延長五百七十六間

鐵道運輸概況　（六月分）

旅客

旅客及小手荷物運輸の概況

本月は前月に引續き天候概して良好にして、炎熱漸く加はり農家繁忙の季節に當り、旅客小手荷物の輸送其の影響を蒙りしと雖、各年度に比し良好なる成績を擧けたり、即客車收入概算額二十五萬六千四百九圓を計上し、前月に比し五萬五千百七十三圓（一割七分七厘一毛）を減したるも前年同月に比し

二萬六千八百七十五圓を增加せり、而して湖南、京元兩線の三萬五千九百四十九圓を除きたる京釜、京義兩線の二十二萬四百六十圓を前年同月分に比すれは八千四百三十二圓の增加なり今乘車人員及乘車賃金を示せは

種別	月別	京釜線	京義線	京元線	湖南線	合計
乘車人員	本月分	一七二、八七八人	一〇三、九七五人	一八、八〇〇人	三三、五九二人	三二八、二四五
	前月分	二〇九、二六四	一三四、三六三	二四、三〇九	三八・四三四	四〇六、三七〇
	前年同月分	一七二、二五六	九二、九九一	七、五八五	二一、九三一	二九七、七六三
乘車賃金	本月分	一三〇、〇三四円	八〇、一〇一円	一〇、九九九円	二〇、九〇三円	二四二、〇三七円
	前月分	一五六、二一五	九七、一五八	一三、七四二	二四、六七七	二九一、七九二
	前年同月分	一四〇、〇六五	六一、五七六	一、八八一	一四、六四三	二一八、一六五

にして、京釜、京義兩線に於ける取扱高は前年同月に比し人員八千六百六人(三分二厘)、賃金八千四百九十九圓(四分二厘)を增加し、前月分に對し人員六萬六千七百七十四人、賃金四萬三千二百三十七圓(一割七分一厘)を減少せり

小手荷物に在りては有賃手荷物斤量十三萬九千四百七十七斤、賃金三千十五圓を算し、小荷物扱鮮魚四十四萬七千九百九十五斤、賃金五千九百八十七圓を計上し、小手荷物總斤量七十二萬六千七百八十斤、賃金一萬二千六百九十七圓にして、之を前年同月分に比較するに二十二萬五千六百十五斤、四千五百七十四圓の增加を示せり、而して小荷物中の主要品は鮮魚、貨幣及地金、食料品、金物、藥品、衣類等なり

旅客小手荷物輸送に關し施設したる事項

一　入場劵發賣驛中に金堤を追加し六月十日より之を施行せり

二　貴族院議員一行八名本月十五日より二十三日迄全線乘車に付、專用車を增結し、臨時旅客列車を運轉し、專屬列車給仕を乘務せしめて之か輸送をなせり

三　本月中官用證及各種割引證を以て乘車せる人員左の如し

一	鐵道乘車證に依る軍人軍屬割引	二千百二十四人
一	警察官割引	百九十三人
一	軍人家族及從者割引	五十九人
一	東洋拓殖會社移民割引	六人
一	濟生院割引	二人
一	赤十字社割引	二人
一	學校職員生徒割引	一人
	計	四千百三十三人

連帶運輸成績

(△印は減を示す)

種別		局線發 本月分	局線發 前年同月分	局線發 比較增減	局線着 本月分	局線着 前年同月分	局線着 比較增減
鐵道院連帶	旅客	二、七二四人	二、八五六	△一三二	四、一四九	四、六四四	△四九五
	小手荷物	二、九一五個	三、二七三	△三五八	六、六三一	一四、九五七	△八、三二六
南滿洲鐵道連帶 安東及同驛經由	旅客	二、三〇九人	一、九七三	三三六	一、九三四	二、〇七六	△一四二
	小手荷物	五七八個	六六〇	△八二	四八五	六〇二	△一一七
南滿洲鐵道連帶 大連經由	旅客	—人	四	△四	—	—	—
	小手荷物	—個	—	—	—	—	—
大阪商船會社連帶	旅客	七人	一〇	△三	八	一〇	△二
	小手荷物	九個	四	五	二	二	—
朝鮮瓦斯電氣會社連帶	旅客	二、五五三人	一、五九〇	九六三	二、八一四	一、六三六	一、一七八
	小手荷物	七七個	三二	四五	—	—	—

貨物

一 貨物運輸概況

本月中の貨物發送數量及貨車收入は別表の如く、數量十一萬八百七噸、收入二十五萬七千三百五十圓を計上し、前月に比し數量二千五百四十八噸(二分四厘)、收入七百三十七圓(四厘)を增加し、前年同月に比し數量二萬四百二十四噸(二割三分九厘)、收入六萬三百十三圓(三割六厘)を增加せり而して此の內局用品及工事請負人材料を除き比較するときは數量五萬三千四百八十六噸、收入二十三萬千九百三十八圓にして、前月に比し數量一萬七千七百六十三噸(二割四分九厘)、收入三百五十三圓(二厘)を減し、前年同月に比し數量千七百十八噸(三分三厘)、收入六萬三千九百十五圓(三割八分)の增加を示せり、更に營業一哩平均收入(局用品及工事請負人材料を除く)に就き比較すれは左の如し

種別	京釜線	京義線	京元線	湖南線	全線合計
本月分	円 四四四・四五	円 一七二・三六	円 一三一・五三	円 一七〇・九四	円 二七〇・〇四
前月分	四二七・四七	二一六・五三	八六・四一	一三二・八八	二七五・一九
比較增減	一六・九八	▲四四・一七	四五・一二	四八・〇六	▲五・一五
增減率	割分厘 ・〇四〇	▲・二〇四	・〇五二	・二九二	▲・〇一九
前年同月分	三三一・四〇	一五九・六八	一八・九二	六四・五四	二一八・六二
比較增減	一一三・〇五	一二・六八	一一二・六一	一〇六・四〇	五一・四二
增減率	割 ・三四一	・〇七九	五・九五二	一・六四九	・二三五

本月は農繁の爲、市況一般に不振にして千噸以上を發送したる貨物中、前月より增加せしは僅に木材、石材、煉瓦等にして、米は內地移入稅撤廢期日接迫の爲、月末に至り內地市場への仕向盛況を極めしも、之れ數個月來蓄積せられたる海港地在米の移出せられたるものにして、原產地よりの送出は捗捗しからす、且外國米の需要減退したるに依り前月より千五百四十二噸(一割五分三厘)、前年同月より十三噸(二厘)を減少せり、大豆は前年同月に比するときは五百二十三噸(七割五分一厘)を增加せるも原產地漸次品薄を告け、雜穀は滿洲粟か前月迄の入荷多量にして荷間の姿あると、一方新麥の出廻ある爲、孰れも數量減退し鹽、石炭、薪等亦出荷不況を呈し其の他貨、金屬器類、金巾、酒等の日用諸雜貨の取引か農繁に伴ふ購買力の減退に依り、閑散なりし等は前記の成績を擧けし主因なり

本月中の主要貨物發送噸數及之と前年同月並前月分との比較を示せは左の如し

品名	本月中發送噸數	前月比較 增加噸數	前月比較 減少噸數	前年同月比較 增加噸數	前年同月比較 減少噸數
米	噸 八、五五九	噸 —	噸 一、九四一	噸 —	噸 一三
麥	一八四	—	六四	三一	—
大豆	一、二一九	—	八八七	五二三	—
雜穀	三、六三六	—	五、三七九	二、〇二六	—
穀粉	三二八	—	六一〇	一一八	—
鮮魚	二四四	—	二〇一	—	一一三
鹽干魚	一、四一四	—	二八八	—	三三四

品目					
明太魚	七三〇	一	—	一六三	—
海草	三三二	三七	—	六二	—
鹽	一、一五〇	—	三、五〇五	五六六	—
砂糖	二六四	—	二九	六七	—
野菜	一〇八	—	四八	二四	—
生果	一〇七	—	九二	—	一五
味噌	四七	—	一八八	三	—
醤油	二四五	一五	—	五二	—
食料品	六三六	—	一九三	—	六三
酒類	六三〇	—	四六四	—	七四
蓆	五三七	—	六九八	—	一三九
薬品及薬材	三四五	—	二九	—	一
金巾	一一七	—	五三一	—	二四
綿布	二〇七	—	一二〇	一一七	—
麻布	五二〇	一五四	—	—	七三
紡績絲	一三	—	五一	—	三三
綿絲	四	—	九	一	—
絹布及絹絲	二	—	七	一	—
紙類	五〇一	—	五八八	—	一五
燐寸	八六	—	一八五	—	二
石油	三四八	—	三二	—	九〇
薪	八八六	—	六〇四	四四八	—
木炭	六八〇	—	九	—	四二
陶磁器	二八三	—	一二六	—	一三
金属器類	一、四六四	—	七七〇	一五三	—
家具類	五四一	—	一一四	—	二四四
繩、叺、莚	四一〇	—	四六	—	八
肥料	六〇二	—	四五四	三二	—
牛皮	一六五	—	七五	—	三
牛及犢（頭）	—	—	一	—	一四
黒鉛	三八九	二四六	—	二九	—
石炭	一四、一七〇	—	三、二八九	—	一、四一四
木材	六、五三二	三一九	—	—	八〇四
石材	四、一五七	三、五五四	—	七九〇	—
煉瓦	一、二三三	五八九	—	三五七	—
瓦	二六八	—	三七六	—	—
土管	八四	—	二七九	—	二四五
石灰	三三七	—	一六	二五	二三
セメント	二八二	—	九一	一八四	—
釘及亜鉛板	二九五	—	四一〇	三九	—
竹	二八二	六	—	一三〇	—
韓貨（葉錢ヲ含ム）	一	一	—	—	二三
軍用品	二四六	三六	—	—	六三

二　貨物に關し施設したる事項

一　本月三日より龍山驛發煉瓦にして、麻浦煉瓦工場引込線に於て車扱に限り積込の請求に應ずることとしたり

二　本月中左記各驛と大貨物の連帶運送を開始したり

鐵道院信越線	五十島	本月一日より開始
同	白島	同
同	津川	同
同　櫻ノ宮線	鴻池新田	同
同　東海道線	櫻小路	同二十一日より（一車積に限る）

三　本月一日限り東海道本線神奈川停車場と一車積貨物の連帶取扱を廢止したり但し場合に依り到著に限り取扱をなす

四　本月中運賃割引の必要を認め運送特約したるもの長期（黒鉛、染料）、短期九件（石材、韓紙、葉莨、綿布、綿絲等）なり

大貨物取扱數量及貨車收入概算

(△印は減)

	發送噸數 京釜線	京義線	京元線	湖南線	合計	貨車收入 京釜線	京義線	京元線	湖南線	合計
	噸	噸	噸	噸	噸	円	円	円	円	円
本月分	五四、一九〇	三一、七二四	一一、八四八	一三、〇四五	一一〇、八〇七	一五七、九五六	六五、六四〇	一〇、一五二	二三、六〇二	二五七、三五〇
前月分	六二、八四六	三二、〇九八	五、一九四	八、一二一	一〇八、二五九	一五四、四八一	八二、七二三	六、〇〇八	一三、四〇一	二五六、六一三
比較增減	△八、六五六	△三七四	六、六五四	四、九二四	二、五四八	三、四七五	△一七、〇八三	四、一四四	一〇、二〇一	七三七
增減率	△.一三八割	△.〇一二割	一.二八一割	.六〇六割	.〇二四割	.〇二三割	△.二〇六割	.六八〇割	.七六一割	.〇〇四割
前年同月分	三九、九三九	三八、五九四	四六八	一〇、三八二	八九、三八三	一二一、二〇〇	六八、八五二	六六五	六、三二〇	一九七、〇三七
比較增減	一四、二五一	△六、八七〇	一一、三八〇	二、六六三	二一、四二四	三六、七五六	△三、二一二	九、四八七	一七、二八二	六〇、三一三
增減率	.三五七	△.一二八	二四.三一六	.二五七	.二三九	.三〇三	△.〇四七	一四.二六六	二.七三四	.三〇六

大貨物取扱數量及貨車收入概算 (局用品及工事請負人材料を除く)

(△印は減)

	發送噸數 京釜線	京義線	京元線	湖南線	合計	貨車收入 京釜線	京義線	京元線	湖南線	合計
	噸	噸	噸	噸	噸	円	円	円	円	円
本月分	二五、〇三三	二五、九九一	一、七四六	七一六	五三、四八六	一四一、三七六	六二、三七七	七、九九七	二〇、一八八	二三一、九三八
前月分	三二、〇八五	二七、六六一	四、四〇〇	七、一〇三	七一、二四九	一三五、九七九	七八、三六四	五、二五四	一二、六九四	二三二、二九一
比較增減	△七、〇五二	△一、六七〇	△二、六五四	△六、三八七	△一七、七六三	五、三九七	△一五、九八七	二、七四三	七、四九四	△三五三
增減率	△.二二〇割	△.〇六〇割	△.六〇三割	△.八九九割	△.二四九割	.〇四〇割	△.二〇四割	.五二二割	.五九〇割	△.〇〇二割
前年同月分	二五、一八九	二四、八九六	二六三	一、四二〇	五一、七六八	一〇五、四二〇	五七、七八九	三六七	四、四四七	一六八、〇二三
比較增減	△一五六	一、〇九五	一、四八三	△七〇四	一、七一八	三五、九五六	四、五八八	七、六三〇	一五、七四一	六三、九一五
增減率	△.〇〇六割	.〇四四割	五.六三九割	△.四九七割	.〇三三割	.三四〇割	.〇七九割	二〇.七九〇割	三.五四〇割	.三八〇割

有賃局用品發送噸數及賃金概算

(△印は減)

	發送噸數 京釜線	京義線	京元線	湖南線	合計	賃金 京釜線	京義線	京元線	湖南線	合計
	噸	噸	噸	噸	噸	円	円	円	円	円
本月分	二八、二五一	四、八四二	九、六四二	九、八四一	五二、五七六	一五、八八五	二、八五一	二、〇一三	二、二二四	二二、九七三
前月分	二七、八五六	四、二一一	二七四	一、〇一八	三三、三五九	一三、三八一	三、九九九	五六一	七〇七	一八、六四八
比較增減	三九五	六三一	九、三六八	八、八二三	一九、二一七	二、五〇四	△一、一四八	一、四五二	一、五一七	四、三二五
前年同月分	一三、五〇五	九、九七〇	七九	八、九六二	三二、五一六	一四、六八六	七、二〇五	三六	一、八七三	二三、八〇〇
比較增減	一四、七四六	△五、一二八	九、五六三	八七九	二〇、〇六〇	一、一九九	△四、三五四	一、九七七	三五一	△八二七

有償請負人材料發送噸數及賃金概算

（△印は減）

	發送噸數 京釜線（噸）	京義線（噸）	京元線（噸）	湖南線（噸）	合計（噸）	賃金 京釜線（円）	京義線（円）	京元線（円）	湖南線（円）	合計（円）
本月分	九〇六	八九一	四六〇	二、四八八	四、七四五	六九五	四一二	一四二	一、一九〇	二、四三九
前月分	二、九〇五	二二六	五二〇	〇	三、六五一	五、一二一	三六〇	一九三	〇	五、六七四
比較増減	△一、九九九	六六五	△六〇	二、四八八	一、〇九四	△四、四二六	五二	△五一	一、一九〇	△三、二三五
前年同月分	一、二四五	三、七二八	一二六	〇	五、〇九九	一、〇九四	三、八五八	二六二	〇	五、二一四
比較増減	△三三九	△二、八三七	三三四	二、四八八	△三五[illegible]	△三九九	△三、四四六	△一二〇	一、一九〇	△二、七七五

連帶大貨物發著數量概算

（△印は減）

鐵道院

種別		斤扱（噸分）	噸扱（噸）	車扱（噸）	速達便扱（個）	計（噸分）
送出	本月分	一一二・二	三〇三	一、三〇三	三二	一、七一七・二
	前年同月分	六六・二	九五八	—	—	一、〇二四・二
	比較増減	四五・〇	△六五五	一、三〇三	三二	六九三・〇
到着	本月分	一、三四一・四	二、四七五	—	九五	三、八一六・四
	前年同月分	一、四九二・三	一、九六四	—	一四九	三、四五六・三
	比較増減	△一五〇・九	五一一	—	五四	三六〇・一

日本郵船會社

種別		斤扱（噸分）	噸扱（噸）	車扱（噸）	計（噸分）
送出	本月分	—	—	—	—
	前年同月分	〇・一	—	—	〇・一
	比較増減	△〇・一	—	—	△〇・一
到着	本月分	—	—	—	—
	前年同月分	—	—	—	—
	比較増減	—	—	—	—

大阪商船會社

種別		斤扱（噸分）	噸扱（噸）	車扱（噸）	計（噸分）
送出	本月分	〇・一	一五	—	一五・一
	前年同月分	一・〇	—	—	一・〇
	比較増減	△〇・九	一五	—	一四・一
到着	本月分	—	—	—	—
	前年同月分	二・五	三二	—	三四・五
	比較増減	△二・五	△三二	—	△三四・五

朝鮮郵船會社

種別		斤扱（噸分）	噸扱（噸）	車扱（噸）	計（噸分）
送出	草梁經由	六・七	—	—	六・七
	群山經由	一・〇	—	—	一・〇
	仁川經由	三・四	—	—	三・四
	鎮南浦經由	〇・二	—	—	〇・二
	計	一一・三	—	—	一一・三
到着	草梁經由	一六・三	六六	—	八二・三
	群山經由	—	—	—	—
	仁川經由	七・〇	—	二八	三五・〇
	鎮南浦經由	—	—	—	—
	計	二三・三	六六	二八	一一七・三

南滿洲鐵道會社

種別		斤、噸、車扱	遞送便扱
送出	本月分	六三三・二	—
	前年同月分	二〇五・一	—
	比較增減	四二七・一	—
到著	本月分	一七、五一三・三	—
	前年同月分	八、四七七・四	—
	比較增減	九、〇三五・九	—
院線發社線著	本月分	三六七・九	—
	前年同月分	一六四・一	—
	比較增減	二〇三・八	—
社線發院線著	本月分	五四〇・九	—
	前年同月分	二・二	—
	比較增減	五三八・七	—

備考　合計には總て遞送便扱を含ます

鐵道建設及改良工事概況（七月末調査）

京元線建設工事

〔龍山方面〕

土工、橋梁及隧道工事

劒拂浪＝洗浦間（六哩一分）

土工工事八分二厘、橋梁及溝橋は孰も竣功し、隧道工事は左の通りにして總體を通して八分四厘通り成工せり

第一劒拂浪隧道（延長七百五十九呎）

拱及側壁疊築工成工せり

第二劒拂浪隧道（延長二千百十二呎）

拱疊築(南口)千二十七呎、側壁疊築(南口)千三百三十三呎に達す

軌道敷設竝建築列車運轉

龍山起點八十六哩九分(劒拂浪)に達す

營業開始豫定期

福溪、劒拂浪間(九哩八分)は本年九月下旬營業開始の豫定なり

〔元山方面〕

土工、橋梁及隧道工事

龍池院＝高山間（四哩三分）

土工工事九分四厘通り、橋梁工事九分八厘通り、總體を通して九分五厘通り成工せり

高山＝忠哥岱間（五哩）

土工工事六分五厘通り、橋梁工事六分一厘通り、隧道工事は左の通りにして總體を通し七分通り成工せり

第十一號三防隧道(延長千百六十一呎六)

側壁疊築(南口)三百二十二呎、(北口)六百四十三呎、拱疊築(南口)四十一呎、(北口)百三十呎に達す

第十三號三防隧道(延長九百六十三呎六)

側壁疊築(南口)百七呎、(北口)三百三十五呎、拱疊築(南口)百八呎、(北口)六十呎に達す

第十四號三防隧道(延長七百七十二呎二)

側壁疊築(北口)四百十三呎に達す

忠哥岱＝國師堂間（五哩八分）

土工工事七分六厘通り、橋梁工事五分五厘通り、隧道工事は左の通りにして總體を通し六分八厘通り成工す

第八號三防隧道(延長千五百五十一呎)
側壁疊築六十六呎に達す
第九號三防隧道(延長五百三十四呎六)
側壁及拱疊築工成工せり

國師堂＝洗浦間(六哩)

土工工事六分七厘通り、橋梁工事四分八厘通り、隧道工事は左の通りにして總體を通して六分七厘通り成工せり
第一號三防隧道(延長千九十八呎九)
側壁疊築(南口)四百九十呎、(北口)二百九十呎、拱疊築(南口)三百三十呎に達す
第二號三防隧道(延長四百五十四呎)
側壁疊築三百三十呎、拱疊築九十呎に達す
第三號三防隧道(延長四百六十五呎三)
側壁疊築四百四十一呎、拱疊築四百三十八呎に達す
第四號三防隧道(延長百五十八呎四)
側壁疊築二十呎に達す
第五號三防隧道(延長千五百五十一呎)
側壁疊築(南口)三十呎、拱疊築(北口)二百九十呎、(南口)三十呎に達す
第六號三防隧道(延長千百八十八呎)
側壁疊築(北口)百八十呎に達す
第七號三防隧道(延長八百九十四呎三)
側壁疊築三百八十六呎、拱疊築三百三十呎に達す

軌道敷設並建築列車運轉

元山起點二十五哩五分(龍池院停車場豫定地附近)に達す

營業開始豫定期

高山龍池院間は本年十月下旬營業開始の豫定なり

湖南線建設工事

[大田方面]

土工、橋梁及隧道工事

井邑＝四街里間(十一哩一分)

土工工事九分通り、橋梁工事九分二厘通り、隧道工事は左の通りにして總體を通し約九分通り成工す
第二蘆嶺隧道(延長三千百二呎)
側壁疊築(南口)五百四呎五分、(北口)千六百八十三呎、拱疊築(南口)三百八十九呎、(北口)九百七十八呎に達す

群山引込線路新設工事

全部竣功せり

軌道敷設並建築列車運轉

井邑起點七哩六分(軍令里附近)に達す

[木浦方面]

土工及橋梁工事

羅州＝林谷間(十六哩九分)

全部竣功せり

林谷＝四街里間(十五哩五分)

土工工事九分通り、橋梁工事八分通りにして總體を通して八分七厘通り成工せり

軌道敷設及建築列車運轉

木浦起點五十三哩三分(林谷停車場を距る約一哩大田寄)に達す

營業開始豫定期

羅州松汀里間は本年十月上旬營業開始の豫定なり

京釜線改築工事

第二漢江舊橋梁軀體工及前後築堤工事

總體を通して七分四厘通り成工せり

第二漢江舊橋梁橋脚第四、第五、第九號基礎改良工事

總體を通して八分通り成工せり

同橋梁鋼桁架設工事

總體を通して二分二厘通り成工せり

京義線支線建設工事

博川支線新設工事

土工工事七分通りにして橋梁滞橋工事は未た歩通りを計上するに至らす總體を通し三分通り成工せり

旅館新築工事

京城鐵道旅館新築工事

目下本館用諸材料蒐集中なり

遞信事業概况（七月分）

第一　通信

一　通信機關

（イ）郵便局所の移轉　新築中の廳舍落成に伴ひ京城永樂町郵便所は七月七日より京城黄金町三丁目に、松田郵便局は七月五日より文川郡明孝面北九味里に、又石岩郵便所は七月三十一日より順安郡龍興面北二洞に移轉せり

（ロ）電信取扱所の設置　湖南線中木浦及鶴橋兩停車場附近は近時地況の發展と共に乘降客亦漸次増加せるを以て公衆電報取扱開始の必要を認め七月一日より前記停車場に公衆電信取扱所を設置せり

二　郵便

（イ）遞送　遞送に關する改良施設としては七月一日より湖南線（木浦方面）羅州迄延長したるに伴ひ木浦羅州間遞送回數を上下各二回つつに増回し且關係の陸路遞送線路に改正を加へ從來水路便のみに依り遞送しつつありし木浦方面發著の通常郵便物は井邑より長城羅州經由遞送に改め又七月十日京元線福溪迄延長開通と同時に同線に郵便吏員を乘務せしめ車中郵便物の區分を取扱はしむることとし且元山への遞送聯絡は金化淮陽方面經由を廢し福溪より洗浦を經て龍池院に直通せしめ咸鏡南北道に達する通常郵便物は內地來のものとも主として本線に依り遞送することに改めたるを以て何れも多大の速達を見るに至れり其の他金泉尙州間晋州泗川間等の遞送を馬車送に改定し遞送の速達を期せり

（ロ）集配　集配に關する改良施設としては湖南線京元線鐵道便の延長に伴ひ沿線局所の市內集配回數集配時刻等を改定せるの外一般の改良として京城市內南大門局の小包郵便配達を通常郵便配達と分離し各別に配達することとし公州局市內配達區畫を增加し何れも配達上の速達を計れり其の他本月中郵便區畫を相互組替たるもの般栗外十八局所集配區畫を改正せるもの安城外二十七局所市外地中集配郵便物多

き地の配達回數を增加せるもの南平外九局所にして其の他集配方法及時刻等を改定せるもの二十六局所あり

(ハ)印刷したる無封書狀及市內特別取扱の無封書狀に添附し得へき物件　印刷したる無封の書狀(運送狀保險申込書の類をも含む)及市內特別取扱の無封書狀には從來何等の物件をも添附するを得さるの規定なりしか七月十五日以後は返信用に充つる爲封筒通常葉書若は相當料金の郵便切手を貼附したる私製葉書に差出人の宿所氏名又は返信文を印刷したるもの一枚を限り添附し得ることとなり該郵便物發受者の利便を圖れり

(ニ)印刷物(第三種郵便物に非さるもの)に添附し得へき物件　從來印刷物には其の發行者に於て其の記事に關する物品にして其の印刷物の重量を超過せさるものに限り綴附又は貼附することを得るの規定なりしも七月十五日以後は印刷物の差出人は注文用に充つる爲自己の宿所氏名を印刷したる封筒一枚をも添附し得ることとなり印刷物差出人の利便を圖れり

三　電信電話

一　電報配達區畫の改正　鶴橋電信取扱所は設置と同時に附近地域に達する電報の配達をも取扱ふこととせし結果木浦及咸平郵便局の電信區畫に對し夫夫組替を爲せり

二　停車場揭示電報の取扱停車場の追加　木浦及鶴橋兩停車場に於て公衆電報の取扱を開始すると共に停車場揭示電報の揭示をも取扱ふこととせり

三　外國無線電報に關する改正　倫敦國際無線電信會議に於て決議せる國際無線電信條約同附屬業務規則公布の結果外國無線電報規則を改正し七月一日より實施せり其の改正の要項凡左の如し

無線電報の時間外受付は外國電報と同樣至急私報以上のものに限ること

帝國海岸局の媒介に依り且帝國電信機關に依り帝國、滿洲又は船舶に發著する無線電報に對しては普通電報料を課せさること但し至急私報に對しては一語に付十錢を課す

陸地發船舶宛無線電報の發信人は其の電報か一箇又は二箇の船舶局の中繼に依り傳送せられむことを請求したる場合其の中繼料を中繼船舶局に支拂ふ爲發信局に豫納するを要し其の金額は中繼一回に付電報か十語以內なるときは一圓六十錢十一語以上なるときは一語每に十六錢の割合を以て計算納付すへきこと

四　電報通數及料金　六月中取扱に係る電報通數及料金竝前年同月分との比較左の如し

內國電報發信數十七萬七千九百〇六通同著信數十七萬三千五百八十七通外國電報發信數五百十三通同著信數一千〇七十八通此の總料金四萬九千四百七十七圓六十四錢にして之を前年同月分に比較するに內國電報發信數に於て

四分一厘同著信數に於て三分六厘料金に於ても三分六厘を何れも減少し外國電報發信數に於ては一割五分同著信數に於て三割六分五厘を增加せり

五　電信電話工事　本年度電信事務開始計畫局所中寧越郵便所電信創設工事は七月七日竣成八月一日より本事務の取扱を開始の筈又同上惠山鎭新乫坡鎭間惠山鎭寶泰洞間市外電話線新設工事の內惠山鎭寶泰洞間は七月十二日竣成通信を開始せり

第二　爲替貯金

一　土耳其國と爲替直接交換　從來土耳其との爲替交換は羅馬約定に依る四五國の媒介に依りたりしも大正二年七月一日より同國は羅馬約定に加入し直接交換を爲すことゝなれり

二　郵便爲替金及取立金　本年六月中に於ける郵便爲替金の受拂高は振出口數十一萬四千四百十四、金額二百四十六萬三千八百六圓、拂渡口數七萬三千四百十七、金額二百一萬七千八百七十三圓にして之を前年同月分に比すれは振出渡口數に於て七步九厘、同金額に於て四步二厘、又拂渡口數に於て一割七厘、同金額に於て二步を何れも增加せり

又同月中に於ける郵便取立金の受拂高は受入口數三萬三千五百十八、金額四十六萬二千二百四十九圓、拂渡口數二萬三千三百十、金額二十七萬三千五十一圓にして之を前年同月分に比すれは受入口數に於て五步八厘、同金額に於て二割一步四厘、又拂渡口數に於て三割三分、同金額に於て四割三步七厘を何れも增加せり

三　郵便貯金　本年六月末日に於ける郵便貯金現在高は內地人預入者十四萬七千六百五十三人預入金額四百六十萬千二百五十一圓、朝鮮人預入者三十五萬六千八百三十二人預入金額八十三萬千九百三十二圓にして之を前年同月末に比すれは內地人預入員に於て一割三步一厘、同預入金額に於て七步七厘又朝鮮人預入員に於て十七割三步、同預入金額に於て五割三步八厘を何れも增加せり

四　郵便振替貯金　本年六月中に於ける郵便振替貯金の受拂高は口座受入口數一萬四千七百十、金額百五十五萬四百二十三圓、拂出口數一萬二千四百八十六、金額百五十萬六千八百四十七圓にして之を前年同月分に比すれは口座受入口數に於て六割三步四厘、同金額に於て二割八步、又口座拂出口數に於て四割六步二厘、同金額に於て六割一步を何れも增加せり

又同月末口座加入者は千五百六人、同現在預金額は二十八萬千八百五十二圓にして之を前年同月末に比すれは人員に於て五割七步、同現在預金額に於て一割六步四厘を何れも增加せり

第三　國庫金受拂

本年六月中に於ける國庫金の取扱高は歲入金口數一萬六千三

十六、金額四十五萬千百七十四圓、歳出金口數一萬千五百九十六、金額六十二萬千百四十四圓にして之を前年同月分に比すれは歳入金口數に於て二割五歩三厘、同金額に於て一割一歩六厘を何れも増加せるも歳出金口數に於て四歩七厘、同金額に於て一割三歩六厘を何れも減少せり

第四　遞信局收入

大正二年六月中に於ける遞信局收入左の如し

		郵便電信及電話收入	印紙收入
本年度	本月分	円 一九四、五六三・〇一五	円 一一五、五七八・一四三
	本月迄累計	七九七、四六五・九一〇	三八三、一六〇・八六五
前年度	本月分	一七九、六七〇・二四九	一〇〇、六五七・九六八
	本月迄累計	七三八、三七〇・五八〇	六九四、一〇七・七二〇
増加歩合	本月分	割 ・八二	割 一・四八
	本月迄累計	・八〇	三・〇二

第五　海事

一　制規　鴨綠江航路を航行する船舶に對し左の如く注意を與へたり

イ　本航路は大潮或は增水の場合特に夏期出水の際には沙堆の伸縮又は變位極りなきこと

ロ　入港の船舶は紅色浮標を右舷に、黑色浮標を左舷に保ち尙潮流急激なるときは浮標より浮標に至る一線を保持し其の以外に偏移せさる樣航行すること

ハ　本航路中門白附近より上流安東縣に至る水路は頗る狹隘なるのみならす最低潮時の水深六呎以下の箇所あるを以て半潮時以上に非されは航行甚た困難なること

ニ　本航路を航行せむとする船舶の喫水は左に揭くるものを超ゑさるを可とすること

(一)　安東縣に至る間　高潮時に於て十　呎
(二)　龍巖浦に至る間　同　十五呎
(三)　第三號浮標より多獅島錨地に至る間　低潮時に於て十五呎

ホ　本航路に於ける龍巖浦錨地は水路變遷の結果頗る狹隘なるのみならす潮流急激にして船舶の碇泊不可能なるを以て此の附近に於て碇泊せむとするものは斗流浦の西側以北及黃草坪の東側以南間に於て深所を選ひ他船の航行を妨けさる樣碇泊すること

ヘ　本航路の浮標は每年結氷中一時之を撤去し解氷後に至り漸次之を碇置するものなること

ト　本航路の浮標は沙堆の位置及水深の變更に伴ひ臨時之を增減變更する場合あること

チ　每年解氷後碇置し又は沙堆の伸縮移動に伴ひ變更する標識に付ては新に增減したるもの又は著しく位置等の變更したるものに限り之を告示すること

リ　本航路に於て水路の嚮導を望む者は船舶關係者又は船長より電報其の他の方法を以て出入港の確定期日及到著すへき水道名を二日以前に朝鮮總督府遞信局龍巖浦出張所に申出て之を依賴すること

二　船舶　大正二年六月末に於ける朝鮮在籍登簿船舶現在數左の如し

汽船

種別	船數	總噸數	登簿噸數
二十噸以上五十噸未滿	三〇	噸 九三〇・五九	噸 四七三・〇五
五十噸以上百噸未滿	一五	一、〇九三・八五	六一一・一八
百噸以上二百噸未滿	九	一、四八六・五四	八八二・七七
二百噸以上三百噸未滿	六	一、三一七・二八	八一六・七一

種別	船數	總噸數	登簿噸數
三百噸以上四百噸未滿	一	三九一・八四噸	二四二・九四噸
五百噸以上六百噸未滿	一	五七二・三五	三五四・八六
六百噸以上七百噸未滿	一	六九一・八四	三七三・五九
七百噸以上八百噸未滿	三	二、二五〇・五九	一、三九五・三六
八百噸以上九百噸未滿	三	二、四三〇・二八	一、四四一・二二
千噸以上	二	二、二一八・一六	一、二八七・八八
合計	七一	一三、三八三・三二	七、八七九・五六

帆船

種別	船數	總噸數	登簿噸數
二十噸以上五十噸未滿	一五三	四、三一七・二七噸	四、〇四八・七三噸
五十噸以上	三	一七一・〇五	一六〇・七八
合計	一五六	四、四八八・三二	四、二〇九・五一

、石數を以て積量を表示する船舶

種別	船數	積石數
二百石以上三百石未滿	一五	三、四〇四石
三百石以上四百石未滿	三	一、〇五〇
四百石以上五百石未滿	一	四二五
五百石以上	二	一、〇七一
合計	二一	五、九五〇

三、命令航路　七月中命令航路に關し認可したる重なる事項左の如し

大同江命令航路八月中寄航順序及定期發著日時の件

（受命者鎭南浦汽船合資會社）

四　航路標識　七月中に於ける航路標識の異動左の如し

浮標

水道名	名稱	位置	構造及色著	水面上の高	水深（大低潮時）	概位（磁方針）	異動
本流	第二十八號	龍巖浦の前面に擴延したる洲の西側	鐵道圓錐形紅	四尺	一尋	龍巖山暴風標は南五三度東 安子山（二一九三呎）は北一二度三〇分西	撤去
同	第三十號	龍巖浦の前面に擴延したる洲の西側北端	同	同	同	龍巖山暴風標は南六一度東 安子山（二一九三呎）は北七度三〇分西	新設
同	第三十二號	黃草坪の北東方澪筋の東側	同	同	同	龍巖山暴風標は南一度西 龍化山△は南八七度東	位置變更
同	番外	黃草坪の北東方水道の中央に擴延したる沙洲の東側	鐵造圓錐形黒	同	四分の三尋	龍巖山暴風標は南一七度西 安子山（二一九三呎）は北七五度西	新設

導標

水道名	名稱	位置	構造及色著	概位（磁方針）	位記事	異動
西水道	趙子灘	趙子灘南東の堤上	木造にして三角形目標を戴き高一丈七尺白、黒	小寺山頂は南八八度三〇分西 馬島△は南一八度西		撤去
同	同	同	同 黒	小寺山頂は北八六度三〇分西 馬島△は南一八度三〇分西	干潟地の東側中央を示す	新設
同	同	趙子灘の北東方	同 同	昌巖は南六八度東 馬島△は南二一度西	堤側に近接する水路を示す	同

同	斗流浦	斗流浦角の西方干出堆上	同	白、紅	安子山(二九三呎)は北八度東 長山(五四九呎)頂は北七九度三〇分西	紅、白色導標を一線に保ち航行すへきを示す	同
本流	同	斗流浦角の東方山上	同	白、紅白	龍化山△は北六二度三〇分東 安子山(二九三呎)は北〇度三〇分東	白、紅、白色導標を一線に保ち航行すへきを示す	同
同	黃草坪	黃草坪の東側南方	同	白	龍巖山暴風標は南四二度三〇分東 龍化山△は北七七度三〇分東	黃草坪の南東端を示す	同
同	同	黃草坪の東側南端	同	白、黑白	龍巖山暴風標は南三九度東 龍化山△は北七八度三〇分東		撤去
同	見一洞	江の東側	同	白、紅	龍巖山暴風標は南一九度三〇分西 安子山(二九三呎)は北七〇度西	紅、白色導標を一線に保ち航行すへきを示す	新設
同	新城里	同	同	同	龍巖山暴風標は南一七度三〇分西 安子山(二九三呎)は北八三度西	紅、白色導標を一線に保ち航行すへきを示す	同

五　水路嚮導船數　七月中鴨綠江に於ける水路嚮導船數左の如し

國籍	出船の部		入船の部	
	船數	總噸數	船數	總噸數
日本	五	六、六四七	五	六、六四七
英吉利	一	一、五七七	一	一、五七七
計	六	八、二二四	六	八、二二四

第六　電氣事業

一　使用認可證下付

朝鮮瓦斯電氣株式會社屆出釜山絶影島間落成海底電線路に對し七月十一日附にて使用認可證を下付せり

日韓瓦斯電氣株式會社京城支店屆出鐘路分岐點に於ける軌道變更に伴ふ落成電氣工作物に對し七月二日附にて使用認可證を下付せり

大邱電氣株式會社屆出瓦斯機關据付落成電氣工作物に對し七月三日附にて使用認可證を下付せり

清州電氣株式會社より電氣工事落成屆出により檢査の上七月十六日附にて假使用認可證を下付せり

二　落成期限延伸認可

大倉喜八郎より外國に注文せる機械器具の一部延著の爲七月一日より本年九月末日迄電氣工事落成期限延期方申請せるにより七月十六日附にて之を認可せり

三　工事施行認可

日韓瓦斯電氣株式會社より京城支店に於ける電氣鐵道黃金町線終點より龍山停車場前に至る間に軌道敷設に伴ふ電氣工事施行方申請せるに依り七月二十六日附にて之を認可せり

四　電燈料金竝電氣供給條件設定認可

鎭南浦電氣株式會社より電燈料金竝電氣供給條件設定方申請せしに依り七月十六日附にて之を認可せり主なる料金左の如し

一　工事費　新設一燈に付一圓二燈以上割引あり

二　器具損料　無料

三　白熱定額燈料金

燭光別	料金
六燭光	一・〇〇〇
八燭光	一・二五〇
十燭光	一・三五〇
十六燭光	一・八〇〇
廿四燭光	二・五〇〇
卅二燭光	三・五〇〇
五十燭光	四・六〇〇

四　計量燈一「キロワット」時に付　自二十燈至三十燈三十錢　自三十燈至五十燈二十五錢

群山電氣株式會社より電燈料金並電氣供給條件設定方申請せるに依り七月三十一日附にて之を認可せり主なる料金左の如し

一　工事費　屋内取付工費一燈一圓

二　器具損料　一燈一箇月十錢

三　定額燈料金

燭光別	炭素線	金屬線
五燭光	・八〇〇	一・〇〇〇
十燭光	一・一〇〇	一・〇〇〇
十六燭光	一・四〇〇	一・三〇〇
卅二燭光	二・七〇〇	二・五〇〇
五十燭光	四・〇〇〇	三・五〇〇

四　總量燈一「キロワット」時に付二十五錢

各局所別戸數及人口に對する電話加入者數調

（大正元年度末現在）

局所名＼種別	內地人加入者數	內地人戸數	內地人人口	內地人加入者一人に對する戸數	內地人加入者一人に對する人口	朝鮮人加入者數	朝鮮人戸數	朝鮮人人口	朝鮮人加入者一人に對する戸數	朝鮮人加入者一人に對する人口	外國人加入者數	外國人戸數	外國人人口	外國人加入者一人に對する戸數	外國人加入者一人に對する人口
京城	二、〇二四	一一、七五七	四五、八七六	五・八	二二・七	三三二	三八、五八三	二二二、七九一	一一六・二	六四〇・九	六二	五六二	二、六六七	九・一	四三・〇
釜山	九六二	五、九二一	二三、二一三	六・二	二四・一	一二	四、三九〇	一七、八九九	三六五・八	一、四九一・六	一二	五六	二三五	四・七	一九・六
仁川	六〇四	三、〇八九	一一、四九九	五・一	一九・〇	一六	四、一九九	一六、四六六	二六二・四	一、〇二九・一	二五	五四〇	一、八四四	二一・六	七三・八
平壤	四七九	二、一五〇	八、四八〇	四・五	一七・七	一七	九、三三四	三七、五七五	五四九・一	二、二一〇・三	八	一四四	六一三	一八・〇	七六・六
龍山	四三四	三、二三〇	一二、九七七	七・四	二九・九	五	二、一一九	一一、三四九	四二三・八	二、二六九・八	—	一三	三九	—	—
大邱	三五五	二、六五九	八、一三五	七・五	二二・九	一五	五、九八八	二五、六四六	三九九・二	一、七〇九・六	一	五四	一九一	五四・〇	一九一・〇
元山	三四二	一、四九六	六、四五七	四・四	一八・九	一〇	三、七七七	一六、七七四	三七七・七	一、六七七・四	六	一二三	四八八	二〇・五	八一・四
群山	二七九	一、二二〇	四、六三九	四・四	一六・六	〇	九五六	三、九一五	—	—	〇	二七	一六三	—	—

木浦	二四八	一,三四四	五,三四三	五・四	二一・五	一	一,八四五	六,六〇九	一,八四五・〇	六,六〇九・〇	二	四四	一五一	二三・〇	七五・五
馬山	二四二	一,一〇一	四,二九〇	四・五	一七・七	〇	四五五	二,二一七	—	—	一	一	一	一	一
鎮南浦	二三三	一,三三七	四,八八六	五・七	二一・〇	二	一,六二九	六,七二四	八一四・五	三,三六二・〇	三	七二	六二一	二四・〇	二〇七・〇
大田	一五七	一,二五一	四,四〇三	八・〇	二八・四	〇	四八〇	一,九三四	—	—	〇	一五	五二	—	—
新義州	一四一	七一一	二,四二三	五・〇	一七・二	三	三四二	一,五七六	一一四・〇	五二五・三	一	一七二	一,二九八	一七二・〇	一,二九八・〇
全州	一二四	六九六	二,二〇四	五・六	一七・八	八	四,一一七	一八,一二〇	五一四・八	二,二六五・〇	〇	三三	八三	—	—
清津	一二三	五四七	一,八九七	四・五	一五・五	〇	三六九	一,五七八	—	—	〇	五	五二	—	—
鎮海	一一六	一,五三八	五,四六〇	一三・三	四七・一	〇	三八	二三九	—	—	〇	一	二	—	—
羅南	一一一	七四一	四,〇七三	六・七	三六・七	〇	三六〇	二,三〇五	—	—	〇	二一	四〇	—	—
咸興	一〇九	五七六	二,三二五	五・三	二一・二	一	二,八三〇	一五,七八六	二,八三〇・〇	一五,七八六・〇	〇	一五	五二	—	—
光州	九九	五九四	二,一二三	六・〇	二一・四	三	一,八三〇	八,二〇二	六一〇・〇	二,七三四・〇	一	一七	六四	一七・〇	六四・〇
晋州	九七	六四八	二,三七一	六・七	二四・四	八	二,七五四	一一,八七四	三四四・三	一,四八四・三	〇	一九	四四	—	—
公州	八九	四四七	一,五三九	五・〇	一七・三	一	一,〇三〇	五,一四五	一,〇三〇・〇	五,一四五・〇	〇	二八	一〇〇	—	—
淸州	八三	四五五.	一,五五四	五・五	一八・七	一	九八五	五,二〇一	九八五・〇	五,二〇一・〇	〇	三五	一〇二	—	—
江景	七九	四四〇	一,六四七	五・六	二〇・八	五	九六〇	五,五四三	一九二・〇	一,一〇八・六	〇	三〇	一三三	—	—
水原	七八	三六〇	一,五二四	四・六	一九・五	三	二,五二九	一四,〇四四	八四三・〇	四,六八一・三	〇	四	二三	—	—
義州	六六	三四六	一,二四二	五・二	一〇・七	一〇	二,六八三	一三,二四七	二六八・三	一,三二四・七	〇	二四	一二六	—	—
會寧	六三	二五二	八七九	四・〇	一四・〇	八	一,八六四	五,二三八	二三三・〇	六五三・五	〇	一八	八四	—	—
春川	六二	二五八	九八四	四・二	一五・九	〇	五九二	三,四六一	—	—	〇	八	二五	—	—
開城	六一	三六八	一,三三三	六・〇	二一・七	八	八,八三二	四〇,六三八	一一〇・四	五,〇七九・七	〇	二一	六三	—	—
城津	五六	二〇四	六八七	三・六	一二・三	一	六〇〇	三,二〇五	六〇〇・〇	三,二〇五・〇	一	一一	三一	一一・〇	三一・〇

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
蔚山浦	五四	二六五	九七一	四・九	一八・〇	一	三六一	一,六六三	三六一・〇	一,六六三・〇	〇	八	二七	—	—
海州	五四	四二三	一,四六三	七・八	二七・一	四	三,三四三	一六,六七九	八三五・七	四,一六九・七	〇	二三	八三	—	—
鳥致院	五〇	二三九	九二七	四・六	一八・五	二	二二三	一,一八九	一一一・五	五九四・五	〇	一〇	八一	—	—
鏡城	四二	三三四	六八〇	八・〇	一六・二	〇	七五四	四,四五二	—	—	〇	二	五	—	—
金泉	四一	二六〇	九九一	六・三	二四・二	四	九七四	四,五一三	二四三・五	一,一二八・二	〇	一〇	三八	—	—
統營	三七	四〇八	一,五四三	一一・〇	四一・七	〇	一,二六二	六,二八〇	—	—	〇	四	一七	—	—
浦項	三六	二九五	一,三三一	八・二	三六・七	二	九二八	四,七二六	四六四・〇	二,三六三・〇	〇	四	一九	—	—
羅州	三四	一八二	六九三	五・四	二〇・四	〇	一,八二六	一一,六九七	—	—	〇	一	三	—	—
永登浦	二〇	二八三	九八五	一四・二	四九・三	〇	一三六	七六七	—	—	〇	三	二一	—	—
永興	一五	五八	一九一	三・九	一二・七	〇	一,〇七一	五,四〇七	—	—	〇	九	一四	—	—
西湖津	一五	七二	二四九	四・八	一六・六	〇	四一七	二,六四八	—	—	〇	〇	〇	—	—
慶州	一一	一五八	五五五	一四・四	五〇・五	〇	二,一四〇	九,五四〇	—	—	〇	三	一〇	—	—
廣梁	一〇	一六九	五一一	一六・九	五一・一	〇	五二七	二,九〇〇	—	—	〇	二三	五五六	—	—
絶影島	八	八八六	五,二〇一	一二〇・八	六五〇・一	〇	四七八	三,二八九	—	—	一	三	七	三・〇	七・〇
東萊	七	一一〇	四一二	一五・七	五八・九	〇	一,九八〇	八,八七四	—	—	〇	二	九	—	—
南平	四	七五	三二九	一八・八	八二・三	〇	八一三	三,五八〇	—	—	〇	三	六	—	—
計	八,三五三	四九,九四三	一九一,三六四	平均 六・〇	平均 二三・九	四八三	一二三,七〇三	六〇三,四九五	平均 二五六・一	平均 一,二四九・五	一二四	二,二〇九	一〇,二七二	平均 一七・八	平均 八二・八
前年度末に比し増減	増 八三六	増 四,二二五	一三,八六八	減 〇・一	減 〇・七	六五	増 一二六	増 二四,七〇九	減 三九・四	減 一三五・一	三五	増 二五九	増 一,五一五	減 四・一	減 一五・五

備考　一　加入者數人口及戸數は大正二年三月末現在とす

二　人口及戸數は當該局郵便區市内に係るものにして加入區域ト一致せさるも其の差は僅少とす

羅州郡の面指導狀況

全羅南道羅州郡に於ては面事務の改善刷新を計る爲左の方法を實行しつつあり

一　面書記見習生　面書記見習生の施設は優良なる面書記を養成する目的を以て創めたるものにして普通學校の卒業生又は面書記にして志望あり且將來發達の見込あるものより選出して六箇月間模範面たる郡廳所在地の東部面、西部面、新村面の共同面事務所に於て事務を見習はしめ見習期間を終了せるものは他面の書記に採用せしむるの計畫なり

二　面職員の講習　面職員の講習は春秋二回に面書記を中心として開催するものにして講習科目は統計に關する事項、面經費に關する事項、農作に關する事項、副業其の他に關する事項等に就き細目に亙りて講習す

三　面事務の巡回講習　面事務を實地に就き查閱指導し其の效果を大ならしめむか爲面事務の查閱を爲したるときは面事務處理成績表を作成して各面事務の改善に資することとし既に第二回の成績を發表せり其の結果を見るに第一回に順位甲に屬するもの二面乙に屬するもの六面丙に屬するもの四面丁に屬するもの七面戊に屬するもの四面なりしに第二回には甲に屬するもの四面乙に屬するもの十二面丙に屬するもの一面丁に屬するもの四面戊に屬するもの一面となれり又面職員をして事務に習熟せしむるか爲面事務の巡回講習規程を設け前記の查閱指導と共に鮮人郡書記をして其の任に當らしめ既に各面に涉りて二回の巡回講習を了せり

面事務巡回講習規程

第一條　面事務ノ改善進捗ヲ期待シ實地講習ノ爲郡ニ面事務巡回教師ヲ置ク

第二條　巡回講師ハ郡書記ヲ以テ之ヲ行ハシム但シ隨時雇員ヲ以テ代ラシムルコトヲ得

第三條　巡回講師ハ面事務所ニ出張シ左記事項ニ付實地ノ講習ヲナスモノトス

一　文書ノ處理ニ關スル一切ノ事項
二　統計ニ關スル事項
三　職員ノ規律等ニ關スル事項
四　勸業、教育、衞生、土木及不動產證明ニ關スル事項
五　租稅公課及會計ニ關スル事項
六　前各項ノ外臨時事務及執務上參考トナルヘキ事項ノ說明指導
七　法規、法令ニ關スル說明
八　日常必要ナル國語

第四條　講習員ハ面職員及見習生トシテ面事務ニ從事スルモノトス

第五條　一箇所講習ノ期間ハ二日乃至三日間トス但シ特ニ必要ヲ認メタル場合ハ隨時之ヲ延長スルコトヲ得

巡回講師出張中期間延長ノ必要ヲ認メタル時ハ事由ヲ具シ郡守ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

第六條　巡回講師ハ一面ノ講習ヲ終了シタルトキハ左ノ事項ヲ報告スルコト

一　講習ノ場所
二　講習月日
三　講習生氏名
四　講習科目及其ノ狀況

第七條　巡回講師ハ出張中ハ行政事務ニ關シ重要又ハ特殊ト認ムル事項アリ

タルトキハ急遽郡守ニ報告スルコト

第八條　巡回講師講習ノ爲出張ヲ命セラレタルトキハ巡回日割ヲ定メ關係面長ニ通知スルコト

龜浦購買販賣組合の設立

慶尙南道金海郡大上面大下面德道面及釜山府左耳面內の果樹栽培業者に於て肥料其の他必要の資料を共同購買し並其の生産せる果物を共同販賣せむか爲標記の組合を設け七月四日道長官の認可を得たり其の組合定款左の如し

龜浦購買販賣組合定款

第一章　總則

第一條　本組合ハ左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

一　農業ニ必要ナル物品ヲ購買シテ之ヲ組合員ニ賣却スルコト

二　組合ノ委託ヲ受ケ其ノ生産シタル農産物ヲ販賣スルコト

第二條　本組合ハ其ノ名稱ヲ龜浦購買販賣組合トス

第三條　本組合ノ區域ハ慶尙南道金海郡大上面大下面德道面及釜山府左耳面トス

第四條　本組合ノ事務所ハ之ヲ釜山府左耳面龜浦洞ニ置ク

第五條　組合員タルモノハ本組合ノ區域內ニ住居シ又ハ園地ヲ所有シ且ツ獨立ノ生計ヲ營ムモノニ限ル

第六條　組合財産ニ對スル組合員ノ權利義務ハ積立金ニ付テハ納入シタル歩合金額其ノ他ノ財産ニ付テハ拂込濟出資額ニ應スルモノトス

第二章　出資及準備金

第七條　出資一口ノ金額ハ金二十圓トシ一人三十口以上ヲ所有スルコトヲ得サルモノトス

第八條　出資第一回拂込金額ハ一口ニ付金五圓トス第二回後ハ出資各口ニ付毎年三月末金五圓以上宛拂込ムモノトス

第九條　組合員出資ヲ怠リタルトキハ期日後一日ニ付其ノ拂込ムヘキ金額ノ百分ノ一ニ當ル過怠金ヲ徵收ス

第十條　準備金ノ額ハ出資總額ト同額トシ其ノ額ニ達スル迄毎事業年度ノ剩餘金ノ三分ノ一以上ヲ積立ツルモノトス

但シ其ノ額ハ拂込濟出資額ノ十分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス

第十一條　加入金過怠金及第五十二條ニ依リ一部ノ拂戾ヲ爲シタル持分ノ殘額ハ之ヲ準備金ニ繰入ルルモノトス

第十二條　剩餘金カ準備金ニ積立ヘキ金額及組合員ニ配當スヘキ金額ヲ控除シ尙殘餘アルトキハ之ヲ積立金トシ損失塡補ニ充ツルモノトス

第三章　組合ノ機關

第十三條　本組合ニ理事三名監事二名ヲ置キ組合員總會ニ於テ組合員中ヨリ選擧ス

理事ノ內一名ヲ專務理事トス

第十四條　理事ノ任期ハ二箇年トシ監事ノ任期ハ一箇年トス但シ再選ヲ妨ケス

補缺選擧ニ依リ就任シタル理事又ハ監事ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

第十五條　辭任其ノ他ノ事由ニ依リ理事又ハ監事ニ缺員ヲ生シタルトキハ通常總會ヲ俟ツコト能ハサル場合ニ限リ臨時總會ニ於テ補缺選擧ヲ爲スモノトス

第十六條　總會ハ通常總會、臨時總會ノ二種トス

通常總會ハ每年一回一月之ヲ開ク

臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一　理事カ必要ト認メタルトキ

二　監事カ必要ト認メタルトキ

三　總組合員五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的及其ノ招集ノ理由ヲ示シテ請求アリタルトキ

第十七條　總會ノ招集ハ少クトモ五日前ニ書面ヲ以テ組合員ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

前項ノ通知書ニハ招集者之ニ記名スルコトヲ要ス

第十八條　總會ハ總組合員ノ二分ノ一以上出席スルニアラサレハ開會スルコトヲ得ス

總會ノ決議ハ出席シタル組合員ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス
但シ理事、監事ノ解任、定款ノ變更、除名、解散及合併ノ決議ハ四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス
第十九條　總會ノ議長ハ專務理事之ニ當ル專務理事事故アルトキハ他ノ理事ノ一人之ニ代ル
但シ總會ニ於テ必要ト認メタルトキハ出席組合員中ヨリ之ヲ互選スルコトヲ得
第二十條　總會ノ決議錄ハ理事之ヲ作リ議長及監事之ニ記名捺印スルコトヲ要ス
第二十一條　理事ハ組合ヲ代表シ組合事務ヲ總理ス
第二十二條　監事ハ組合ニ於テ取扱フ事務ノ適否及金錢出納ヲ檢査監督ス
第二十三條　專務理事ハ有給職トシ其ノ他ノ理事及監事ハ名譽職トス
理事及監事ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス
第二十四條　本組合ニ支配人壹名ヲ置キ總會ノ承認ヲ經テ理事之ヲ任免ス
支配人ハ理事ノ指揮ヲ受ケ購買及販賣ノ業務ニ任スルモノトス
第二十五條　本組合ニ事務員若干名ヲ置キ理事之ヲ任免ス
事務員ハ理事又ハ支配人ノ指揮ヲ受ケ雜務ニ從事ス

第四章　事業ノ執行

第二十六條　本組合ノ事業年度ハ毎年一月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ル
第二十七條　組合ニ餘裕金アルトキハ總會ノ承認ヲ經タル銀行ニ預ケ入ルルモノトス
第二十八條　左ニ揭クル事項ハ總會ノ決議ヲ經ルニアラサレハ之ヲ行フコトヲ得ス
一　不動產ノ取得讓渡及其ノ他ノ處分
二　訴訟行爲
三　起債
第二十九條　事業執行ニ關スル細則ハ總會ノ承認ヲ經テ理事之ヲ定ム

購買ノ部

第三十條　本組合ハ組合員ノ注文ニ應シ總會ノ決議ヲ經タル物品ヲ便宜購買スルモノトス
第三十一條　組合員ニ賣却スル物品ノ代價ハ市價ヲ標準トナシ理事之ヲ定ム
第三十二條　本組合ハ必要アルトキハ組合員ニ注文物品ノ見積代金ヲ前納セシムルコトヲ得
第三十三條　組合員組合ヨリ物品引渡通知ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク之ヲ引取リ之ト同時ニ其ノ代金ヲ支拂フコトヲ要ス

販賣ノ部

第三十四條　本組合ニ於テ販賣スル物品ハ組合員ノ生產又ハ加工シタル農產物ニ限ルモノトス
第三十五條　組合員ハ本組合區域以外ノ地ニ於テ組合ニ委託セスシテ前條ノ物品ヲ賣却スルコトヲ得ス
但シ理事ノ承諾ヲ得タル場合又ハ消費者ニ對シ直接小賣ヲ行フモノハ此限リニアラス
第三十六條　理事又ハ支配人ハ適宜ノ時期ニ於テ各組合員ノ生產物ニ付報告ヲ徵シ又ハ必要ナル調査ヲ爲スコトヲ得
第三十七條　組合員ハ其ノ賣却セントスル物品ニ付代價又ハ賣却ノ時期ヲ指定スルコトヲ得ス
第三十八條　本組合ハ組合員ニ拂渡スヘキ物品ノ代金ニ付總會ノ定メタル步合金ヲ收納ス
第三十九條　組合ハ其ノ受託品ヲ賣却シタルトキハ速カニ其ノ數量價格ヲ荷主ヘ通知スルコトヲ要ス
第四十條　組合員ハ前條ノ通知書ヲ接受シタルトキハ何時ニテモ代金ノ拂渡ヲ請求スルコトヲ得
第四十一條　受取物品中組合ニ於テ調製、俵裝其ノ他特殊ノ勞費ヲ加ヘタルモノニ付テハ別ニ實費ヲ徵シ代金計算ノ際之ヲ差引モノトス
第四十二條　組合ニ委託スル物品ハ總テ組合荷造規定ニ定ムルトコロニ從ヒ荷造ヲ行フモノトス
前項荷造規定ハ總會ノ承認ヲ經テ理事之ヲ定ム
第四十三條　物品受引後天災又ハ荷造ノ不完全ヨリ起ル損害及ヒ物品ノ性質上當然來ルヘキ損害ハ荷主ノ負擔トス

第五章　剩餘金分配及損失塡補

第四十四條　剩餘金ハ準備金ニ積立ツヘキ金額ヲ控除シタル後ニアラサレハ之

ヲ組合員ニ配當スルコトヲ得ス

前項配當ハ各組合員ノ持分ニ應シ年壹割以下トシ總會ノ承認ヲ經テ理事之ヲ定ム

第四十五條　損失塡補ハ先ツ積立金ヲ以テシ次ニ準備金ヲ以テス

第六章　加入及脱退

第四十六條　新タニ組合員タラントスルモノハ申込書ニ加入金ヲ添ヘ理事ニ差出スコトヲ要ス

理事カ監事ノ同意ヲ得テ前項ノ申込ヲ承諾シタルトキハ其ノ旨加入者ニ通知シ出資第一回拂込ヲ爲サシメタル後組合員名簿ニ記載スルコトヲ要ス

第四十七條　第一年度ノ加入金ハ壹口ニ付金貳拾錢トシ以後ハ毎年通常總會ニ於テ組合財産ノ增減ニ應シ其ノ額ヲ定ム

第四十八條　組合員持分ヲ讓渡サントスルトキハ理事ノ承諾ヲ經ルコトヲ要ス

持分ノ讓受人組合員ニ非サルモノナルトキハ加入金及出資ノ拂込ヲ爲サシメサルノ外第四十六條ノ規定ヲ準用ス

第四十九條　組合員脱退セントスルトキハ少クモ其ノ事業年度末六箇月前ニ其ノ旨理事ニ豫告スルコトヲ要ス

第五十條　死亡ニヨリ脱退シタル組合員ノ相續人カ直チニ加入ノ手續ヲ爲シタルトキハ組合ハ被相續人ニ對スル持分ノ拂戻計算ヲ爲サスシテ之ヲ被相續人ト同一ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フモノト看做ス此ノ場合ニ於テ加入金ヲ差出スコトヲ要セス

第五十一條　組合員左ノ事由ノ一ニ當ルトキハ總會ノ決議ニヨリ之ヲ除名ス

一　出資ノ拂込ヲ怠リ期限後一箇月以内ニ其ノ義務ヲ履行セサルトキ

二　自己ノ生産シタルモノニ非サル物品ノ販賣ヲ委託シタルトキ

三　第三十五條ノ規定ニ違背シテ物品ヲ賣却シタルトキ

四　組合ノ事業ヲ妨クルノ所爲アリタルトキ

五　犯罪其ノ他ノ所爲ニヨリ信用ヲ失ヒタルトキ

第五十二條　組合員脱退ノ場合ニ於ケル持分ノ拂戻又ハ債務ノ辨濟方法左ノ如シ

一　其ノ持分カ拂込濟出資額ニ滿タサルトキハ其ノ割宛ヲ拂戻スモノトス

二　其ノ持分カ拂込濟出資額ヲ超ユルトキハ其ノ拂込濟出資額ヲ限リ拂戻スモノトス

但シ死亡禁治産其ノ他總會ニ於テ止ムコトヲ得サルモノト認メタル事由ニヨリ脱退シタル組合員ニハ其ノ持分ノ全部ヲ拂戻スモノトス

三　組合ノ債務カ其ノ財産ヲ超過セルトキハ拂込濟出資額ニ應シ其ノ差額ヲ割宛テ之ヲ徵收スルモノトス

第七章　解　散

第五十三條　本組合解散シタルトキハ理事其ノ清算人トナル

第八章　附　則

第五十四條　第三十五條ノ規定ハ其ノ適用ノ範圍ヲ釜山府、釜山港ニ限リ組合生産物ノ增加ニ伴ヒ漸次之ヲ擴大スルモノトス

南鮮植物採取目錄（承前完）

Urticaceæ　蕁麻科

Achudenia japonica, Maxim.　やまみず　南山　濟州島

Boehmeria biloba, Wedd.　らせいたさう

〃　spicata, Thunb.　こあかそ　智異山

〃　tricuspis, (Hance) Makino.　あかそ　京城　智異山

Urtica angustifolia.

Moraceæ　桑科

Cudrania triloba, Hance.　はりくわ　鍾山　濟州島

* Ficus erecta, Thunb. V. Sieboldii, (Miq) King.　ほそばのいぬびわ　同

〃　foveolata, Wall.　いたびかづら　同

Humulus japonicus, Sieb. et Zucc.　かなむぐら　南原

Morus alba, L.　くわ　光陵　智異山

Chloranthaceæ　金粟蘭科

Chloranthus japonicus, Sieb.　しとりしづか　光陵

Ulmaceæ 楡科

Abelicea hirta, (Thunb.) Schneid.
けやき 京城 智異山 濟州島
Celtis sinensis, Pers. ゑのき 智異山 同
,, Bungeana, Pl. ゑぞゑのき 光陵
Ulmus montana, With. あつに 同
,, parvifolius, Jacq. あきにれ 同 濟州島

Fagaceæ 殻斗科

Castanea sativa, Mill. V. pubinervis(Hassk)Makino.
しなぐり 京城
Pasania cuspidata, Perst. しい 濟州島
Quercus acuta, Thunb. あかがし 同
,, aliena, Bl. ならがしわ 同
,, glandulifera, Bl. こなら 光陵 智異山 同
* ,, glauca, Thunb. あらがし 同
,, stepophylla, (Bl.) Makino.
うらじろがし 同
○ ,, crispula, Bl. v. mandshurica, Koidz.
かうらいみづなら 光陵
,, grosseserrata, Bl. みづなら 濟州島
,, mongolica, Fisch.• もんごりなら 智異山
,, serrata, Thunb. くぬぎ 京城
,, ,, , ,, . V. chinensis, Miq.
あべまき 光陵

Betulaceæ 樺木科

Alnus incana, Will. V. sibiririca, Spach.
やまはんのき 智異山
,, japonica, Sieb. et Zucc. はんのき 光陵
△ Betula chinensis, Maxim. 智異山
,, Ermanni, Cham. えぞのだけかんば 同
△ ,, Schmidtii, Regel. 同

Carpinus cordata, Bl. さわしば 光陵
,, ,, ,, . V. Chinensis, Fr 智異山
,, laxiflora, Bl. あかしで 光陵 同
* ,, yedvensis, Maxim. いぬしで 同 濟州島
Corylus heterophylla, Fisch はしばみ 光陵
,, mandshurica, Maxim おにはしばみ 光陵 智異山
,, rostrata, Aib. つのはしばみ 同

Salicaceæ 楊柳科

Populus alba L. ぎんどろ 南山
,, suaveolens, Fisch. どろのき 濟州島
Salix babylonica, L. しだれやなぎ 京城
,, glandulosa, C. Seem. まるばやなぎ 智異山 濟州島
,, purpurea, L. こりやなぎ 京城
,, Thunbergiana, Bl. たねがわやなぎ 南原

Juglandaceæ 胡桃科

Juglans manshurica, Maxim. まんしゆくるみ 京城
Platycarya strobilacea, Sieb. et Zucc.
のぐるみ 巨濟島

Piperaceæ 胡椒科

Piper Futo-Kadzura, Sieb. et Zucc.
ふうとうかづら 濟州島

Savruraceæ 三白草科

Saururus Soureiri, Decne. はんげしやう 濟州島

Orchidaceæ 蘭科

Angraecum falcatum, Benth. et Hook.
ふうらん 濟州島
Cephalanthera longibracteata, Bl.
ささばぎらん 光陵
Cypripedium macranthum, Sw. あつもりさう 北漢山
Dendrobium monile, Thunb.
せきこく 濟州島

Epipactis gigantea, Dougl.　すずらん　北漢山

Gastrodea elata, Bl.　おにのやがら　光陵

Gymnadenia Conopsea, R. Br.　てかだちどり　濟州島

,, cucublaca, L. C. Rch.　みゆまもちづり　智異山

,, gracilis, Miq.　ひならん　南山　北漢山

Goodyera repens, R. Br.　しゆすらん　智異山

△ Habenaria linearifolia, Maxim.　同　濟州島

Liparis anriculata, Bl.　くもきりさう　光陵　同

,, krameri, Fret Sév.　じがばちさう　同

Myrmechis japonica, Rolfe.　ありさなしらん　濟州島

* Oreorchis patens, Lindl.　こけいらん　光陵

Platanthera chlorantha, Cust.　はぞちどり　同

Pogonia japonica, Reich.　ときさう　北漢山　智異山

Spiranthes australis, Lindl.　ねじばな　光陵　濟州島

Iridaceæ　鳶尾科

Blamcandachinensis, L.　ひあふぎ　濟州島

△ Iris ensata, Thunb. V. chinensis, Maxim.　ねじあやめ　南漢山　同

△ ,, minuta, Fr. et Sév.　きんかきつ　同　北漢山

,, Rossi, Baker.　たれゆはさう　同　同　延挾

,, sibirica, L. V. orientalis, Baber.　あやめ　同　同

Divscoreaceæ　薯蕷科

Divscorea japonica, Thunb.　やまのいも　南漢山

,, nipponica, Makino.　うちわところ　同

,, quinqueloba, Thunb.　ぎくばところ　德山

,, septemloba, Thunb.　もみぢところ　濟州島

Liliaceæ　百合科

Allium japonicum, Regel.　やまらつきやう　北漢山

Asparagus Schoberioides, Kunth.　くさすぎかづね　光陵

* Chionographis lutea, (Thunb.) Baill.　しらいとさう　濟州島

Clintonia udensio, Thunb.et May.　つばめなもと　光陵　同

Convallaria majalis, L.　ぎみかげさう　北漢山

Disporum smilacinum, A.Gr.　ちごゆり　南山　濟州島

△ ,, viridesceno, (Max) Nakai　すりまちごゆり　同

Hemerocallis Dumortieri, Morr.　同

,, flava, L.　光陵

,, minor, Mill.　ゆうすげ　金州

Heloniopsis japonica, (Thunb.) Maxim.　しやうじやうばかま北漢山

Hosta minor, (Baker). Nakai.　いわぎぼうし　智異山　濟州島

Lilium amabile, Palib.　こまゆり　北漢山　同

,, callosum, Sieb. et Zucc.　はかたゆり　濟州島

,, Hansonii, Leich.　てふれんくるまゆり光陵　智異山

,, tigrinum, Andz.　おにゆり　北漢山

Liriope graminifolia, L.　やぶらん　馬山

◎ Liriope graminifolia, L. V. Koreana, (Palib) Nakai.　馬山

Lloydia serotina, Reicht.　ちしまあまな　濟州島

Majanthemum Convallaria, Wigger.　まゐづるさう　同

Paris quadrifolia, L. V. obovata, Regel.　くるまばつくばねさう　智異山

Polygonatum giganteum, Dielr. V. Thunbergii, Maxim.　なるこゆり　京城

,, inflatum, Kom.　光陵

,, officinale, All.　あまところ　同　南漢山

Scilla chinensis, Benth.　つるぼ　泗川　濟州島

Smilacina japonica, A. Gray. ゆきざゝ 光陵

,, yedvensis, Fisch. ? おほばゆきざゝ 濟州島

Smilax chin, L. さるさりいばら 南山 同

,, herbacea, L. V. nipponica, Maxim.
しほで 同

Smilax Oldhami, Miq. たちしほで 冠嶽

,, Sieboldii, Miq. やまがしゆ 濟州島

Symplocos fœtidus, Salisb. さぜんさう 南漢山

◎ Tofieldia Fauriei, Lév. et Vent. 濟州島

Trillium obovatum, Pursch. しろばなのゑんれいさう 同

*△Tricyrtis dilatata, Nakai. 光陵 智異山

Veratum Maximowiczii, Baker. あをやぎさう 馬山 濟州島

* ,, Lobelianum, Bernt. 智異山

Juncaceæ 燈心草科

Juncus alatus, Fret. Sar. はなびぜきしやう 任實

* ,, diastrophanthus, Buch. ひろばのかうがいぜきしやう 南原

Juncus effusus, L. V. decipiens, Buch. 全州

,, prismatocarpus, R. Br. V. Leschenaultii, Buch.
はいからがひぜきしやう 濟州島

Pontederiaceæ 雨久花科

Monocoria Korsakowii, Regel. et Maack.
みづあをひ 濟州島

,, vaginalis, Presl, V. plantaginea. Solms-Laut.
こなぎ 任實

Commelinaceæ 鴨跖草科

Commelina communis, L. くゆくさ 立石

,, ,, ,, V. angustifolia, Nakai. 京城 德山

Pollia japonica, Hornst. やぶめうが 濟州島

Araceæ 天南星科

Arisæma amurensis, Maxim. ひろばのてんなんしやう 光陵 南漢山

Arisæma japonicum, Bl. てんなんしやう 光陵 南漢山

Pinellia ternata, (Thunb.) Breit. からすびしやく 京城

Lemnaceæ 浮萍科

Spirodella polyrhiza, Schneid. うきくさ 同

Eriocaulaceæ 穀精草科

Eriocaulon Siebaldtianum, Sieb. et Zucc.
ほしくさ 德山

,, nipponicum, Maxim. しろいぬのひげ 北漢山

Cyperaceæ. 莎草科

Bulbastylis barbata, Kunth. はたがや 京城

,, capillaris, Kunth. V. trifida, C. B. Clark.
いさはなびてんつき 濟州島

Carex arenicola, Fr. et Schmidt. くろかあすすげ 同

,, breviculmis, R. Br. V. Royleana, Kük, f. longearistata, Kük. あをすげ 同

,, cernua, Boott. あぜなるこすげ 同

,, japonica, Thunb. ひごくさ 同

,, neurocarpa, Maxim. みこしかや 同

,, Maackii, Maxim. やがみすげ 同

,, siderosticta, Hance. たがねさう 濟州島

Cyperus diformis, L. たまがやつり 晋州

,, flavidus, Retz. ひめがやつり 同

,, exaltatus, Retz. あんぺらがやつり 立石

Cyperus Iria, L. こごめがやつり 晋州

,, truncatus, Turcz うしくぐ 北漢山

Elæocharis japonica, Miq. はりゐ 馬山

,, plantaginea, R. Br. くろへわゐ 南原

,, tetraquetra, Nees. しかくゐ 京城 任實

Fimbristylis diphylla, Vahl. くろてんつき 晋州

,, miliacea, Vahl. ひでりこ 馬山

,, sub-bispicata, Nees. et Mey,
やまゐ 德山

學名	和名			
Kyllingia brevifolia, Rott.	ひめくぐ		巨濟島	
Lipocarpha microcephala, Künth.	ひんじがやつり		德山	
Pycreus globosus, Reich, V. strictus, C. B. Clark.	めあぜがやつり		任實	
Rhynchospora Franchetii, C. B. Clark.	おほいぬのはなひげ		巨濟	
Scirpus erectus, Poir.	ほたるゐ		晋州	
,, eriophorum, L.	まつかさすき	光陵		
,, mucronatus, L.	かんがれい		晋州	
,, maritimus, L.	うきやがら	光陵		
,, triqueter, L.	さんかくゐ		德山	
Gramineæ 禾本科				
Agropyrum semicostatum, Nees.	かもじくさ	京城		
* Agrostis canina, L.	みやまぬかぼ			濟州島
,, perennans, Tuck,	やまぬかぼ	京城		
Alopecurus fulvus, L.	すずめのてつぽう	同		
Andropogon Nardus, L. V. Goeringii, Hack.	なかるかや	同		
Arundidella anomala, Steud.	さだしば	同		
Avena fatua, L.	ちやのき	京城		
Beckmannia eruciformis, Host.	みのごめ	同		
Calamagrostis Epigeos, Rott. V. densiflora, Ledeb.	やまあわ	京城		
,, sachalinensis, Fr. Schmidt.	こいあのがりやす		智異山	
Diarrhena japonica, Fr. et Sav.	たつのひげ		同	
Eragrostis japonica, Thunb.	こしめかぜくさ		德山	
,, pilosa, Beauv.	かぜくさ		京城	
Festuca ovina, L.	うしのけくさ	同		
,, parvigluma, Steud.	さぼしかや	同		濟州島

學名	和名			
Imperata drundinaceæ, Cyr.	ちがや			同
Ischæmum Sieboldii, Miq.	かものはし		雲峯	
Miscanthus sinensis, Anders.	すゝき	京城		
Muehlenbergia japonica, Steud.	ねずみがや			濟州島
Oplismenus Burmanni, Beauv.	ちゞみざゝ		智異山	
* Panicum sanguinale, L.	こめひじわ		雲峯	
,, ,, ,,,. V. ciliare, Doll.	めひじわ	光陵		
,, crusgalli, L. V. submuticum, Mey.	のびえ	京城		
,, indicum, L.	はいぬめり	同		
Paspalum Thunbergii, Kth.	すずめのひえ		德山	
Pennisetum japonicum, Trin.	ちからしば		馬山	
Rottbœllia compressa, L. V. japonica, Hack.	うしのしつぺい		晋州	
Spodiopogon cotulifer, Hack.	あぶらすゝき		同	
Sporobolus elongatus, R. Br.	ねずみのを		德山	
Setaria viridis, Beauv.	えのころくさ		任實	
Sasa paniculata, Mak. et Sieb.	ねまがりだけ			濟州島
Themeda Forskalii, Hack, V. japonica, Hack.	めかるかや		馬山	
Zizania aquatica, L.	まこも		任實	
Hydrocharitaceæ 水鼈科				
Hydrilla verticillata, Casp.	くろも		泗川	
Ottelia alismoides, (L) Pers. f. oryzetrum, Kom.			巨濟島	
,, ,, ,(,,) ,,. f. lacustris, Kom.			金州	
Alismaceæ 澤瀉科				
Alisma plantago, L. V. angustifolium, Kunth.	へらおもだか			濟州島
Sagittaria pygmæa, Miq.	うりかわ		德山	
,, sagittifolia, L.	おもだか		任實	

Potamogetonaceæ 眼子菜科

Potamogeton hybridus, Michx.? こばのひろむしろ 南原
,, javanicus, Hassk. 同
,, natans, L. ひろむしろ 京城 酒川
,, oxyphyllus, Miq. やなぎも 濟州島
Zostera marina, L. あまも 同

Najadaceæ 茨藻科

Najas minor, All. さりけも 酒川

Typhaceæ 香蒲科

Typha orientalis, Presl. こがま 蔚山

Ginkgoaceæ 公孫樹科

△ Ginkgo biloba, L.(栽培) いてふ 京城

Taxaceæ 一位科

Cephalotaxus drupacea, Sieb. et Zucc
いぬかや 智異山
Taxus cuspidata, Pilq. いちゐ 濟州島

Pinaceæ 松科

△ Abies holophylla, Maxim. てふせんもみ 光陵
△ ,, nephrolepis, Maxim. さうしらびそ 智異山
Juniperus chinensis, L. びやくしん 濟州島
,, rigida, Sieb. et Zucc. ねず 光陵
△ Pinus Bungeana, Zucc.(栽培) 白松 京城
,, densiflora, Sieb. et Zucc. あかまつ 同
○ ,, funebris, Kom. 濟州島
,, koraiensis, Sieb. et Zucc. てふせんごえう 光陵 智異山
,, Thunbergii, Parl. くろふつ 濟州島

Sellaginellaceæ 卷柏科

* Sellaginella caulescens, Spring. かたひば 濟州島
,, involvens, Spring. いあひば 北漢山 同

Lycopodiaceæ 石松科

Lycoyodium chinensis, H. Christ.
ひめすぎらん 濟州島
,, clavatum, L. ひかげのかづら 同
,, serratum, Thunb. さうげひば 智異山 同

Equisetaceæ 木賊科

Equisetum arvense, L. すぎな 京城
,, ramosissimum, Dest. いぬさくさ 同

Marsiliaceæ 蘋科

Marsilia quadrifolia, L. でんじさう 京城 酒川

Salviniaceæ 槐葉蘋科

Salvinia natans, (L) Allim. さんしやうも 酒川

Osmundaceæ 薇科

Osmundaregalis, L. ぜんまい 京城

Schizæaceæ 海金砂科

Lygodium japonicum, (Thunb.) Sweet.
かにくさ 德山 濟州島

Polypodiaceæ 水龍骨科

Asplenium Trichomanes, L. ちゆせんしだ 南山
△ Athyrium acrostichoides, Diels 光陵
Athyrium Filix-femina, (Bernh) Rott.
めしだ 同
Athyrium nipponicum, (Mett) Hance.
いぬわらび 智異山
,, yokoscense (Fr. et Sav.) Makino
こいぬわらび 同
* Cyclopholus lingua, (Thunb) Desv.
ひさつば 濟州島
△ ,, petiolosus, (H. Christ.)
ひめひさつば 任實

学名	和名			
Davallia bullata, Wall.	しのぶ	北漢山		濟州島
Diplazium Conilii, Fr. et Sav.	ほそばみぞしだ	光陵		
Diplazium japonicum, Thunb. V. Conilii,(Fr. et Sav.)Makino.	ほそばしけしだ		智異山	
Drymoglossum carnosum,(Vall)T. Sm. B. microphyllum, (Presl) Nakai.	まあつだ			濟州島
Dryopteris callopsis,(Fr. et Sav.)C. Christ.	なんたいしだ		智異山	
,, Filix-mas, (L) Schott.	みやまゐので		同	濟州島
,, flaccida,(Bl.) O. Kuntz.			同	
,, Miqueliana, (Maxim.) C. Christ.	ならいしだ	南山		
Matteuccia orientaris, (Hook) Trev.	いぬがんそく		立石	
Microlepia pilosella, (Hook).H. Christ.	いぬしだ	光陵		
,, Wilfordii, Moore.	わうれんいだ	同	纛山	
Onoclea sensibilis, L.	こうやわらび	京城		
Polypodium koraiensis, H. Christ.	みやまのきしのぶ		智異山	
,, hastatum, Thunb.	みつでうらぼし			濟州島
,, lineare, Thunb.	のきしのぶ			同
Polystichum falcatum,(L.)Diels.	おにやぶそてつ			同
,, tripteron,(Kuntz.)Presl.	しゆもくしだ		智異山	
Pteridium aquilinum, Kuhn.	わらび	光陵		
Pteris cretica, L.	おほばゐのもさう			濟州島
Woodsia mandshuriensis, Hook.	ふくろしだ	光陵	纛山	
,, polystichoides, Eat.V. Veitchii, Hance.	みやまいわでんだ		智異山	

Hymenophyllaceæ 苔忍科

学名	和名	
Trichomanes radicans, Swartz.	はいほらごけ	濟州島

（京城高等普通學校森教諭調査）

雑録

○第二回林務主任會議　第二回各道及營林廠林務主任會議は七月二十日より本府會議室に於て開會、總督の訓示、農商工部長官の指示及内務部長官、警務總長の注意あり又農商工部、内務部、警務總監部提出に係る諮問事項に對する答申を終へ二十六日より京城苗圃、慶熙宮苗圃、京城附近造林地及仁川に於けるニセアカシヤ林等を視察し實地に就き打合を爲し二十九日閉會せり

○夏季講習會情況　公立普通學校、公立實業學校及私立學校に奉職する内地人教員百二十八名を京城に召集し朝鮮教育に關して講習を受けしめたり

（一）開會　講習會は本年七月十五日を以て京城高等普通學校附設臨時教員養成所に於て開會同二十四日閉會せり開會當日は山縣政務總監左の告辭を朗讀し宇佐美内務部長官は教育者の特に注意すへき事項に關し左の訓示を與へたり

山縣政務總監告辭

講習員諸子、炎熱の候多數講習員諸子さ相見るを得るを欣ふ、諸子は多年朝鮮教育に從事し其の成績亦見るへきものあり本官是れを多さす然りさ雖教育の事たる一朝一夕にして其の效果を收め得るものにあらす深慮遠謀研鑽攻究を要すへき事項一にして止まらす是れ特に諸子をして講習を受けしむる所以なり諸子克く勉勵研修其の目的を達し一度任に歸らは堅忍不拔の精神を以て其の職に盡し宜しく奉公の至誠を完うすることを期すへし

玆に講習會を開催するに當り一言以て諸子に諭く

大正二年七月十五日

政務總監　山縣伊三郎

宇佐美内務部長官訓示要領

公立普通學校内地人教員夏季講習會を開會するに當り多數の講習員諸子さ相見ゆて一場の訓示をなすを得るは本官の欣快さする所なり、諸子の多數は既に一度講習會に出席して朝鮮教育の方針竝に教授訓練上の注意等に關して聽講したる者なれは玆に重ねて之に言及するの要なきか如きも此の會合に於て更に一言平素所感の一端を述へ諸子の注意を新にせむさす

一　朝鮮教育の方針漸次了解せられ教授訓練の成績亦次第に見るへきもののあるか如し

諸種の報告に依るも實地視察者の復命に依るも諸子か能く本府教育の方針を體し熱心なる經營さ周到なる注意さを以て諸種の困難さ戰ひつつ能く朝鮮教育の實際に當り其の成績見るへきもののあるか如し本官は諸子の勞を多さするものなり然れさも教育の事たる一朝一夕にして其の效果を收得すへきものにあらす殊に歷史を異にし風習を同うせさる朝鮮の民衆を啓發して忠良なる我帝國の同胞さして渾然一體たらしむるは尙前途遼遠にして諸子の責務重且大なるものあり、諸子豈一層奮勵努力せすして可ならむや

一　一層訓育の徹底を期すへし

普通學校に於て最も意を注くへきは其の訓育に在り而して校訓又は訓練綱領さして選擇せられたる德目を見るに概して其の當を得たるもの多く且形式的方面に於ては次第に其の效果見るへきものあるか如し然れさも未た以て精神的薫化の實際に於ては遺憾の點少しさせす殊に朝鮮の社會及兒童の家庭は其の風俗習慣等の關係よりして諸子の苦心に成れる教化の效果を徹底せしむるに多大の困難あるへし是れ諸子の爲に同情に堪へさる所なるか諸子は須らく家庭さの連絡を密にし且餘暇を以て社會教育をも併せ行ひ以て學校訓育の徹底を期すへきなり殊に近時普通學校兒童の同盟休校又は是に類するもの往往之れあり斯の如きは啻に學校教育の爲に遺憾さするのみならす累を社會に及ほし公安を害し施政上に影響するなきを保せす而して其の原因種種ありさ雖教員の至誠足らす言行の不謹愼亦實に之か起因さして數へさるへからさるものなきにあらす諸子は須らく内に顧みて益自己の修養に求め外に對しては寬嚴宜しきを得恩威併せ施し秩序規律節制等の諸德に關しては殊に意を致して校風の肅正を期すへきなり

一　國語教授の成績著しく進步したるは大に欣ふことなれは更に一層の努力を要す

普通學校に於ける國語教授の成績は近來著しく良傾向を示しつつあるものの如し是れ一は朝鮮兒童の語學學習の能力可なるにもよらむか主さして教員諸子か鋭意其の教授の方法を改善し勉勵努力せられたる結果ならすむはあらす

是れ實に朝鮮啓發上貿すへきことなり然りと雖今や各科の教科書新定せられ攻究研鑽を要すへき事項一にして止ます諸子は須らく是に關する講話を傾聽し教科書編纂の根本精神を會得し其の運用に關しては經驗家の所說と自己の實驗とを比較攻究して疑問あらは之を質し採長補短益其效果を擧くるに努めさるへからす

一 地方的特色を發揮すへし

朝鮮教育令に朝鮮の教育は時勢及民度に適合せしむへきことを明記せられたり時勢と民度とは各地方に於て相異なるや論なし從て各普通學校に於ても其の教育の根本精神に至りては寸毫も相異なるへきものあらすと雖海濱、山間、都市等學校所在地の狀況に應し民度に鑑み各地方的特色を有すへきものなることは勿論なり例へは漁村に於ては網の製作法、漁獲方法、其の販路の發展法等には殊に綿密なる注意を拂ふ必要あるへく養蠶の盛なる地方、大豆の産出多き地方、果樹の栽培に適したる地方、米麥の改良を要する地方、森林多き地方、國境に位する地方等皆其の教材選擇に輕重あり緩急ありて以て其の地方的要求に適合せしむへき所謂地方的特色を發揮する必要あり斯くして學校教育と實際生活とか密接なる連絡結合を保ち初めて活ける教育たることを得へし然るに近時の教育は動もすれは智的に偏し形式に流れ其の結果は徒らに不生産的人物の輩出を多からしむる缺點を有す諸子は須らく常に意を此所に用ひ土地の狀況に應し生活の實際に稗益せしむることに努むへし

一 卒業生の監督指導に一層意を致すへし

多くの學校に於ては生徒をして卒業せしむれは既に教育の目的を達したるか如く考へ卒業後の方針、境遇、言行等に對しては更に何等の注意を拂はさるものあり謬れるも甚しと云はさるへからす此の卒業後の指導は之れを在學中の教育に比すれは一層大切なるものなれとも眞に其の成績を擧けむとせは頗る困難なるものなり而して學校教育の效果は其の卒業生に依りて決するものなれは實務に從事せる者に就きても或は上級の學校に入學せる者につきても其の指導監督を怠らす就中內地留學生及私立中等學校入學者等に對しては常に其の思想の變移に留意し多年學校に於て苦心せし教育の效果を破壞せられさる樣其の連絡の方法を一層密接有效ならしむるは目下の急務とする所なり卽ち卒業生をして常に母校を中心として活動せしめ進ては學校設置區域內の人民は學校を中心として行動するに至らは啻に教育者其の人の快事のみにあらさるへし

一 學級整理に關して考慮を要す

普通學校は義務教育に非さることは既に諸子の熟知せる所從て兒童をして強制的に入學せしむる必要なきは勿論能く學校設備と經費とを考慮して以て其の人員を定め選拔の方法を講せさるへからす然るに各學校の實際を見るに收容し得へき員數に比して倘著しく其の生徒數の少きもの或は生徒數に比し學級編制の方法に考慮を要するもの等少からす斯の如きは經費の最も有效に使用せさるへからさる今日其の使用法宜しきを得たるものと稱することを得す故に教室の廣狹部下職員の技倆及教科の分擔等を考へ少額の經費を以て一層效果多き編制方法を講し且は多數の兒童を收容せさるへからす

以上訓示せる所は目下普通學校に於て意を注くへき必要ありと認めたる事項中特に著しき二三を指示せるに過きす諸子克く部下教員と一致協力して其の意を體し以て朝鮮教育の本旨を徹底せしむることに努力せさるへからす

(二) 講習科目及講師

講習科目	講師
新教科書編纂趣旨	朝鮮總督府事務官　小田　省吾
同	朝鮮總督府編修官　立柄　教俊
學校施設及訓育に關する事項	朝鮮總督府視學官　太田　秀穗
教授法の實際的事項	京城高等普通學校教諭　渡部　春藏
同	京城高等普通學校教諭　山口喜一郎
園藝に關する事項	朝鮮總督府勸業模範場技師　久次米邦藏
學校園及學校林に關する事項	京城高等普通學校教諭　大森　讓平
博物標本製作法	京城高等普通學校教諭　生熊與一郎
同	京城高等普通學校囑託　高橋　永造
體操	京城高等普通學校教諭　橫地捨次郎
同	京城高等普通學校教諭　甲木儀次郎

(三) 閉會　七月二十四日講習會場に於て閉會式を擧行し弓削學務課長は內務部長官代理として閉會の辭を述へたり

四　諺習員道別竝學校別

道名	公立普通學校	公立實業學校	公立小學校	私立普通學校	計
京畿道	二五	—	一	一	二七
忠清北道	一〇	—	—	—	一〇
忠清南道	一〇	—	—	—	一〇
全羅北道	一一	—	—	二	一三
全羅南道	一〇	—	—	—	一〇
慶尚北道	九	—	—	一	一〇
慶尚南道	一二	二	—	二	一六
黄海道	一〇	—	—	—	一〇
平安南道	七	—	—	一	八
平安北道	一三	二	—	—	一五
江原道	一〇	—	—	—	一〇
咸鏡南道	七	—	—	—	七
咸鏡北道	二	—	—	—	二
合計	一一六	四	一	七	一二八

○天長節祝日　天長節に付ては自今八月三十一日に在りては天長節の祭のみを行はせられ特に十月三十一日を天長節祝日と定め宮中に於ける拜賀宴會は同日に於て行はるへき旨仰出さる

天長節に付宮中に參賀し又は賀表を捧呈する者は十月三十一日に於て之を爲すへしと七月十八日宮内大臣より告示せり

右に付從來各學校等に於て天長節當日擧行せられたる祝賀式は天長節祝日に於て擧行すへき旨道長官、學校長等へ通牒せられたり

○塔洞公園公開　京城塔洞(パコダ)公園は從來日曜日のみ公開したる處來る二十八日より毎日公開することとなれり其の開閉時間左の如し

七月一日より九月三十日迄　自午前八時　至午後七時
十月一日より二月二十八日迄　自午前九時　至午後四時
三月一日より六月三十日迄　自午前八時　至午後五時

必要と認むるときは前項の時間を變更し又は全く閉鎖することあり

○鴨綠江航行船舶の注意　鴨綠江航路を航行する船舶は左記各項に注意すへき旨告示せらる

一　本航路は大潮或は增水の場合殊に夏期出水の際には沙堆の伸縮又は變位極なきこと

二　入港の船舶は紅色浮標を右舷に、黒色浮標を左舷に保ち尙潮流急激なるときは浮標より浮標に至る一線を保持し其の以外に偏移せさる樣航行すること

三　本航路中門白附近より上流安東縣に至る水路は頗る狹隘なるのみならす最低潮時の水深六呎以下の箇所あるを以て中潮時以上に非されは航行甚た困難なること

四　本航路を航行せむとする船舶の喫水は左に揭くるものを超ゆさるを可とすること

(一)安東縣に至る間　高潮時に於て　十　呎
(二)龍巖浦に至る間　同　十五呎
(三)第三號浮標より多獅島錨地に至る間　低潮時に於て　十五呎

五　本航路に於ける龍岩浦錨地は水路變遷の結果頗る狹隘なるのみならす潮流急激にして船舶の碇泊不可能なるを以て此の附近に於て碇泊せむとするものは斗流浦の西側以北及黄草坪の東側以南の間に於て深所を選ひ他船の航行を妨けさる樣碇泊すること

六　本航路の浮標は毎年結氷中一時之を撤去し解氷後に至り漸次之を碇置するものなること

七　本航路の浮標は沙堆の位置及水深の變更に伴ひ隨時之を增減變更する場合あること

八　毎年解氷後碇置し又は沙堆の伸縮移動に伴ひ變更する標識に付ては新に增減したるもの又は著しく位置等の變更したるものに限り之を告示すること

九　本航路に於て水路の嚮導を望む者は船舶關係者又は船長より電報其の他の方法を以て出入港の確定期日及到著すへき水道名を二日以前に朝鮮總督府遞信局龍巖浦出張所に申出て之を依賴すること

○鐵道局營業案内所設置　東京市芝區櫻田本鄕町十七、十八番地に朝鮮總督府鐵道局東京營業案内所を設置し大正二年九月一日より朝鮮鐵道線經由及到著乘車券類の發賣、手小荷物の受託竝鐵道の聯絡船車の接續其の他朝鮮鐵道經由及發著旅客、荷物に關する各種案内等の事務を取扱はしむることとなれり

○京元線一部開通　大正二年八月二十一日より京元線の内元山龍池院間鐵道運輸營業を開始す新設停車場及哩程左の如し但し南山停車場に於ては大小荷物の取扱を爲さす

停車場名：元(げん)山(さん)　安(あん)邊(べん)　南(なん)山(ざん)　釋(しゃく)王(わう)寺(じ)　龍(りゅう)池(ち)院(ゐん)

哩程	
元山安邊間	六哩七分
安邊南山間	六哩五分
南山釋王寺間	五哩八分
釋王寺龍池院間	五哩一分

○七月中本府に於て購入したる圖書左の如し

著者	書名	發行年月	整理番號
内閣記錄課	現行法令輯覽追錄明治四十五年	明治四五、七	乙　自一二六一至一二八七
東亞同文會	東亞關係特種條約彙纂	明治四四、七	乙　一二九〇 一二九一
外務省	再訂條約彙纂第二編、萬國條約	大正二、三	乙　自一二九二至一二九五
落合直文	大增訂日本大辭典ことばのいづみ補遺共	明治四一、二	乙　一二八八
角田勤一郎	漫遊人國記	大正二、三	丙　四三六七
李根畝譯	안국동감슈권	明治四五、三	丙　四三六八
土方久光 東久世通禧	國民修身訓　乾坤	明治四五、三	丙　四三六九
近藤元粹評點	山陽遺稿自一至六	明治三二、七	丙　四三七〇
陽湖孫	孔子集語	光緒三、	丙　四三七一
吳郡趙	管子	光緒二、	丙　四三七二
加藤弘之 中島德藏	中等教科大正女大學自卷一至卷四	大正二、一	丙　四三七三
加藤末吉	實驗修身教授法	大正二、四	丙　四三七四
関清編	孟子集註	明治四四、一二	丙　四三七五
同	論語集註	明治四五、二	丙　四三七六
天野爲之	改訂實業新讀本自卷一至卷五	大正二、三	丙　四三七七
上田貞次郎	商業史教科書日本之部外國之部	明治四三、三 四三、一二	丙　四三七八
森富次郎 吉田光藏 小畑敬助	最新商事要項教科書	大正元、一二	丙　四三七九
和田萬吉	謠曲物語前編後編	大正一、八 二、五	丙　四三八〇
石川岩吉	國體要義	大正二、五	丙　四三八一
필하와	고등산학신편　단	大正元、九	丙　四三八二
納富由三	朝鮮商品と地理	大正二、八	丙　四三八三
澁澤孝雄	法律學經濟學研究叢書第十一冊 關東州ニ於ケル司法	大正二、五	丙　四三八四 四三八五
東京帝國大學編	大日本古文書幕末外國關係文書　附錄之一	大正二、二	丙　四三八六
青柳南溟	新撰京城案內	大正二、四	丙　四三八七
志田義秀 佐伯常麿	國民必携類語大辭典	大正二、五	丙　四三八八
朝鮮古書刊行會	燃藜室記述別集　一	大正二、五	丙　自四三八九至四三九二
同	同　二	大正二、六	丙　自四三九三至四三九六
大隈重信	開國大勢史	大正二、四	丙　四三九七
吉村兼宮外四名	工業藥品大辭典	明治四三、五	丙　四三九八
本多靜六	本多造林學後編ノ三 行道樹篇　附緑蔭樹	大正二、四	丙　四三九九
上杉愼吉	國民必携帝國憲法講義	大正元、九	丙　四四〇〇
美濃部達吉	憲法講話	大正二、四	丙　四四〇一
齋藤謙	續支那畫家人名辭書上下	大正元、一二	丙　四四〇二
同	增訂支那畫家人名辭書上下	明治四五、七	丙　四四〇三
若林清	改訂農業經濟教科書	大正元、一〇	丙　四四〇四
石坂橘樹	同	明治四五、一	丙　四四〇五
臺灣總督府	臺灣總督府法規提要	大正元、八	丙　四四〇六
芳賀矢一	中等教育現代文典　上、下	明治四五、二	丙　四四〇七
山崎弓東 增山久吉 渡邊殖	漢和故事成語海	大正元、一二	丁　七三〇
池田四郎次郎	增補故事熟語辭典	明治四三、四	丁　七三一
伴蒿蹊 三熊思孝	近世畸人傳　正、續	明治四三、六	丁　七三二
高木貞治	新式幾何教科書平面立體	明治四四、一二 四四、二	丁　七三三
酒井鼠兄	植物の文學的研究	大正二、三	丁　七三四
金澤庄三郎	日本文法新論	大正元、一二	丁　七三五
宮田長次郎	大日本老樹番附	大正二、四	丁　七三六
澤村眞	實用食品辭典	明治四五、一	丁　七三七
森林太郎譯	ファウスト第一部第二部	大正二、三 二、四	丁　七三八
鷲見金三郎	東京府稅務全書	明治四三、七	丁　七三九
同	加除自在現行警視廳東京府令規全集	明治三九、八	丁　七四〇
木場喜一郎	讀書作文用字鑑	大正二、五	戊　三二四
朝鮮總督府内研究會編	朝鮮法規提要	大正二、六	戊　自三二五至三二七
清水書店	日本六法全書	大正二、三	戊　三二八
水路部編	朝鮮南東岸及對馬	明治三五、七	己　自一九八至二〇〇
同	朝鮮東岸自釜山港至竹邊港	明治四四、三	己　自二〇一至二〇三
同	朝鮮東岸自竹邊港至水源灘	明治四四、一〇	己　自二〇四至二〇六
同	朝鮮東岸自水源灘至咸興灣	明治四三、一二	己　自二〇七至二〇九
同	朝鮮東岸自舞水端至豆滿江	明治四三、九	己　自二一〇至二一二
同	朝鮮西岸漢江近海	明治三八、一二	己　二一三
同	朝鮮西岸自小乳龍角至鴨綠江口	明治三九、三	己　自二一四至二一六
同	朝鮮西岸自大黑山群島至ケルラフオルド列島	明治三八、一〇	己　自二一七至二一九
ローレンス社	桑港全景寫眞		己　二二〇

Kanda N.—Kanda's Standard Readers, 1, 2, 3, 4, 5, Meiji 45 ......D 565.
—— English Grammar for Beginners. Taisho 1 ......D 566.
—— Intermediate English Grammar. Taisho 2 ......D 567.
—— Higher English Grammar. Taisho 2 ......D 568.

○六月中本府に於て寄贈を受けたる圖書左の如し

寄贈者名	書名	
朝鮮總督府鐵道局	鐵道法規加除錄 營業編 第二號	
勸業模範場龍山支場	第三回報告	
慶尚北道	面吏員選奬事績	大正二年三月
咸鏡南道	面税務事務要義	
朝鮮總督府鐵道局	木浦羅州間列車運行表	
同	木浦羅州間列車運轉時刻表	
仁川觀測所	大正元年朝鮮氣象月表	十月分
慶尚北道	賦課事務取扱例規	
警務總監部	警務彙報	第五號
朝鮮總督府鐵道局	業務月報	六月
臨時土地調査局	局報	
大藏省	大日本外國貿易月表	五月
同	内地及樺太朝鮮間貿易月表	五月號
同	調査月報	第三卷第六號
同	金融事項參項書(内國の部)	大正二年四月
内務省	内務省庶務規程	
外務省	通商公報	毎號
同	露國月報	第七卷第二號
同	支那時報	第一六號
農商務省	商品陳列館報告	第十一號
地商務省商務局	南部支那及香港ニ於ケル商工業	其二
農商務省	山林公報 同附錄	毎號
同	商工彙報	第七號
文部省圖書局	國定教科書使用上	
陸地測量部	朝鮮五萬分一略圖(改測修正の部)山城隅外三十一箇所	
專賣局	煙草試驗成蹟	毎號
特許局	特許公報	毎號
同	特許發明明細書	毎號
同	實用新案公報	毎號
同	商標公報	毎號
東京税務監督局	局報	毎號
仙臺税務監督局	局報	毎號
名古屋税務監督局	局報	毎號
丸龜税務監督局	局報	毎號
大阪税務監督局	局報	毎號
臺灣總督府	大正元年恩教事例集	
同	商工月報	第四九 五〇號
同	日臺大辭典	
關東都督府	警察彙報	第八一號
大連民政署	大正元年統計摘要	
大阪府	第三十次衛生年報	明治四十四年
東京府	統計書 第一、二、三卷	同
愛媛縣	統計書 第一、二、三、四編	同
大分縣蠶業取締所	蠶業取締事務成蹟	
千葉縣知事官房	大正元年農產物調査結果表	
埼玉縣	埼玉縣勢一斑	
島根縣	統計書 第二卷學事之部	明治四十四年
新潟縣	統計書 勸業之部	同
愛知縣水產試驗場	事業報告	明治四十四年度
北海道廳	第二十二回統計書 第四卷 警察及衛生	
京都府	現勢一斑	明治四十二年
奈良縣	學事年報	明治四十四年
秋田縣	大正二年度教育費豫算書	
滋賀縣	原蠶種製造所事蹟報告	第二號
福島縣	福島縣職員錄	
鹿兒島縣	統計書 第二編	明治四十四年
沖繩縣	統計書	明治四十三年
長野縣	第二十九統計書	
大阪市役所	第十一回大阪市統計書	大正二年刊行
神戸市役所	神戸港勢一斑	
同	統計書	明治四十四年
横濱市	横濱市水道給水條例 同施行細則	
南滿洲鐵道株式會社	宣統三年度奉天省豫算案	
同	奉天省財政一斑	
同	第十二回營業報告書	
朝鮮銀行	鴨綠江ノ木材、安東縣ノ豆粕及大豆	月報第四卷第五號
學習院	一覽	自大正二年四月至大正三年三月
愛知縣立醫學專門學校	一覽附愛知病院一覽	
京城日本人商業會議所	月報	五月號
群山商業會議所	月報	六月號
清津商業會議所	月報	六月號
釜山商業會議所	月報	三月號
奉天商業會議所	月報	五月號
函館商業會議所	月報	六月號
青森商業會議所	月報	六月號
姬路商業會	月報	六月號
横濱商業會議所	機關月報	六月號
大阪商業會議所	貿易通報	六月號
京城商業會議所	商工彙報	毎號
安東商業會議所	商工彙報	
木浦商業會議所	月報	第四五號
仁川商業會議所	月報	第四五 四六號
大邱商業會議所	月報	第二五號
小麥粉新報社	小麥粉新報	二四九號

中央金物新報社	中央金物新報	一二八號
大阪朝鮮貿易商報社	大阪朝鮮貿易商報	一〇八號
上海日本人實業協會	週報	每號
滿韓實業協會	滿韓之實業	七月號
名古屋勸業協會	勸業	第五號
朝鮮農會	朝鮮農會報	每號
	戰友	七月號
日本體育會	體育	六月號
日州教育會	日州教育會雜誌	第一四五號
日本美術協會	美術之日本	第六號
神酒道雜誌社	神の道	二十三號
國定教科書共同販賣書	國定教科書供給表	
東京市立深川圖書館	一覽	第三年報
東洋協會臺灣支部	臺灣時報	第四十五號
東京藥種貿易商報社	東京藥種貿易商報	
帝國吃語矯正會	會報　同附錄	第十四號
紙之世界社	紙之世界	第五七號
岡山商工業報社	岡山商工業報	第七四號
大連海務協會	海友	第三八號
中央銀行會	中央銀行通信錄	第一二二號
間島時報社	間島時報	
大連實業會	大連實業雜誌	第七七號
滿韓實業協會	滿韓ノ實業　朝鮮號	七月號
水產講習所	試驗報告	第九卷
岡山縣果物同業組合	果物月報	第一四號
茨城支會	產業組合之友	第二四號
中央金物新報社	中央金物新報	第一二九號
大日本農會	大日本農會報	第三八五號
縣立山口圖書館	縣立山口圖書館開館十周年記念山口縣圖書館事業一覽	
朝鮮及滿洲社	朝鮮及滿洲	七月號
開城新報社	開城新報	七月十三日
長崎水產組合	長崎水產時報	第三五號
東京藥種貿易商報社	東京藥種貿易商報	第一七號

Secretaria de Foments.—Gaceta Oficial de la Oficina de patentes y Marcas, Febrero de 1913.
Le Monde Oriental Vol. 6.
Congress Geologique International 12e Session, Canada, 1913.—Third Circular.
International Institute of Agriculture, Rome. Bulletin of Agricultural Statistute Statistices. ....1913.
China Maritime Customs.—Returns of Trade and Trade Reports. ....1912.

○近著英文雜誌所載主要論文題目

一　國民評論(The National Review)七月號

A　支那借款と英國出資者　ゼー・オー・ピー・ブランド
B　「ナスレリー」に關する管見　ヒュー・ウヰン・ダム
C　米國時事　エー・モーリス・ロー
C　更に大なる不列顛＝加那陀　社論

二　隔週評論(The Fortnightly Review)七月號

A　建設的帝國主義　シドニー・ロー
B　英本國と自治殖民地＝合同者たるか又は同盟者たるか將た又孰れにもあらざるか　アーチボールド・ハード
C　「ウヰリヤム」二世皇帝＝同顧錄　ルイズ・エルキンド
C　「ワグネル」の百年祭　シー・エー・ハリス

三　米國評論の評論(The American Review of Reviews)七月號

A　信用及通貨の伸縮性　市俄古大學經濟學教授セー・ローレンス・ラフリン
B　米國諸州に於ける進步的法律の制定　ウヰリヤム・ビー・シヨー
C　獨逸の政府補助軍用自動車　アール・エム・クリーヴランド
C　米國陸軍省に於ける自動車ノ騾馬代用　ピー・ダブルユー・ハチンソン
E　加州問題　社論竝評論の評論

四　「アウトルック」誌(The Outlook)(週刊)六月二十一日發行の分

A　物價保護と消費者　ハリー・デイー・ニムス
B　五十年前の「ゲッチスバーグ」の戰爭　エルジー・シンゲマスター
C　雄辯家としての「ヘンリー・ウォード・ビーチヤー」　ライマン・アボット

五　同上　六月二十八日發行の分

A　飛行船と其の將來　ダブルユー・ケーンプフエルト
B　賭場か市場か＝紐育株式取引所の取引狀況調查　ハロールド・ゼー・ホーランド
C　未見の友人に與ふるの書(其の一)ライマン・アボット

六　同上　七月五日發行の分

A　生活程度に適應せる勞銀と生活程度に適應せざる料金　シオドーア・ルーズヴエルト
B　未見の友人に與ふるの書(其の二)ライマン・アボット

七　同上　七月十二日發行の分

A　二懸案＝直接豫選會及正型の裁判官　シオドーア・ルーズヴエルト
B　「ゲッツバーグ」に於ける「リンカン」の演說　ジエー・ダブルユー・ウヰーク
C　未見の友人に與ふるの書(其の三)ライマン・アボット

辭令

○自七月九日至八月七日

九日

任朝鮮總督府郡書記 崔奉柱
給七級俸

十日

任朝鮮總督府道慈惠醫院醫員 原秀雄
給七級俸
任朝鮮總督府道慈惠醫院助手 金興祚
給七級俸
任朝鮮公立小學校訓導 佐賀縣神崎郡千歲尋常高等小學校訓導 永沼官次
給十級俸
任朝鮮公立小學校訓導 三村ヒナ
給十一級俸
任朝鮮公立小學校訓導 和歌山縣日高郡矢田村第一尋常小學校訓導 田中みち
給十一級俸

十一日

任朝鮮公立小學校訓導 兵庫縣武庫郡西宮第三尋常高等小學校訓導 岩田裕吉
給九級俸
任朝鮮公立小學校訓導 香川縣師範學校訓導兼香川縣女子師範學校訓導 川上治郎
給十級俸

十二日

任朝鮮總督府道技手 中西英男
給六級俸
任朝鮮總督府道技手 尾崎貞晴
給九級俸

任朝鮮總督府中央試驗所技師兼朝鮮總督府工業傳習所技師 文部屬兼東京高等工業學校助教授 宇野三郎
敍高等官七等
十級俸下賜

十四日

任朝鮮總督府中央試驗所技手 朝鮮總督府技手 橋本鮮市
給二級俸
任朝鮮公立小學校訓導 山本タケ
給十一級俸
任光州公立農業學校教諭 島根縣邇摩郡立農學校長兼島根縣邇摩郡立農學校教諭 從七位 佐藤行久
給五級俸
任朝鮮總督府郡書記 洪淳哲
林炳斗
給七級俸

十五日

（各通）
任朝鮮總督府營林廠技手 朝鮮總督府營林廠書記 薗部日出雄
秀島秀夫
給五級俸
（各通）
任朝鮮總督府營林廠技手 末永廣藏
工藤亮
給八級俸
任朝鮮總督府屬 朝鮮總督府道書記 中村好太郎
福井收元
給九級俸

（各通）
任朝鮮總督府營林廠技手 陸軍工兵少尉正八位 三上灘平
梅本保司
給十級俸
任朝鮮總督府裁判所通譯生 金益三
給七級俸
任朝鮮總督府營林廠通譯生 山村金之助
給七級俸
任朝鮮總督府臨時土地調查局書記補 福原敬吉
給九級俸
給月俸二十五圓
（各通）
任朝鮮公立小學校訓導 朝鮮公立普通學校副訓導 李珪燮
朝鮮公立小學校訓導 高津範
依願免本官 河野シズ
任朝鮮公立小學校訓導
給十一級俸
任朝鮮總督府醫院助手 金珪
給八級俸

十六日

任朝鮮總督府郡書記 朝鮮總督府警部 石川秀雄
給七級俸
（各通）
依願免本官 朝鮮總督府技手 淵上右勇衛門
朝鮮總督府郡書記 朴南龍
任朝鮮總督府郡書記 朝鮮總督府府書記 金炳鎏
給七級俸

十七日

朝鮮公立普通學校訓導 高塚晴久
同 岡田義實
同 眞木岩雄
同 柳基駿
同 李源圭
同 李肯來
（各通）
兼任朝鮮公立簡易實業學校訓導

朝鮮公立普通學校副訓導　洪祐寅
同　徐相應
同　李榮基
（各通）
兼任朝鮮公立簡易實業學校副訓導
免本官　朝鮮總督府郡書記　朴昌鎬
依願免本官　朝鮮總督府臨時土地調査局書記　嚴致鳳
任朝鮮總督府府書記　朝鮮總督府郡書記　吳世昌
給月俸十八圓

十八日

任朝鮮公立小學校訓導　佐賀縣杵島郡北方尋常高等小學校訓導　吉次利雄
給十級俸
依願免本官　古谷宗一郎
任檢事　休職朝鮮總督府檢事正六位　橫田定雄
敍高等官五等
任朝鮮總督府道慈惠醫院醫員　中内一郎
給七級俸
（各通）
佐賀縣神埼郡芙蓉尋常高等小學校訓導　古賀儀三
德島縣板野郡撫養尋常小學校訓導　篠塚廣之丞
任朝鮮公立小學校訓導
給十級俸
任朝鮮公立小學校訓導　福岡縣福岡市御供所尋常小學校訓導　近藤タツ
給十一級俸
任朝鮮公立小學校訓導　福岡縣八女郡中廣川尋常小學校訓導　稻富淸三郎
給月俸貳拾貳圓

十九日

朝鮮總督府技手　黑田安一郎
（各通）　朝鮮總督府臨時土地調査局技手　盧有煥
依願免本官　朝鮮總督府臨時土地調査局技手　安承僖

二十日

任朝鮮總督府郡書記　從七位勳七等　谷川金一郎
給三級俸
任朝鮮公立小學校訓導　柳木基照
給九級俸
依願免本官　朝鮮公立普通學校副訓導　申彦甲
任朝鮮總督府遞信技手　橋本章一
給八級俸

二十一日

任朝鮮總督府郡書記　濱田盛治
給八級俸
任朝鮮總督府屬　朝鮮總督府郡書記　瀨崎喜太郎
給九級俸
任朝鮮總督府航路標識看守　朴容厚
給六級俸
任朝鮮總督府航路標識看守　鴻巢賀市
給九級俸
任朝鮮總督府航路標識看守　永井守一
給十一級俸
任朝鮮總督府航路標識看守　勳七等　宗定盛
給月俸十九圓
大塚譜
（各通）　古川甚三郎
栗田二郎
任朝鮮總督府稅關監吏
給月俸十七圓
佐柳熊市
（各通）　西原實吉
任朝鮮總督府稅關監吏
給月俸十四圓

任朝鮮公立小學校訓導　和歌山縣日高郡切目尋常高等小學校訓導兼校長和歌山縣日高郡切目農業補習學校訓導兼校長　山本啓藏
給九級俸
兼任朝鮮總督府道書記　朝鮮總督府郡書記　濱田盛治

二十二日

依願免本官　朝鮮總督府航路標識看守　村田義光
朝鮮總督府巡査勳七等　藤田三四作
（各通）　朝鮮總督府巡査　森田研
任朝鮮總督府警部
給十一級俸
依願免本官　朝鮮總督府郡書記　李瓚性
任朝鮮總督府道慈惠醫院醫員　沖津亘
給五級俸
任朝鮮公立小學校訓導　佐賀縣杵島郡六角尋常高等小學校訓導兼校長　大坪庄吉
給六級俸

二十三日

任朝鮮總督府郡書記　張榮準
給八級俸

二十四日

（通各）　陸軍憲兵伍長勳七等　伊藤松治
同　勳八等　武田菊五郎
任朝鮮總督府警部　勳八等　愛甲熊太郎
（各通）　村上政治郎
任朝鮮總督府裁判所書記
給十級俸　永淵作市
任朝鮮總督府裁判所書記
給十一級俸
朝鮮總督府裁判所書記　橋田增太郎
（各通）　朝鮮總督府臨時土地調査局書記　朴運鼎

依願免本官
兼任朝鮮總督府裁判所書記　朝鮮總督府通譯生　韓　奎漏
依願免本官　朝鮮總督府臨時土地調査局書記　權　元亨
農商務技手　横山國次郎
任朝鮮總督府中央試驗所技師兼朝鮮總督府工業傳習所技師
敍高等官七等
十級俸下賜
小山　一德
任朝鮮總督府中央試驗所技師兼朝鮮總督府工業傳習所技師
敍高等官七等
十級俸下賜
田中　幸一
任朝鮮總督府醫院副醫官
敍高等官七等
四級俸下賜
朝鮮總督府醫院醫員　土橋　末雄
任朝鮮總督府道慈惠醫院醫官
敍高等官七等
十級俸下賜
任朝鮮總督府郡書記　朝鮮總督府道書記　太田　全彥
給十級俸

二十五日

依願免本官　朝鮮總督府道書記　廣崎　浩一
任朝鮮總督府郡書記　朝鮮總督府巡査　中尾根與六
給十一級俸

二十六日

永峯　正次
丸山　直
（各通）
任朝鮮總督府裁判所書記
給十一級俸

依願免本官　朝鮮公立普通學校副訓導　李　秉浩
任朝鮮總督府道慈惠醫院藥劑手　齋藤　万助
給九級俸
兼任朝鮮總督府書記官　領事正六位勳六等　堺　與三吉
敍高等官六等
朝鮮總督府事務官　梶島　榮孝
朝鮮總督府醫院副醫官　森棟　賢隆
（各通）
依願免本官

二十八日

任朝鮮總督府郵便所長　久野義三郎
給十一級手當
依願免本官　朝鮮總督府郵便所長　井上　弘
任朝鮮總督府稅關監吏　陸軍步兵少尉正八位　置鹽　勝美
給月俸十四圓
任朝鮮總督府郡書記　光州公立農業學校敎諭　申　鉉泰
給月俸二十七圓
任朝鮮總督府道書記　朝鮮總督府郡書記　白　興基
給七級俸

二十九日

大島　滿一
横井　增治
花井又太郎
（各通）
任朝鮮總督府技手
給五級俸
松井武一郎
藤村　覺正
西島　辰藏
（各通）
任朝鮮總督府稅關監吏
給月俸十四圓

三十一日

任朝鮮總督府技手　鈴木　茂次
給五級俸
任朝鮮總督府裁判所書記　松本　兵市
給十一級俸
朝鮮公立小學校訓導　安成千代五郎
朝鮮總督府郡書記　林　炳斗
朝鮮總督府臨時土地調査局技手　金　宗根
朝鮮總督府道慈惠醫院醫員　植松晋之助
（各通）
依願免本官
朝鮮總督府郡書記　水口　安一
文官懲戒令ニ依リ本官ヲ免ス
京城高等普通學校敎諭從七位　宗像鶴四郎
廣島縣師範學校敎諭ニ任ス
依願免本官
朝鮮總督府稅關監吏　荒井　昌一
朝鮮總督府郡書記　尾崎登代太
朝鮮公立小學校訓導　伊藤シユ[illegible]
（各通）
依願免本官

八月一日

陸軍憲兵伍長　一杉森三郎
陸軍憲兵軍曹勳八等　渡邊　次一
陸軍憲兵軍曹　柴田　正實
陸軍憲兵伍長勳八等　篠原萬治郎
任朝鮮總督府稅關監視
陸軍憲兵上等兵　小西　弘

陸軍憲兵上等兵　魁生政五
同　牛塚太重
同　猪越初吉
（各通）

任朝鮮總督府税關監吏

二日

解兼職　京城覆審法院檢事兼高等法院檢事　西内德
任朝鮮總督府郡書記　千一清
給八級俸
任朝鮮公立普通學校訓導　高知縣師範學校訓導　赤堀蕭
給九級俸
今井明
田中稻之丞
林獸二郎
（各通）

任朝鮮總督府税關監吏
給月俸十四圓
朝鮮公立普通學校訓導　山田民治郎
兼任朝鮮公立簡易實業學校訓導
給九級俸（一日附）
朝鮮總督府航路標識看守　小川源之助
文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス

四日

任朝鮮總督府裁判所書記兼朝鮮總督府通譯生　尹同植

給月俸十八圓
願ニ依リ本職ヲ免ス　朝鮮總督府教誨師　佐佐木最恩

五日

任朝鮮總督府書記　李廷甲
給六級俸
朝鮮總督府警視　是澤眞一郎
朝鮮總督府郡守　吳景麟
（各通）

依願免本官

六日

任朝鮮總督府屬　朝鮮總督府道書記　藤井圓太郎
給五級俸
任朝鮮總督府郡書記　黃宇秀
給七級俸
任朝鮮總督府郡書記　朝鮮總督府警部　金大元
給六級俸
任朝鮮總督府屬　朝鮮總督府郡書記　粕谷飛鳥
給八級俸
任朝鮮總督府道慈惠醫院醫員　勳七等功七級　沼倉孚
給七級俸

七日

任朝鮮總督府道慈惠醫院醫員　村田眞兵衛
給七級俸

任朝鮮總督府臨時土地調査局技手　勳八等　土岐佐久次
給七級俸
任朝鮮總督府臨時土地調査局技手　勳八等　山本光[illegible]
給八級俸
朝鮮總督府遞信技手勳七等　森田[illegible]三
兼任朝鮮總督府警察官署技手
陸軍憲兵曹長朝鮮總督府警部勳七等　竹下宗[illegible]
兼任朝鮮總督府税關監視
任朝鮮總督府道書記　朝鮮總督府郡書記　富家定三
給九級俸
任朝鮮總督府醫院教官　稻本龜五郎
敍高等官六等
任朝鮮總督府道慈惠醫院醫官　境田民[illegible]
敍高等官七等

貿易概況

本年七月中朝鮮貿易概況左の如し

本月朝鮮の貿易額は輸移出二百八十萬一千三百八十四圓輸移入五百十四萬六千八百六十五圓總計七百九十四萬八千二百四十九圓にして之を前月の貿易額に對比すれは輸移出は四十四萬六千百六十三圓を增加し輸移入は五萬八千四百十五圓を減少し從て出入總計に於て三十四萬七千七百四十八圓の增進なりとす

輸移出重要品中米は本月一日より內地移入稅廢止の結果出荷空前の盛況を呈し其額實に百七十二萬五千二百二十五圓に達し前月に比し更に三十五萬餘圓を增加したり大豆亦內地相場の好況に依り仁川釜山等よりの出荷を誘致し前月に比し一萬五千餘圓の增加を見たり鮮魚は暑熱編加はると共に輸送愈容易ならす且重要魚類の漁期も一般に經過したるを以て本月の輸移出甚た不振なりしか乾魚及鹹魚に至りては本年の鰮漁業各地方一般に豐漁なりし結果製造も額に達し本月の出廻俄に增加し輸移出亦十五萬八千餘圓を算し前月に比すれは十萬餘圓の增加を示せり人蔘及棉花は輸移出時期既に經過し前月來出荷殆んと杜絕し肥料亦內地農作植付期の經過と共に漸次出荷を減少したり其他の諸品各多少の增減ありと雖とも其額大ならす卽ち本月の輸移出增進は主として米及乾魚鹹魚の出增に基因せり

輸移入貿易にありては本年上半期中輸入旺盛なりし外米及滿洲粟は本年の麥作豐穰にして既に收穫を了したれは是等輸入品の需要俄に減少し前月に比し外米は二十六萬餘圓粟は十四萬餘圓の減退を示したり其他の日用品に於ても食鹽は漁業用品の需要減退し且つ前月の入荷比較的多額に達し再製原料亦豐富なりしため果實は朝鮮產の出市を見るに至りたるため何れも減退し小麥粉は外米、粟の入減並に目下需要期節のため又砂糖及精糖も需要盛期に入りたるため更に石油は前月の入荷僅少にして各地品薄なりしため何れも入荷增進し殊に石油の增進額は四十四萬餘圓の多額を示せり衣料品に於ては綿織絲、生金巾及生シーチング日本木綿等は時節柄賣行少く輸移入從て減退し只晒金巾及晒シーチング綿繻子及綿イタリアンス絹布等は鮮人間に賣行ありたるため各五六萬圓の增進を示したり工事用品に至りては熟鐵鐵釘鐵道機關車等に多少減少したるも軌條鐵筒等に增加したるかため前月に比し大なる增減なく石炭は一般市場需要益減少したるを以て二萬七千餘圓の入減あり木材及板は需要好況なるも鴨綠江材の南下漸次增加して三萬二千餘圓の輸移入減少を見たりセメント及石灰は各種工事用の需要多く五萬二千餘圓を增加し其他各品の輸移入は前月と大なる增減なく之を要するに本月は前月來引續き輸移入貿易の閑散期に屬し殊に本月は米粟の入減著しかりしを以て前月に比し右の如く約十萬圓の減少を見たるものとす

一　貿易額港別（圓）

（△印は減）

	輸出及移出	輸入及移入	總計	輸移入超過	一月以降累計 輸出及移出	一月以降累計 輸入及移入	一月以降累計 總計	通過及回漕貨物
仁川	四二一,八三六	一,五三九,七九四	一,九六一,六三〇	—	二,七七三,八九三	一〇,七一四,八二一	一三,四八八,七一四	二四一,三一七
釜山	一,〇九六,〇二八	一,一三四,九九六	二,二三一,〇二四	—	四,一三一,五八二	九,五三四,〇一六	一三,六六五,五九八	六四,三六一
元山	六六,三八七	三五四,二二〇	四二〇,六〇七	—	四八四,九六二	二,九三九,四五二	三,四二四,四一四	—
鎭南浦	五五九,四八〇	一六五,九三六	七二五,四一六	—	一,四九七,〇〇九	一,六四五,五〇八	三,一四二,五一七	七五,二三九
京城	二一,二二八	七一三,七四一	七三四,九六九	—	一六五,二一七	五,七九九,一五四	五,九六四,三七一	—
群山	二五三,八〇九	一六三,五二三	四一七,三三二	—	八三一,四〇九	一,八六一,〇〇一	二,六九二,四一〇	—
木浦	七八,一四九	一九二,八四九	二七〇,九九八	—	八三六,五三七	一,八〇五,三九四	二,六四一,九三一	—
大邱	一一,七二七	八三,〇六二	九四,七八九	—	九七,四〇八	七八六,九八四	八八四,三九二	—
馬山浦及行巖灣	一二,七三四	九六,七二五	一〇九,四五九	—	七〇,三一六	六〇九,四八八	六七九,八〇四	—
清津	四,三六五	一一四,二〇七	一一八,五七二	—	五六,〇三二	五八五,一六五	六四一,一九七	一一五,八九九
城津	六,八三〇	四八,五〇九	五五,三三九	—	四七七,六六八	三四五,三七三	八二三,〇四一	—
新義州及龍巖浦	二四一,四〇九	三五五,五一七	五九六,九二六	—	一,〇二九,〇七〇	一,九八八,七九六	三,〇一七,八六六	一二九,三八四
平壤	二八,四二二	一八三,七七六	二一二,一九八	—	二一二,〇四七	一,七一六,八四〇	一,九二八,八八七	—
合計	二,八〇一,三八四	五,一四六,八六五	七,九四八,二四九	二,三四五,四八一	—	—	—	六三六,三〇〇
一月以降累計 二年	一三,六五三,〇七〇	四〇,二三一,九六四	五三,八八五,〇三四	二六,五七八,八九四	—	—	—	—
一月以降累計 元年	一一,三七四,八六七	三五,〇〇七,〇二九	四六,三八一,八九六	二三,六三二,一六二	—	—	—	—
一月以降累計 年增減	二,二七八,二〇三	五,二二四,九三五	七,五〇三,一三八	—	—	—	—	—

二　輸出及移出重要品價額港別（圓）

（△印は減）

品名	米	大麥及小麥	豆類	雜穀	鮮魚	乾魚及鹹魚	人蔘	棉花	金鑛	鐵鑛	黑鉛	石炭	牛皮	生牛	木材及板	肥料	其他諸品	總計
仁川	二八九、八二八	－	八二、三二四	－	－	五六	－	－	二、七四九	－	－	－	二、五二四	－	三六	五、九七八	三八、三四一	四二一、八三六
釜山	六一七、二七〇	一、三七九	四四、九二八	－	四七四	一四七、五一六	二八		一〇、四三三	三	五、〇四八	－	九、〇八八	八、五四五	八二	七三、二一七	一七九、五二七	一、〇九六、〇三八
元山	三五、三六〇	－	七、八五八	－	－	六〇九	三六〇	－	六	－	七、五七二	－	一、三二五	－	－	一、九三六	一一、三九一	六六、三八七
鎮南浦	四三三、八九八	一、一三一	五七、七七一	一八	－	五、八三五	－	－	－	四二、五〇〇	七、九六七	三三、一一三	二、七六八	－	－	二、一九〇	三三、二九〇	五五九、四八〇
京城	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	一三、七三六	－	－	－	八、四八二	二二、二一八
群山	二三七、〇三〇	二七八	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	六、一〇三	－	－	一、八五九	七、五四八	二五二、八〇九
木浦	五二、八三一	－	－	－	－	一六八	－	三三五	－	－	－	－	一、一七九	－	－	五、八七九	一七、八五七	七八、二四九
大邱	一三	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	九、四七七	－	－	－	二、二三七	一一、七二七
馬山浦及行巖灣	三、一三二	－	八五	七	－	二、六三八	－	－	－	－	－	－	九八	－	－	三、四五八	四、三〇六	一三、七二四
清津	－	－	九四〇	－	－	二三五	－	－	－	－	－	－	－	－	－	五三〇	二、六六〇	四、三六五
城津	－	－	五、六七七	－	－	－	－	－	－	－	四	－	二八九	－	－	－	八六〇	六、八三〇
新義州及龍巖浦	六六、八六〇	一三	五一、九一五	一三、一五三	二二	一、三六二	－	－	二	－	一四五	－	五、一〇九	八七七	三八、四四二	一、三八七	六三、〇一四	二四一、四〇九
平壤	二三	－	三四九	－	－	－	－	－	二四、三九一	－	－	－	一、九八〇	－	－	二四八	一、五三四	二八、四三三
合計	一、七五五、三三五	二、九〇〇	二五一、三六五	一三、一七八	四九六	一五八、三三〇	三八八	三三五	三七、五八一	四二、五〇三	二〇、七三六	三三、一一三	五三、六四六	九、四二二	三八、五六〇	九五、五八二	三四〇、一二七	二、八〇一、三八四
一月以降累計 二年	四、六八二、〇八五	七一、三四六	二、五八九、六三三	一一三、六二四	七三、四一三	二六九、五九四	三九四、三八三	四五六、七二一	二三二、二五一	一二四、〇三一	八二、五八二	一二九、〇九三	六三九、六一〇	八三、一三八	一〇三、七九五	三九七、三三三	二、二八五、八三二	一三、六五三、〇七〇
一月以降累計 元年	四、四四三、七四二	六九七、七一三	二、四四一、四八五	四〇七、二七九	一一〇、三七一	九四、三〇四	一七三、八四〇	一五四、一四二	一六四、三三六	一四三、〇三三	六五、九二〇	一五三、八七六	五三九、九一六	一〇七、五七一	六一、五一八	三五四、二四三	一、八〇二、八三九	一二、二七四、八六七
一月以降累計 增減	二三八、三四三	△六二六、三六七	一四八、一四八	△二九三、六五五	△三六、九五八	一七五、二九〇	二二〇、五四三	三〇二、五七九	六七、九一五	△一九、〇〇二	一六、六六二	△二四、七八三	九九、六九四	△二四、四三三	四二、二七七	四三、〇九〇	四八二、九九三	一、三七八、二〇三

三　輸入及移入重要品價額港別（圓）

（△印は減）

品名	米	粟	小麥粉	食鹽	果實及核子	鹹魚	罐詰及壜詰食物	砂糖及精糖
仁川	五四、〇四四	四、七〇〇	三一、八二四	三三、二六四	一、六三七	一一三	八、四九二	一七、七二二
釜山	八二、〇三五	－	五一、五〇三	五、三三三	五、二五四	一、八七三	九、五八三	六五、九三一
元山	五、〇四七	－	一〇、〇六四	九、三八一	一、一五八	二五	八九	八、七三一
鎮南浦	五五	一三、六七二	六、八〇〇	一三、一二〇	一〇九	二、七五一	二、〇三四	四、一九四
京城	三、一四五	七、七一七	二四、七七九	一四九	五、四九二	八八六	六、〇三九	二四、六七二
群山	一四、三三八	－	八、四六九	一四九	二九五	三	一、四八三	二二、九一四
木浦	一四、九五九	－	四五九	一八九	九三〇	二二	一、〇九五	九、五六六
大邱	－	－	六、四七四	－	五六九	一一三	九〇七	九、二五一
馬山浦及行巖灣	二、六八二	－	一、八七六	－	二九七	－	六六〇	五、一三六
清津	－	－	三、七八二	六四八	五二七	－	二、一二八	一、七九八
城津	二六一	－	五四〇	九六〇	三三	－	四六七	五二三
新義州及龍巖浦	一四〇	一四九、六一二	五三〇	一五、〇三四	七九五	七四五	八八五	一、九三九
平壤	二、一〇五	三三、一六一	八、九三三	－	五七六	五四	二、三一九	七二、五五六
合計	一七九、二五九	二〇八、八六一	一五五、六三三	七七、二一六	一七、六七三	六、五七五	三六、九六一	一七八、六三三
一月以降累計 二年	一、五六四、八五五	二、七四八、七六一	一、二四三、〇四七	四八一、一五七	二四四、七四九	四一九、三六八	一六六、〇〇九	一、一〇七、八〇三
一月以降累計 元年	八七、八七五	二二七、三四四	六六五、四〇三	四二〇、八八七	二〇〇、三四七	四二三、三八五	一三五、二三四	八二〇、〇七一
一月以降累計 增減	一、四七七、〇八〇	二、五二一、四一七	五七七、六四四	六〇、五七〇	四四、四〇二	△五、〇一五	三〇、七七五	二八七、七三二

經濟概況

（大正二年六月分）

第一款　通貨

一　各種貨幣流通高表

（△印は減）

年月	朝鮮通貨 硬貨	朝鮮通貨 朝鮮銀行券	朝鮮通貨 葉錢	內地各通貨	計
	円	円	円	円	円
六月末	三、三六〇、二二四	一八、三三一、三五四	—	三、〇六九、二八六	二四、七六〇、八六四
對前月增減	△一一二、〇〇八	六、三〇五	—	△八一、六六七	△一八七、三七〇
對前年同月增減	△九二〇、五四八	△四、八九八、三四四	—	△一一〇、六七〇	△五、九二九、五六二

二　舊韓國硬貨流通高表

種類	五月末流通高	六月中引上高	差引流通高
	円	円	円
金貨	三、八八五・〇〇〇	—	三、八八五・〇〇〇
銀貨	二、七〇六、四〇五・九〇〇	九二、三八七・七〇〇	二、六一四、〇一八・二〇〇
白銅貨	三五四、二〇三・八五〇	一三、五〇八・一〇〇	三四〇、六九五・七五〇
青銅貨	四〇七、七三七・四四〇	六、一一二・四三〇	四〇一、六二五・〇一〇
計	三、四七二、二三一・一九〇	一一二、〇〇八・二三〇	三、三六〇、二二三・九六〇
引上高累計	—	二、三七二、五〇三・四九〇	—

三　朝鮮銀行券流通高表

（△印は減）

年月	發行高 正貨準備	發行高 保證準備	發行高 計	金庫在高	銀行手許在高	市場流通高
	円	円	円	円	円	円
六月末	六、八一五、四五〇	一二、七七二、三三九	一九、五八七、七八九	六一八、四〇二	六三八、〇三三	一八、三三一、三五四
對前月增減	一三〇、八三一	△一六〇、八四二	△三〇、〇一一	△二七七、二七九	二四〇、九六三	六、三〇五
對前年同月增減	△一、五二三、五五〇	△三、四二七、九六一	△四、九五一、五一一	△一〇四、〇〇八	△五〇、八四一	△四、八九八、三四四

四　內地各通貨流通見込高表

（△印は減）

年月	現在高 金貨	現在高 補助貨	現在高 兌換券	現在高 計	朝鮮銀行正貨準備高 金貨	朝鮮銀行正貨準備高 兌換券	朝鮮銀行正貨準備高 計	金庫在高	朝鮮銀行手許在高	市場流通高
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
六月末	一、九七九、三三五	四、三四六、二一〇	三、四七八、〇〇一	九、八〇三、五四六	一、九七六、〇一五	三、三七四、九八五	五、三五一、〇〇〇	一、一八三、四七二	一九九、七八八	三、〇六九、二八六
對前月增減	五〇	六、三九一	二九三、一三六	二九九、五七七	—	三七一、〇〇〇	三七一、〇〇〇	一一〇、五四一	△一〇〇、二九七	△八一、六六七
對前年同月增減	三三五	五二三、六七二	△一、一〇一、六二一	△五七七、六一四	二、九八五	△九八五、〇一五	△九八八、〇〇〇	四〇三、九二七	一一七、一二九	△一一〇、六七〇

五　葉錢輸出回收高表

年月	回收高	輸出高	計
	円	円	円
六月中	三七,三三一・六二〇	—	三七,三三一・六二〇
引上著手從累計	五,五〇四,三五六・一二九	一,六一七,九八一・〇〇〇	七,一二二,三三七・一二九
差引市場流通高	—	—	—

第二款　金融

第一項　概況

一　六月末各種銀行預金貸出金（△印は減）

銀行別	預金	貸出金	遊金 現金	遊金 預ケ金
	円	円	円	円
朝鮮銀行	二一,五五〇,〇一〇	二四,三八五,二〇六	三,八三五,八一八	五七三,七四一
農工銀行	五,二六九,一〇四	一〇,三六七,六〇六	四九三,五七八	五一四,二二四
普通銀行	一一,四九八,〇五五	一六,四七一,〇六〇	九七八,〇八九	二七〇,八三八
東洋拓殖株式會社	—	四,〇四〇,六五三	—	—
合計	三八,三一七,一六九	五五,二六四,五二五	五,三〇七,四八五	一,三五八,八〇三
對前月增減	△五一九,九九五	△二,三〇〇,一九三	五六九,〇一六	△三〇一,六三六
對前年同月增減	一一,六九三,三七四	一九,九二九,〇四四	△一,八四九,二二八	△四三,六一九

二　六月末各種銀行預金金利表（△印は減）

銀行別	定期預金 一箇年以上	定期預金 六箇月以上	定期預金 三箇月以上	當座預金 最高	當座預金 最低	當座預金 普通	小口預金 最高	小口預金 最低	小口預金 普通	諸預金 最高	諸預金 最低	諸預金 普通
	分厘	分厘	分厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘
朝鮮銀行	六〇	六〇	五三	九	八	九	一三	一二	一三	一五	一二	一三
農工銀行	六三	六二	五七	一一	一一	一一	一六	一六	一六	一五	一四	一五
普通銀行	六六	六三	五七	一一	一〇	一一	一六	一五	一五	一三	一二	一三
平均	六三	六二	五六	一〇	一〇	一〇	一五	一四	一四	一四	一三	一四
對前月增減	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△一	—	—
對前年同月增減	五	六	七	一	一	一	二	一	一	一	三	二

三　六月末各種銀行貸出金金利表（△印は減）

銀行別	不動產 高	不動產 低	不動產 普	證券 高	證券 低	證券 普	商品 高	商品 低	商品 普	信用 高	信用 低	信用 普	當座貸越 高	當座貸越 低	當座貸越 普	手形割引 高	手形割引 低	手形割引 普
	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘
朝鮮銀行	三四	三一	三三	三〇	二六	二八	三〇	二八	二九	三三	二八	三〇	三四	三二	三二	三二	二七	三〇
農工銀行	四五	三九	四二	三八	三六	三七	三八	三六	三七	四〇	三七	三九	四四	四〇	四三	四〇	三四	三七
普通銀行	四〇	三三	三七	三五	二九	三二	三五	三〇	三三	四一	三二	三七	四一	三三	三八	三九	三〇	三五
東洋拓殖株式會社	三三	二五	三三	一七	一七	一七	—	—	—	四九	一九	四九	—	—	—	—	—	—
平均	三八	三二	三六	三〇	二七	二九	三四	三一	三三	四一	二九	三九	四〇	三五	三八	三七	三〇	三四
對前月增減	—	—	—	△一	—	—	△一	—	—	一	—	—	—	一	一	一	△一	—
對前年同月增減	—	—	—	△三	△二	△三	—	一	一	—	△二	三	一	三	二	一	一	二

四　六月中各種銀行爲替受拂表

（△印は減）

銀行別	朝鮮内 受入高	朝鮮内 拂出高	朝鮮及内地間 受入高	朝鮮及内地間 拂出高	朝鮮及支那其他間 受入高	朝鮮及支那其他間 拂出高	計 受入高	計 拂出高
	円	円	円	円	円	円	円	円
朝鮮銀行	五,五三五,七〇三	五,五七七,七〇一	三,三七五,四四二	一,七〇三,五六二	一六九,五六八	三〇七,一一八	九,〇八〇,七一三	七,五八八,三八一
農工銀行	二,一一三,五五七	一,六九五,四二四	二〇六,六六〇	一七〇,六三二	二二,六一〇	一四,七六〇	二,三四二,八二七	一,八八〇,八一六
普通銀行	二,一一八,〇〇七	二,一〇九,四八八	三,六九〇,四四七	一,三八六,九七七	一六六,四七九	一一四,〇一九	五,九七四,九三三	三,六一〇,四八四
合計	九,七六七,二六七	九,三八二,六一三	七,二七二,五四九	三,二六一,一七一	三五八,六五七	四三五,八九七	一七,三九八,四七三	一三,〇七九,六八一
對前月増減	△二,五一七,六八一	△三,八五一,一六九	八五六,一九五	△一,五九三,六四〇	△一二九,九六二	△一七,五五七	△三,五〇三,八三八	△五,四六二,三六六
對前年同月増減	△二五七,六五九	四九六,一一〇	一,四五五,八〇五	△四,五二一,八七三	二二三,六七三	△一六,〇七五	一,四二一,八二三	△五,〇三四,〇五八

五　地方金融組合業務概況

（五月末日現在）　（△印は減）

道別	組合數	組合員數	運轉資金の内譯 組合資金	運轉資金の内譯 共同購入金	運轉資金の内譯 委託販賣金	運轉資金の内譯 借入金及倉庫建築補助金	運轉資金の内譯 補助貸散布資金	運轉資金の内譯 積立金	運轉資金の内譯 雜勘定	計	資金運轉の内譯 貸付金	資金運轉の内譯 共同購入金	資金運轉の内譯 農業材料	資金運轉の内譯 所有物	資金運轉の内譯 現金	資金運轉の内譯 預ヶ金	資金運轉の内譯 雜勘定	計
	箇所	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
京畿道	一九	六,四二八	一九〇,〇〇〇	九九	三二	三五,八五五	四,八六五	三五,一七九	三六,七三〇	三〇二,七六〇	一九三,二一一	—	一,三九五	一五,九三一	一三,一九七	四一,四〇六	三八,六二〇	三〇二,七六〇
忠清北道	九	三,五六三	九〇,〇〇〇	—	六三	一七,〇〇〇	二,五〇〇	三三,九八九	二九,九八九	一七三,五四一	一〇七,四四六	一,二五〇	一,一三六	一〇,三三五	五,八〇七	九,六二一	三七,九四六	一七三,五四一
忠清南道	一六	六,七八一	一六〇,〇〇〇	二八	—	三四,一九四	四,四〇六	三五,三五三	一七,三六八	二五一,二四九	一七四,二六九	六,〇六三	三,九六四	一六,九八七	一四,五五三	一三,五三六	二一,八七七	二五一,二四九
全羅北道	一六	六,八九七	一六〇,〇〇〇	一三二	五三	二九,九六一	二,六二九	三三,〇五五	二二,八八四	二四八,七二四	一六七,一六九	八四二	一,七七二	一三,五五三	一三,一六四	三三,六二六	一八,五九八	二四八,七二四
全羅南道	二〇	九,二九七	二〇〇,〇〇〇	八六	—	四六,九六〇	六,九九〇	六二,四九六	三八,一〇二	三五四,六三四	二四八,五七〇	三三	一,八三九	一一,五三四	二二,二〇二	三七,一二一	三三,三三五	三五四,六三四
慶尚北道	二〇	七,八七八	二〇〇,〇〇〇	—	一三	五一,九一三	四,九八七	三九,〇三七	一一,〇四五	三〇六,九九五	二〇五,九三七	四,七二一	一,八九六	一二,七四三	一九,四三七	五三,一六七	一〇,〇九四	三〇六,九九五
慶尚南道	一七	六,八二六	一七〇,〇〇〇	四〇	—	三三,三九一	八,六〇九	三三,三〇二	七,九二七	二五二,二六九	一六九,四二九	一,〇七九	一,九一五	一四,一四三	一七,六七九	四五,一七四	二,八五〇	二五二,二六九
黄海道	一三	五,二三七	一三〇,〇〇〇	三〇一	一五	二四,六七三	一,八二七	三三,二一五	一一,四九四	二〇一,五二五	一五五,二九六	四七〇	一,八九一	一三,〇四三	八,一〇三	一四,九八五	八,七三七	二〇一,五二五
平安南道	一三	三,八八三	一三〇,〇〇〇	一六八	四四	二五,七二六	二,一六四	二五,〇四三	一五,六四九	一九八,七九四	一〇四,九九九	四七	九四一	一五,一九三	八,三三三	五一,一〇六	一八,一八五	一九八,七九四
平安北道	一五	四,六五七	一五〇,〇〇〇		—	三三,九二〇	七,一八〇	一八,九二九	二,五〇八	二一一,五三七	一四九,一〇四	四三五	一,一〇九	九,六二五	一四,一九七	三一,五一八	五,五四九	二一一,五三七
江原道	一一	三,八八一	一一〇,〇〇〇	五二	二,九四三	二一,六二〇	六,〇七九	二七,八七五	八,二三一	一七六,七九〇	一二七,八六五	九一九	九一〇	八,〇二五	一〇,六三三	一八,〇八一	一〇,三六七	一七六,七九〇
咸鏡南道	一三	四,七三三	一三〇,〇〇〇	五九	九	二〇,七〇七	七,四九三	二〇,六四七	七,一七六	一八六,〇九一	一〇五,〇六一	九九三	八六〇	四,五七三	一二,九九八	五一,一六四	一〇,四四二	一八六,〇九一
咸鏡北道	八	二,七四九	八〇,〇〇〇	—	二九	一七,五四〇	一,四六〇	九,三一一	一,〇二三	一〇九,三七三	六〇,八五一	一〇五	一八七	九,四一三	四,七一七	三三,六六九	一,四三一	一〇九,三七三
合計	一九〇	七二,八〇九	一,九〇〇,〇〇〇	九六五	三,二〇一	三九二,四六〇	六一,一九九	三九六,三三一	二一〇,一二六	二,九七四,二八二	一,九六九,二〇七	一六,九五七	一九,八一五	一五四,〇九八	一六四,〇〇〇	四三三,一七四	二一八,〇三一	二,九七四,二八二
前月末に對し増減	—	七七一		△三九	一,七八七	七,三九三	△一一,四二三		九四,五一九	九二,二五七	二九,六一四	四,三九七	一,四二三	四,一三三	△九,三〇九	一一,八〇九	五三,〇三六	九二,二五七

第二項　各地狀況

一　京城、仁川方面

京城地方　內地市場の定期米代用として鮮米の大口買付二三ありたるを以て市場は活氣を生したるも荷主側か高値待賣惜みの爲め移出額は豫想程に大ならす輸移入品は內地人向か概して好況なるに反し鮮人向は兎角荷悶への氣味にて資金の運轉思はしからす半季決算期にも當ることとて通して金融頻繁なりき

仁川地方　下旬に約定米の移出ありて市場を賑はせし外は輸出精米の些かありたるのみにて概して活況無く放出資金は依然固定の儘なりしか月末に至り大口米の買付あり金融小繁を見たり

二　平壤、鎭南浦、新義州方面

平壤地方　春來逼迫相繼きたる當地の金融界も漸く緩和せらるるに至れり之れ金塊の出廻り次第に增加し諸工事竣成して資金散布せられ且季節品の賣行良好又中旬よりは倉庫米も弗弗移出せられたるに由る從て商況も自然回復の曙光を見るに至れり

鎭南浦地方　保稅品として又定期渡米として玄米の移出せられたる額寡からす之に連れ各產地買付米の出廻りも多く爲替決濟及在庫品持堪に對する資金の需要相當の額に達し金融界多忙なりき

新義州地方　輸移入品の賣行は不振なりしか大豆及玄米の輸移出盛況を呈して資金の需要尠からす木材の商況も時節柄注文輻輳し關係者の金繰忙はしき模樣なりき

三　群山方面

群山地方　定期米受渡用として大口の買付行はれ其移出額も前月に比して著しく增加し又約定外米の移入も相應の額に達し商品の賣行も可なりなるため市場活氣を帶ひ金融概して繁忙なりき

四　木浦方面

木浦地方　輸移出は不振にして輸移入品は賣行不良取引減退せるため資金の需要起らさるも放資金の回收思はしからす金融依然引締を以て過きたり

五　大邱、釜山、馬山方面

大邱地方　一時米價の騰貴に連れ且麥作良好なるかため廻米の增加を促かせしも商況は一般に依然不振米穀の移出も下旬には頓挫を來たし移入品の賣行鈍けれは新資金の需要起らさりしか商人間の手許逼迫にして金融緊縮を告けたり

釜山地方　輸移入貿易は例年閑散期のこととて市場不振なるか中旬に於て米の移出多額に上り及海產物の荷捌相當の額に達せしため活況を呈し金融界幾分色めきしも大體靜穩を以て過きたり

馬山地方　農繁期の頂上にして漁業も合ひの手なれは大體市況閑散なるも碎米の輸入麥作佳良關稅撤廢等相俟ちて地方米

の放出を促し且村井農場の大口放賣あり之か買付資金及鎮海に於ける工事資金の爲め金融可なり繁忙を示せり

六　元山方面

元山地方　移出入貿易共に振はす又好望と矚目せられたる漁業頗る不況にして市場の景氣を殺きしこと夥しく従て大口資金の需要は無きも商品の賣行鈍くして輸移入決濟に金繰多忙を極めしかは金融の大勢は小締なりき

七　城津、清津、會寧方面

城津地方　麻及明太の出荷思はしからす輸移入品の捌方も鈍けれは金繰順調ならすして越月せり

清津地方　季節物の取引若干ありたる外輸移出入共市況頗る閑散にして之と云ふ資金の需要無く金融界は至極平凡なりき

會寧地方　農繁と降雨との爲め市況悉皆沈靜且夏物仕入の決濟も一段落を告け新資金の需要を見さるも賣掛金の回收遅りにて一般に手許は潤澤ならさりしか如し

一　六月中地方別各種銀行金銀出納及遊金表

（△印は減）

地方別	繰越高		入金高		出金高		現在高	
	現金	預ヶ金	現金	預ヶ金	現金	預ヶ金	現金	預ヶ金
	円	円	円	円	円	円	円	円
京城、仁川方面	三、二四八、七五三	八七五、九一七	八八、八二三、〇〇五	五、四四九、九〇一	八八、四〇二、〇一九	五、六一六、九四四	三、六六九、七三九	七〇八、八七四
平壤、鎮南浦方面	二四一、二九〇	二八、七七二	一二、七八六、二七六	一、三五六、七九九	一二、七八九、四五五	一、三四九、四八九	二三八、一一一	三六、〇八二
釜山、大邱方面	五〇五、八八八	三七八、五七三	二三、六八二、〇五五	一、六八八、九一四	二三、四九五、三三七	一、六七七、一四一	六九二、六〇六	三九〇、三四六
群山方面	一七九、七八三	五〇、七二〇	六、八〇一、二五八	三二九、三五一	六、七六六、〇〇三	三四四、二九七	二一五、〇三八	三五、七七四
木浦方面	一八六、五三九	三八、八九〇	四、一九九、〇八七	一一八、七三三	四、二二八、六九五	一一〇、八六三	一五六、九三一	四六、七六〇
元山方面	一四九、二一四	二八六、二四九	七、〇五〇、〇八二	七四五、〇七二	七、〇一八、一三三	八九一、一六五	一八一、一六四	一四〇、一五六
清津方面	二四八、〇二五	一、三二八	二、四八二、八八八	二九、七三六	二、五四八、二一三	三〇、二四三	一八二、七〇〇	八一一
合計	四、七五九、四九二	一、六六〇、四三九	一四五、八二四、六五一	九、七一八、五〇六	一四五、二四七、八五四	一〇、〇二〇、一四二	五、三三六、二八九	一、三五八、八〇三
對前月增減	△五〇七、三五〇	二四九、六一三	△一四、五七一、二〇六	△一、六二八、一二五	△一五、六五五、三五三	△一、〇七六、八七六	五七六、七九七	△三〇一、六三六
對前年同月增減	△二、三八六、六二五	△三〇、八八五	△一、七三五、八一四	一、七五三、八八九	△二、二九四、一四九	一、七六六、六二三	△一、八二八、二九〇	△四三、六一九

（備考）金銀在高中には外國貨幣及外國手形（一八、八〇四圓）を含む

二　六月末地方別各種銀行金利表

（△印は減）

地方別	銀行 預金 定期預金 一箇年以上 (分厘)	定期預金 六箇月以上 (分厘)	定期預金 二箇月以上 (分厘)	當座預金 高 (錢厘)	當座預金 低 (錢厘)	當座預金 普 (錢厘)	小口預金 高 (錢厘)	小口預金 低 (錢厘)	小口預金 普 (錢厘)	諸預金 高 (錢厘)	諸預金 低 (錢厘)	諸預金 普 (錢厘)	貸付金 普通貸付 高 (錢厘)	普通貸付 低 (錢厘)	普通貸付 普 (錢厘)	當座貸越 高 (錢厘)	當座貸越 低 (錢厘)	當座貸越 普 (錢厘)	手形割引 高 (錢厘)	手形割引 低 (錢厘)	手形割引 普 (錢厘)	個人 朝鮮人 高 (錢厘)	朝鮮人 低 (錢厘)	朝鮮人 普 (錢厘)	內地人 高 (錢厘)	內地人 低 (錢厘)	內地人 普 (錢厘)
京城、仁川方面	六三	六一	五五	一二	五	一〇	一七	一二	一四	一八	五	一三	六〇	二四	三五	五〇	二五	三七	四〇	二四	三五	四〇〇	三五	一〇〇	四〇〇	五〇	九〇
平壤、鎭南浦方面	六四	六二	五七	一一	九	一〇	一八	一二	一四	一六	一二	一三	五〇	二六	三六	五五	二九	三七	四五	二五	三四	二〇〇	五〇	八〇	二〇〇	四〇	七五
釜山、大邱方面	六四	六二	五五	一二	四	一一	一七	一二	一四	一六	一二	一四	五五	二三	三三	五〇	二四	三六	五〇	二四	三三	一六七	五〇	九五	二〇〇	五〇	八八
群山方面	六三	六〇	五五	一二	四	一〇	一六	一二	一四	一六	一〇	一三	五〇	二七	三八	五〇	二九	三七	五〇	二九	三七	三〇〇	七〇	一〇〇	二〇〇	五〇	一〇〇
木浦方面	六三	六二	五五	一二	八	九	一八	一二	一四	一八	八	一二	四五	二七	三七	四三	二八	三六	五〇	二六	三八	二〇〇	七〇	一〇〇	一三四	五〇	八七
元山方面	六三	六二	|	一二	五	九	一六	一二	一四	|	|	|	四八	二六	三三	四五	一七	三八	三九	三〇	三四	一五〇	一〇〇	一一〇	一三〇	七〇	一〇〇
淸津方面	六三	六二	六〇	一二	九	一〇	一七	一二	一五	一二	一二	一二	四八	二八	三八	四五	三〇	三八	四三	二八	三八	一六七	七〇	一〇〇	一三三	七〇	一一〇
平均	六三	六二	五六	一二	六	一〇	一七	一二	一四	一六	一〇	一三	五一	二六	三六	四八	二六	三七	四五	二七	三五	二二五	六四	九八	二一二	五四	九三
對前月增減	|	|	△一		|	|	|	|	|	|	一	|	一	|	|	|	|	△一	|	一	△一	一〇	△三	|	九	△三	三
對前年同月增減	三	七	七	二	|	二	一	一	一	一	一	一	△三	一	△一	△一	一	二	△三	一	△一	△五三	△六	△一七	△二五	△五	△二

三 六月末地方別各種銀行預金種別表

（△印は減）

地方別	公金預金 (円)	定期預金 (円)	當座預金 (円)	小口預金 (円)	諸預金 (円)	計 (円)
京城、仁川方面	一、〇二一、六五一	四、四五三、五五二	二、六〇二、三一七	二、六六一、六八一	七、九七六、九九五	一八、七一六、一九六
平壤、鎭南浦方面	三八一、二一二	四六一、六六〇	五三二、〇七七	五二九、九四六	三三〇、二二九	二、二三五、一二四
釜山、大邱方面	四〇〇、〇〇三	八三四、五八六	一、二六八、〇五五	一、二五六、四〇四	二三四、一七八	三、九九三、二二六
群山方面	一〇三、六二四	一一九、八三七	四五四、七四六	一六七、一四三	五八、七三九	九〇四、〇八九
木浦方面	一三五、二二四	一八九、三九一	三三九、八五三	二二三、六五八	八四、六八七	九七二、八一三
元山方面	七二、四一七	二九五、〇四九	三〇〇、八一三	一九一、二二五	三四、八一七	八九四、三二一
淸津方面	一〇九、一一〇	五七、〇九二	一三一、一九九	二八九、五三三	一四、四六六	六〇一、四〇〇
合計	二、二二三、二四一	六、四一一、一六七	一五、六二九、〇六〇	五、三一九、五九〇	八、七三四、一一一	三八、三一七、一六九
對前月增減	△二七六、九三六	五三、四六四	△三〇九、三三五	五五、六五八	△四二、八四六	△五一九、九九五
對前年同月增減	一三四、七六〇	六五四、五九五	七、〇三二、〇八七	一九七、七一六	二、六七四、一八六	一〇、六九三、三七四

四 六月末地方別各種銀行貸出金種別表

（△印は減）

地方別	政府貸上金	年賦貸付金	普通貸付金	當座貸越金	手形割引	計
	円	円	円	円	円	円
京城、仁川方面	一〇、五〇〇、〇〇〇	八、三四七、一〇四	六、五〇五、五九〇	一、七六一、一九八	一一、五一四、〇九八	三八、六二七、九九〇
平壤、鎭南浦方面	—	二〇一、八九七	二、三三三、八九四	五三三、六〇九	三、四三八、八六一	六、五〇八、二六一
釜山、大邱方面	—	二三〇、一九六	二、二九一、三一〇	七七二、九三四	三、二〇五、五二九	六、四九九、九六九
群山方面	—	三八三、七五四	九二二、九五八	三七二、〇〇六	一、四二〇、二七〇	三、〇九八、九八八
木浦方面	—	二〇九、三二四	五九八、一九七	一〇二、七五八	七五五、九七三	一、六六六、二五二
元山方面	—	七一、二五〇	四八七、八五七	一二六、二二一	七五〇、〇八三	一、四三五、四〇一
濟津方面	—	一二、一〇〇	六三、八二四	四、五一九	二三〇、七五四	三一一、一九七
合計	一〇、五〇〇、〇〇〇	九、四五五、六二五	一三、二〇三、六三〇	三、六七三、二三五	二一、三一五、五六八	五八、一四八、〇五八
對前月増減	△二、〇〇〇、〇〇〇	二五三、四八九	△五二七、六三八	△三七一、〇五二	一一八、一六二	△二、五二七、〇三九
對前年同月増減	△一、五九四、六七七	△二九七、一三七	二、七九八、〇九七	九七七、八八〇	四、〇七四、五六〇	五、九五八、七二三

備考　京城方面年賦貸付金中には第一銀行に對する別途貸付金(六、九二四、一八六圓)を包含す

第三款　物價

(六月分)

一　京城重要物價指數(第一類生産品の部)

種別		單位	指數 本月	指數 前月
玄米	上	一石	一〇六	一〇八
精米	上	一石	九四	九六
籾	上	一石	九四	九四
大麥	上	一石	七七	八三
小麥	上	一石	一一四	一一三
大豆	上	一石	一一五	一〇八
小豆	上	一石	一〇〇	九六
牛皮	中皮	百斤	一〇二	九八
牛脂	蜜蠟	百斤	一〇一	一〇三
生牛		一頭	一一九	一一九
明太		一駄(四十貫)	九〇	九六
木炭	白炭	十貫目	九〇	九〇
木炭	黒炭	同	一一二	一一三
木炭	根炭	同	一〇〇	一〇〇
松薪	並	十貫目	八四	八二
木材	松角(鴨緑江)	百才	一〇〇	一〇〇
木材	同六分板	一坪	一〇〇	一〇〇
第一類平均			九九・八八	九九・九四

二　同上(第二類輸移入品の部)

種別		單位	指數 本月	指數 前月
打綿	上	百斤	九八	九九
石炭	筑豐切込	一噸	一〇三	一〇三
石油	上松	一箱（十ガロン入）	一〇六	一〇六
	勝利	同	一〇八	一〇八
	旗	同	一〇六	一〇五
醬油	龜甲萬	小樽一樽	一〇〇	一〇〇
味噌	赤	十貫目	九五	一〇一
精糖	四温㊉	百斤	九六	九七
清酒	金露	一樽（四斗五升入）	一二六	一二六
	白鶴	同	一二三	一二三
	櫻正宗	同（三斗九升入）	一一八	一一八
紡績絲	單十手平	一梱	—	—
	單十六手平	同	一〇二	一〇三
	單二十手平	同	—	—
洋金巾	三E（生金巾）	一反	—	—
	九牡丹（晒金巾）	一反	一二四	一二四
和金巾	公三A（生シーチング）	一反	一〇二	一〇二
	旗（生天竺）	一反	一〇〇	一〇〇
小巾木綿	細地	一疋	一四七	一四七
	太地	一疋	八五	八五
半紙	手漉	上一締（大斤以内）	一〇〇	一〇〇
鐵釘	二吋半	百斤	一〇三	一〇三
セメント	小野田	一樽	九六	九六
	淺野	同	九九	九八
燐寸	安全雙鹿	一噸（大百打）	—	—
	黃燐桃猿	同（千二百打）	一〇〇	一〇〇
木材	松角（北海道）	百才	八二	八二
	同六分板	一坪	—	—
	杉角	百才	一〇六	一〇六
	同六分板	一坪	—	—
第二類平均			一〇五・一六	一〇五・四二
總平均			一〇二・五二	一〇二・六八

備考　右は大正元年八月の平均相場を一〇〇として算出したるものなり

三　各地重要物價表（生產品の部）

品目	商標又は品柄	單位	京城 円	仁川 円	平壤 円	鎭南浦 円	群山 円	釜山 円	大邱 円	馬山 円	木浦 円	元山 円	城津 円	清津 円	新義州 円	平均 円
玄米	上	一石	一七・二〇〇	一六・八〇〇	一六・五〇〇	一六・八〇〇	一六・三〇〇	一七・八五〇	一七・〇〇〇	一七・四〇〇	一七・〇〇〇	—	—	—	一六・三〇〇	一六・八八五
	中	同	一五・四〇〇	一五・七〇〇	一六・〇〇〇	一六・三〇〇	一五・八〇〇	一七・四〇〇	一六・五〇〇	一七・〇〇〇	一六・七〇〇		—			一六・三一一
	下	同	一三・八〇〇	一四・六〇〇	一五・五〇〇	一五・七四〇	一五・三〇〇	一六・七五〇	一六・〇〇〇	一六・六〇〇	一六・四〇〇		—		一五・七〇〇	一五・六二九

品目	単位														
精米 上	一石	二一・六〇〇	二三・〇〇〇	二一・五〇〇	二三・七〇〇	二〇・三〇〇	二〇・八〇〇	二三・〇〇〇	二一・二〇〇	二一・四〇〇	二三・五〇〇	二五・〇〇〇	二六・〇〇〇	二三・一〇〇	二二・三九二
精米 中	同	二一・〇〇〇	二三・五〇〇	二一・〇〇〇	二一・九〇〇	一九・八〇〇	一九・八〇〇	二一・四〇〇	二〇・〇〇〇	二〇・四〇〇	二二・七〇〇	二一・八〇〇	二五・〇〇〇	二一・六〇〇	二一・四五四
精米 下	同	一九・〇〇〇	二三・〇〇〇	一九・一〇〇	二一・〇〇〇	一九・三〇〇	一八・九〇〇	二一・〇〇〇	一八・五〇〇	一九・七〇〇	一九・八〇〇	一九・九〇〇	二三・〇〇〇	二一・一〇〇	二〇・一七七
粗 上	一石	八・〇〇〇	八・一五〇	八・〇〇〇	八・〇〇〇	八・三〇〇	九・七〇〇	七・一五〇	八・八〇〇	九・五〇〇	—	—	—	七・八〇〇	八・三四〇
粗 下	同	七・五〇〇	七・一〇〇	七・一〇〇	七・〇〇〇	七・三〇〇	九・一〇〇	六・九〇〇	七・八〇〇	五・五〇〇		—	—	六・九〇〇	七・三三〇
大麦 上	一石	四・六〇〇	五・八〇〇	四・五〇〇	四・三〇〇	六・五〇〇	六・八〇〇	五・八〇〇	六・四〇〇	六・〇〇〇	—	七・五〇〇	—	—	五・八二〇
大麦 下	同	四・二〇〇	五・五〇〇	四・〇〇〇	四・〇〇〇	六・二〇〇	六・一七〇	五・五〇〇	五・六〇〇	五・三〇〇	—	—	—	—	五・一六三
小麦 上	一石	九・六〇〇	九・四〇〇	九・八〇〇	九・七〇〇	八・八〇〇	一一・一〇〇	九・〇〇〇	一一・五〇〇	一〇・〇〇〇	一〇・三〇〇	—	—	—	九・九二〇
小麦 下	同	九・二〇〇	九・一〇〇	九・二〇〇	九・二〇〇	八・五〇〇	一〇・八〇〇	八・五〇〇	一〇・五〇〇	九・五〇〇	—	—	—	—	九・四〇〇
大豆 上	一石	九・二〇〇	九・一九〇	八・六七〇	八・三五〇	八・五〇〇	九・一〇〇	八・八〇〇	八・四〇〇	九・〇〇〇	九・一〇〇	八・九〇〇	—	七・三五〇	八・七一三
大豆 下	同	八・七〇〇	八・三〇〇	七・七〇〇	七・八〇〇	七・三〇〇	八・六五〇	八・一五〇	八・一〇〇	八・五〇〇	八・三五〇	七・九〇〇	—	六・六五〇	八・〇〇〇
小豆 上	一石	一四・〇〇〇	一三・五〇〇	一三・二五〇	一一・一〇〇	一三・五〇〇	一二・四〇〇	一二・〇〇〇	一三・六五〇	一三・五〇〇	一一・〇〇〇	一〇・五〇〇	—	一〇・五〇〇	一二・三四二
小豆 下	同	一一・〇〇〇	一三・〇〇〇	一一・五〇〇	一〇・八〇〇	一三・〇〇〇	一一・四三〇	一一・五〇〇	一二・七〇〇	一二・五〇〇	—	九・五〇〇	—	九・五〇〇	一一・四〇三
荏胡麻子	一石	八・〇〇〇	七・三〇〇	七・四〇〇	六・八〇〇	七・八〇〇	六・五〇〇	六・〇〇〇	—	六・五〇〇	—	—	—	—	七・〇三八
牛皮 中皮	百斤	四七・〇〇〇	五〇・〇〇〇	五四・〇〇〇	四八・〇〇〇	四七・〇〇〇	四〇・〇〇〇	四四・〇〇〇	四五・〇〇〇	四三・〇〇〇	四五・〇〇〇	四〇・〇〇〇	—	—	四五・七二七
牛脂、蜜蝋	百斤	一六・二〇〇	一七・〇〇〇	一六・〇〇〇	一五・〇〇〇	一五・五〇〇	一五・〇〇〇	一五・八〇〇	—	一四・五〇〇	—	—	—	—	一五・六二五
牛骨 肥料用	百斤	一・八五〇	一・八〇〇	一・六〇〇	一・三〇〇	一・五〇〇	二・〇〇〇	一・一〇〇	—	一・五〇〇	—	—	—	—	一・五八一
生牛	一頭	五〇・〇〇〇	八五・〇〇〇	—	—	五〇・〇〇〇	—	五五・〇〇〇	—	五〇・〇〇〇	六〇・〇〇〇	六〇・〇〇〇	—	—	五八・五七一
生棉	百斤	—	—	—	—	—	九・〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	九・〇〇〇
明太魚	四十尾一駄	一八・〇〇〇	一八・八〇〇	一八・〇〇〇	一七・〇〇〇	一八・五〇〇	三三・〇〇〇	三三・〇〇〇	二一・〇〇〇	一八・〇〇〇	一五・〇〇〇	一四・五〇〇	—	—	一八・五二七
朝鮮白紙 見様紙	一塊	二八・〇〇〇	三〇・〇〇〇	—	—	—	—	二五・〇〇〇	—	三〇・〇〇〇	—	—	—	—	二八・二五〇
朝鮮白紙 貢物紙	同	一三・〇〇〇	一七・七〇〇	—	二四・七〇〇	一五・〇〇〇	—	一六・〇〇〇	—	一四・〇〇〇		—	—	—	一六・六一四
木炭 白炭	十貫目	・九五〇	一・二五〇	一・三〇〇	—	一・三〇〇	—	・九五〇	—	一・〇〇〇	—	—	—	一・一五〇	一・一二九
木炭 黒炭	同	・九〇〇	一・一〇〇	一・一〇〇	—	・九〇〇	—	・八五〇	—	・八〇〇	・九〇〇	一・一五〇	一・二五〇	一・一〇〇	一・〇〇五
松薪	十貫目	・四三〇	・四〇〇	・二七〇	・二七〇	—	—	・四〇〇	—	・二五〇		・六〇〇		—	・三八七
葉煙草 並	一駄	六・二五〇	一四・〇〇〇	—	三三・〇〇〇	一八・五〇〇	—	四〇・〇〇〇	—	一〇・〇〇〇	—	—	—	—	一八・六二五

品目	商標又は品柄	單位	京城	仁川	平壤	鎭南浦	群山	釜山	大邱	馬山	木浦	元山	城津	清津	新義州	平均
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
木材	鴨綠江松角	百才	五•〇〇〇	九•〇〇〇	八•九〇〇	一〇•〇〇〇	七•〇〇〇	—	一〇•〇〇〇		七•〇〇〇				七•〇〇〇	七•九八八
	同六分板	一坪	一•七〇〇	一•三〇〇	一•二〇〇	一•四五〇	一•四五〇	—	一•四〇〇	—	一•二〇〇	—		—	一•五〇〇	一•四〇〇

四 各地重要物價表（輸移入品の部）

品名	商標又は品柄	單位	京城	仁川	平壤	鎭南浦	群山	釜山	大邱	馬山	木浦	元山	城津	清津	新義州	平均
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
綿絲	支那產	百斤	三五•三三〇	三三•三五〇	—	—	—	三〇•〇〇〇	三三•三〇〇	—	—	—	—	—	三〇•〇〇〇	三二•三九六
打綿	上	同	三九•〇〇〇	四八•〇〇〇	四一•〇〇〇	四八•〇〇〇	—	四三•〇〇〇	四四•〇〇〇	四三•〇〇〇	四七•〇〇〇	四五•〇〇〇	四二•〇〇〇	四四•八〇〇	五〇•〇〇〇	四四•五六七
石炭	筑豐切込	一噸	七•五五〇	八•〇〇〇	八•〇〇〇	八•七〇〇	九•五〇〇	八•五〇〇	一一•〇〇〇	七•五〇〇	八•〇〇〇	一一•五〇〇	—	—	—	八•八三五
蠟燭	パラフイン	百斤	二一•八〇〇	二一•〇〇〇	—	—	一八•〇〇〇	—	—	—	二〇•〇〇〇	二一•八〇〇	—	—	二四•〇〇〇	二一•一〇〇
石油	上松	十ガロン入一箱	三•七一〇	三•六五〇	三•七四〇	三•七六〇	三•八五〇	三•六四〇	三•七二〇	三•五九〇	三•七五〇	三•八〇〇	三•八六〇	三•八〇〇	三•六六〇	三•六五六
	勝利	同	三•四七〇	三•四九〇	三•四九〇	三•五六〇	三•五三〇	三•四三〇	三•五〇〇	三•三〇〇	三•五〇〇	三•五五〇	三•六四〇	三•六〇〇	三•四三〇	三•四九六
	旗	同	三•三〇〇	三•四〇〇	三•四〇〇	三•四五〇	三•四五〇	三•四〇〇	三•一五〇	三•三〇〇	三•三五〇	三•五八〇	三•六〇〇	三•五〇〇	三•四三〇	三•四一〇
麥粉	旗印	五十封入一袋	二•五〇〇	二•四三〇	二•五〇〇	二•五〇〇	二•五〇〇	二•四三〇	二•五五〇	二•四五〇	二•四五〇	二•四五〇	二•六〇〇	二•六五〇	二•四五〇	二•四九六
食鹽	臺灣粗鹽	百斤	—	—	—	—	—	一•〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	一•〇〇〇
	支那粗鹽	同	—	•四六〇	•五六〇	•四一七	七〇〇	•七五〇	—	—	—	—	—	—	•四二〇	•五五〇
	再製支那鹽	同	一•二三〇	一•一〇〇	一•〇〇〇	一•一三五	一•三〇〇	一•一五〇	一•四〇〇	一•四〇〇	—	—	一•二五〇	—	—	一•二一九
醬油	龜甲萬	小樽一樽	三•七〇〇	三•八〇〇	—	—	四•二〇〇	四•〇〇〇	四•一〇〇	—	四•二〇〇	三•八〇〇	四•八〇〇	四•五〇〇	四•二〇〇	四•一三〇
味噌	赤	十貫目	四•〇〇〇	四•八〇〇	四•五〇〇•	四•五〇〇	四•四三〇	四•一〇〇	四•〇〇〇	三•九〇〇	四•五〇〇	三•四五〇	四•六〇〇	五•〇〇〇	四•〇〇〇	四•二九〇
食酢		一斗	一•三五〇	一•六〇〇	—	一•七〇〇	一•八五〇	一•二〇〇	一•四〇〇	一•五〇〇	一•八〇〇	一•五〇〇	一•六〇〇	二•三〇〇	一•五〇〇	一•六〇八
シャンペンサイダー	三ツ矢	一四打箱入	四•八〇〇	四•七五〇	四•二〇〇	五•〇〇〇	四•八〇〇	四•四五〇	四•八〇〇	四•七〇〇	四•八〇〇	四•八〇〇	五•〇〇〇	五•〇〇〇	五•〇〇〇	四•七七七
鰹魚節	土佐節	十貫目	五一•〇〇〇	六〇•〇〇〇	七〇•〇〇〇	六〇•〇〇〇	六五•〇〇〇	六五•〇〇〇	六〇•〇〇〇	七〇•〇〇〇	七〇•〇〇〇	六〇•〇〇〇	七〇•〇〇〇	七〇•〇〇〇	六〇•〇〇〇	六三•九二三
コンデンスミルク	鷲印	一四打箱入	一三•五〇〇	一三•四〇〇	一三•五〇〇	一五•八〇〇	一三•五〇〇	一三•六〇〇	一四•二〇〇	一三•四〇〇	一三•五〇〇	一三•五〇〇	一四•〇〇〇	一四•〇〇〇	一四•〇〇〇	一三•六八五
精糖	四温◇	百斤	九•六五〇	九•五〇〇	九•七〇〇	一〇•〇〇〇	一〇•〇五〇	九•三〇〇	九•二〇〇	九•七〇〇	九•六〇〇	九•五〇〇	一〇•二〇五	一〇•三〇〇	一〇•〇〇〇	九•七三八
麥酒	キリン	一四打箱入	九•六〇〇	九•三〇〇	九•五〇〇	九•五〇〇	九•五〇〇	九•一〇〇	—	九•五〇〇	九•二〇〇	九•六〇〇	九•八〇〇	一〇•〇〇〇	九•六〇〇	九•五〇〇
	アサヒ	同	九•四〇〇	九•三〇〇	九•〇〇〇	九•三〇〇	九•〇〇〇	九•一〇〇	九•六〇〇	九•二〇〇	九•二〇〇	九•五〇〇	九•六〇〇	九•八〇〇	九•五五〇	九•三五〇

素麺		五貫入二箱入	六・〇〇〇	七・二五〇	八・四〇〇	七・八〇〇	五・一五〇	七・四〇〇	—	五・六〇〇	七・六〇〇	—	—	—	七・〇〇〇	六・九一一
清酒	金露	四斗五升入一樽	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二一・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・五〇〇	二三・〇〇〇	二二・〇〇〇	二三・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	—	二一・〇〇〇	二二・三五〇	二二・〇六五
	白鶴	同	二二・五〇〇	二三・〇〇〇	二三・〇〇〇	二三・〇〇〇	二三・〇〇〇	二三・〇〇〇	二三・五〇〇	二三・〇〇〇	二二・五〇〇	二三・五〇〇	二三・五〇〇	二三・〇〇〇	二二・一〇〇	二二・八九一
	櫻正宗	三斗九升入一樽	二三・〇〇〇	二二・〇〇〇	—	—	二二・〇〇〇	二三・〇〇〇	二三・五〇〇	—	二二・〇〇〇	二三・〇〇〇	二二・五〇〇	二一・〇〇〇	二一・三五〇	二二・三三五
紡績絲	單十手平	一梱	七一・五〇〇	七三・五〇〇	七一・一〇〇	七二・五〇〇	七三・五〇〇	七〇・〇〇〇	七〇・二五〇	七三・〇〇〇	七二・〇〇〇	七二・〇〇〇	七四・〇〇〇	七四・〇〇〇	—	七二・一九六
	單十六手	同	七七・〇〇〇	七七・五〇〇	七七・〇〇〇	七七・〇〇〇	七七・五〇〇	七五・〇〇〇	七七・〇〇〇	—	七六・〇〇〇	七四・〇〇〇	七七・〇〇〇	—	—	七六・五〇〇
	單廿手平	同	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六七・六〇〇	—	—	—	六七・六〇〇
生金巾	三E	一反	七・〇〇〇	六・七五〇	七・一五〇	七・〇五〇	七・〇三〇	七・五〇〇	六・一六〇	七・一八〇	—	六・六〇〇	—	—	七・三〇〇	六・九七三
生シーチング	△三A	同	七・二五〇	七・二五〇	七・一五〇	七・二五〇	七・二八〇	七・三〇〇	七・一〇〇	七・〇〇〇	—	七・一五〇	七・四五〇	七・一五〇	—	七・二一二
晒金巾	九牡丹	同	七・五五〇	七・一〇〇	七・四〇〇	七・〇〇〇	七・五〇〇	六・七〇〇	七・二〇〇	—	—	七・〇〇〇	—	—	七・七〇〇	七・三三九
生天竺	旗	同	三・一〇〇	三・五〇〇	四・三〇〇	四・二〇〇	—	三・五八〇	三・五〇〇	—	—	三・八〇〇	三・八五〇	—	—	三・七三九
小幅白木綿	細地	一疋	一・四〇〇	一・八〇〇	一・九〇〇	一・六八〇	一・四〇〇	二・〇〇〇	一・九八〇	一・七五〇	二・〇〇〇	一・六八〇	一・六〇〇	一・八〇〇	一・九〇〇	一・七六一
	太地	同	一・一〇〇	—	一・三五〇	一・一〇〇	一・三五〇	一・三〇〇	一・五六〇	一・二〇〇	一・二四〇	一・四四〇	一・〇〇〇	—	一・三七〇	一・二八三
寒冷紗	上	一反	一・四〇〇	一・七五〇	一・六〇〇	—	一・七〇〇	一・七〇〇	一・八〇〇	一・七五〇	一・七五〇	一・八〇〇	—	—	一・六〇〇	一・六八五
	下	同	一・一〇〇	一・一〇〇	一・三五〇	—	一・五〇〇	一・四〇〇	一・五〇〇	一・四〇〇	一・四〇〇	—	一・三〇〇	—	—	一・三三九
支那麻布	大夏布	六丈內外	—	二・八五〇	—	—	—	四・二〇〇	三・五〇〇	三・五〇〇	三・〇〇〇	三・六〇〇	—	三・六〇〇	二・六四〇	三・三六一
	小夏布	二丈內外	—	—	—	—	—	一・〇四〇	一・一〇〇	—	一・〇〇〇	一・一〇〇	—	二・〇〇〇	—	一・二四八
半紙	手漉	上一締六斤內外	二・九〇〇	四・〇〇〇	三・三五〇	三・五〇〇	三・一〇〇	三・一三〇	三・五〇〇	三・二〇〇	三・五〇〇	四・二〇〇	三・一〇〇	三・〇〇〇	三・〇〇〇	三・三四五
美濃紙	同	同十斤內外	四・六〇〇	六・〇〇〇	五・五〇〇	五・五〇〇	五・五〇〇	六・〇〇〇	五・〇〇〇	五・三〇〇	五・五〇〇	五・三五〇	六・〇〇〇	五・〇〇〇	六・〇〇〇	五・四八一
鐵釘	二吋半	百斤	六・七七〇	七・一〇〇	七・五〇〇	七・五〇〇	—	六・六〇〇	六・九〇〇	六・四五〇	六・九〇〇	六・八〇〇	七・〇〇〇	七・六〇〇	七・七〇〇	七・〇六八
セメント	小野田	一樽	五・一〇〇	五・二〇〇	五・三〇〇	五・三〇〇	五・五〇〇	五・二〇〇	六・〇〇〇	五・二〇〇	五・二〇〇	五・一〇〇	—	—	五・二〇〇	五・三〇九
	淺野	同	五・三〇〇	五・二〇〇	五・五五〇	—	—	五・二〇〇	六・〇〇〇	五・三〇〇	五・二〇〇	五・二〇〇	五・八〇〇	五・七〇〇	五・三〇〇	五・四三三
安全燐寸	雙鹿	一函六百打	二三・五〇〇	一九・〇〇〇	一九・〇〇〇	一九・五〇〇	三・〇〇〇	二〇・一〇〇	二一・〇〇〇	一九・五〇〇	一九・二五〇	一八・五〇〇	一九・四〇〇	一九・三〇〇	—	一九・〇七九
黄燐燐寸	桃猿	同千二百打	二四・〇〇〇	二三・一〇〇	二五・一〇〇	二四・九〇〇	二四・〇〇〇	二五・五〇〇	—	—	二四・六〇〇	—	—	二三・五〇〇	—	二四・三三八
木材	北海道松角	百斤	七・四〇〇	七・五〇〇	七・〇〇〇	七・〇〇〇	六・八〇〇	六・〇〇〇	二一・〇〇〇	—	七・〇〇〇	—	—	—	—	七・四六三
	同六分板	一坪	一・三八〇	一・〇五〇	一・一〇〇	一・二〇〇	一・一〇〇	八五〇	一・五〇〇	—	一・一〇〇	—	—	—	—	一・一六〇
	杉角	百才	一〇・六〇〇	一〇・一五〇	一一・〇〇〇	一〇・〇〇〇	九・八〇〇	八・〇〇〇	一五・〇〇〇	六・五〇〇	九・〇〇〇	九・〇〇〇	八・八〇〇	—	—	九・八〇五
	同六分板	一坪	一・四五〇	一・四五〇	一・七〇〇	一・六〇〇	一・五〇〇	一・三〇〇	一・六五〇	一・二〇〇	一・四〇〇	一・六五〇	一・三九〇	—	—	一・四八一
支那葉煙草		百斤	一五・〇〇〇	一一・〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一三・〇〇〇

第四款　勞銀

各地勞働賃銀表

職業別	京城	仁川	平壤	鎭南浦	群山	釜山	大邱	馬山	木浦	元山	會寧	平均
大工	円一・四五〇	円一・四〇〇	円一・五〇〇	円一・五〇〇	円一・五〇〇	円一・二〇〇	円一・三〇〇	円一・二五〇	円一・三〇〇	円一・五〇〇	円一・六〇〇	円一・四〇〇
同朝鮮人	・九五〇	・八五〇	・九〇〇	・七〇〇	・八〇〇	・七〇〇	・六〇〇	—	—	・九〇〇	一・〇〇〇	・八二三
左官	一・四五〇	一・四五〇	一・六〇〇	一・五〇〇	一・五〇〇	一・三〇〇	一・四〇〇	一・三〇〇	一・三〇〇	一・五〇〇	二・二〇〇	一・五〇〇
石工	二・〇〇〇	一・六八〇	一・九〇〇	二・〇〇〇	一・六〇〇	一・八〇〇	一・六〇〇	一・六五〇	一・五〇〇	二・〇〇〇	二・六〇〇	一・八四八
同朝鮮人	一・二〇〇	・九四〇	一・〇〇〇	—	・八〇〇	—	・九〇〇	—	一・二〇〇	一・〇〇〇	一・五〇〇	一・〇五五
木挽	一・五〇〇	一・二六〇	一・四〇〇	—	一・五〇〇	一・三五〇	一・五〇〇	一・四〇〇	—	二・〇〇〇	二・二〇〇	一・五六八
同朝鮮人	・九五〇	一・〇〇〇	・九〇〇	—	—	・八七五	・八〇〇	—	—	一・二〇〇	一・二〇〇	・九八九
瓦葺	二・〇〇〇	一・四八〇	一・六〇〇	一・五〇〇	一・五〇〇	一・八〇〇	一・五〇〇	一・三〇〇	一・八〇〇	一・五〇〇	二・〇〇〇	一・六三五
煉瓦職	一・七五〇	一・四八〇	一・九〇〇	一・五〇〇	一・五〇〇	一・四〇〇	一・六〇〇	一・八〇〇	二・〇〇〇	一・五〇〇	二・〇〇〇	一・六七五
同朝鮮人	一・二五〇	・八五〇	一・四〇〇	—	—	一・二〇〇	・七〇〇	—	—	・六五〇	一・二〇〇	一・〇〇七
ペンキ職	一・五〇〇	一・三八〇	一・五〇〇	一・五〇〇	一・五〇〇	一・三〇〇	一・二〇〇	一・六〇〇	一・五〇〇	一・五〇〇	二・〇〇〇	一・四九八
鋸力職	一・五〇〇	一・四八〇	一・七〇〇	一・五〇〇	一・五〇〇	一・三五〇	一・三〇〇	一・三〇〇	一・五〇〇	一・八〇〇	二・〇〇〇	一・五三九
鍛冶職	一・五〇〇	一・五七〇	一・〇〇〇	二・〇〇〇	一・二〇〇	一・三五〇	一・三〇〇	一・六五〇	一・二〇〇	一・八〇〇	二・五〇〇	一・五一二
疊職	一・四五〇	一・四七〇	一・五〇〇	一・六五〇	一・五〇〇	一・二〇〇	一・三〇〇	一・三五〇	一・三〇〇	一・五〇〇	一・五〇〇	一・四二〇
井戸掘	一・二五〇	一・六六〇	一・九〇〇	二・〇〇〇	—	一・六五〇	一・三〇〇	—	二・〇〇〇	一・五〇〇	一・六〇〇	一・六四〇
表具師	一・二〇〇	一・三八〇	一・九〇〇	一・五〇〇	一・二〇〇	一・二〇〇	一・〇〇〇	一・三五〇	一・五〇〇	一・五〇〇	一・八〇〇	一・四一二
同朝鮮人	・七五〇	・八六〇	・八〇〇	—	・八〇〇	—	—	—	一・三〇〇	・六五〇	・八〇〇	・八五一
靴製造職	一・五〇〇	一・四七〇	一・〇〇〇	—	一・三〇〇	一・三〇〇	一・二〇〇	一・〇〇〇	—	一・八〇〇	・八〇〇	一・二六三
洋服職工	一・四五〇	一・四五〇	二・三〇〇	—	一・五〇〇	一・三〇〇	一・四〇〇	一・〇〇〇	一・五〇〇	一・五〇〇	二・〇〇〇	一・五四〇
車夫	一・二〇〇	一・三五〇	二・〇〇〇	一・五〇〇	二・〇〇〇	一・五〇〇	一・三〇〇	一・三〇〇	—	一・〇〇〇	—	一・四六一
同朝鮮人	・八五〇	一・一〇〇	一・七〇〇	一・五〇〇	一・八〇〇	一・五〇〇	一・〇〇〇	一・三〇〇	—	・五〇〇	—	一・二五〇
人夫	・八〇〇	・九〇〇	・九〇〇	・八〇〇	・八〇〇	・八〇〇	・八〇〇	・七五〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・二〇〇	・八九五
同朝鮮人	・四五〇	・五五〇	・四五〇	・五〇〇	・四五〇	・四〇〇	・四五〇	・三五〇	・五〇〇	・五〇〇	・六五〇	・四七七

第五款 參考資料

第一 手形交換

一 京城、釜山、仁川手形交換所交換高表

（△印は減）

仕払手形

銀行名	京城 交換金額	京城 交換差額	釜山 交換金額	釜山 交換差額	仁川 交換金額	仁川 交換差額	計 交換金額	計 交換差額
	円	円	円	円	円	円	円	円
朝鮮銀行	一、六〇三、九八八	五六四、六八一	五二八、九七一	一六〇、三三八	二八三、二五一	三〇、五三七	二、四三五、八一〇	七五五、五五六
第一銀行支店	六九八、七七一	一七〇、二八三	四五四、八五六	一〇〇、二六二	—	—	一、二五三、六二七	二七〇、五四五
百三十銀行支店	五五四、七六二	六一、七四九	一七七、七二五	一九、二三五	二八八、七〇一	九九、八五〇	一、〇二一、一八八	一八〇、八三四
十八銀行支店	五三八、四三三	六二、四二一	三〇四、四九二	六五、六五九	四一二、〇五六	一八三、九〇一	一、二五四、九七〇	三一一、九八一
漢湖農工銀行	四二一、八八八	二二七、一三〇	—	—	—	—	四二一、八八八	二二七、一三〇
朝鮮商業銀行	七五〇、五六七	二三九、七〇五	—	—	三三八、二六八	八二、五二三	九七八、八六五	三二二、三二八
韓一銀行	一九三、〇九三	一一一、一〇一	—	—	—	—	一九三、〇九三	一一一、一〇一
漢城銀行	二〇二、六一四	八一、六〇七	—	—	—	—	二〇二、六一四	八一、六〇七
慶尚農工銀行	—	—	一二七、〇八九	五二、五八四	—	—	一二七、〇八九	五二、五八四
周防銀行支店	—	—	一三三、九五九	六一、一二五	—	—	一三三、九五九	六一、一二五
郵便局	三六〇、一五二	—	四六、七四〇	—	—	—	四〇六、八九二	—
合計	五、四四四、二五七	一、五〇八、六七七	一、七八三、〇二八	四五九、二九三	一、三二二、三〇六	三九六、八八二	八、四三九、五九一	二、三六四、七六一
前月ト比較増減	△四六二、七五〇	二一、七〇六	四二、一五五	△一〇九、五五八	五三、四九四	七四、六〇一	△四〇五、一〇一	△一三〇、〇五一

持出手形

銀行名	京城 交換金額	京城 交換差額	釜山 交換金額	釜山 交換差額	仁川 交換金額	仁川 交換差額	計 交換金額	計 交換差額
	円	円	円	円	円	円	円	円
朝鮮銀行	一、三六二、九一〇	二〇五、六一三	四三三、四〇八	五五、一七六	四七四、六八五	三三一、九七一	二、二七一、〇〇三	四八〇、七六〇
第一銀行支店	一、二九六、七三六	六六八、二四八	五一一、三九八	一五六、八〇四	—	—	一、八〇八、一三四	八二五、〇五二
百三十銀行支店	六六〇、〇七四	一六七、〇六〇	二四八、八七一	九〇、三八一	二一三、六四四	二四、一九四	一、一二三、五八九	二八二、二二五
十八銀行支店	八〇三、四三五	三二七、四三九	三四六、三三六	一〇七、五〇一	二六一、七〇三	三三、五四七	一、四一一、四七四	四六八、四八四
漢湖農工銀行	二三九、二五九	四四、五〇〇	—	—	—	—	二三九、二五九	四四、五〇〇
朝鮮商業銀行	五六八、四五五	四七、五九四	—	—	二六二、二七四	一一六、四九九	八三〇、七二九	一六四、〇九三
韓一銀行	一一一、八五六	二九、八六四	—	—	—	—	一一一、八五六	二九、八六四
漢城銀行	一四一、三七〇	二〇、三六三	—	—	—	—	一四一、三七〇	二〇、三六三
慶尚農工銀行	—	—	二二三、九四九	三九、四四四	—	—	二二三、九四九	三九、四四四
周防銀行支店	—	—	八二、三二六	九、九八六	—	—	八二、三二六	九、九八六
郵便局	三六〇、一五二	—	四六、七四〇	—	—	—	四〇六、八九二	—
合計	五、四四四、二五七	一、五〇八、六七七	一、七八三、〇二八	四五九、二九三	一、三二二、三〇六	三九六、八八二	八、四三九、五九一	二、三六四、七六一
前月ト比較増減	△四六二、七五〇	二一、九〇六	四二、一五五	△一〇九、五五八	五三、四九四	七四、六〇一	△四〇五、一〇一	△一三〇、〇五一

二 交換手形種別表

（△印は減）

種類	京城 枚數	京城 金額	釜山 枚數	釜山 金額	仁川 枚數	仁川 金額	計 枚數	計 金額
		円		円		円		円
小切手	一二、五三七	三、一七七、七六二	六、二七三	一、三八九、九四六	二、四六七	一、一〇八、二二九	二一、二七七	五、六七五、九三七
爲替手形	五八二	四〇一、三一三	九〇一	二一九、七六五	二六二	九七、七五四	一、七四五	七一八、八三二
約束手形	二二六	一四七、九二〇	八六	一七、五八一	—	—	三一二	一六五、五〇一
統計								

種類	京城 枚數	京城 金額	釜山 枚數	釜山 金額	仁川 枚數	仁川 金額	計 枚數	計 金額
	枚	円	枚	円	枚	円	枚	円
仕拂命令	一、八四三	七九七、八一三	一〇二	五六、九五五	五八	五、九〇三	二、〇〇三	八六〇、六七一
郵便爲替證書	三、八六六	三六〇、一五二	一、五八七	四六、七四〇	—	—	五、四五三	四〇六、八九二
公債債券同利札	二、四五四	二四、二七七	—	—	—	—	二、四五四	二四、二七七
雜證書	二七二	五三五、〇二〇	五七	五二、〇四一	一	四二〇	三三〇	五八七、四八一
合計	二一、七八〇	五、四四四、二五七	九、〇〇六	一、七八三、〇二八	二、七八八	一、二二二、三〇六	三三、五七四	八、四三九、五九一
前月と比較増減	△一、四〇一	△四六二、七五〇	一、一〇九	四、一五五	△七七	五三、四九四	△三六九	△四〇五、一〇一

第二　大阪及仁川定期米・相場表　（△印は減）

年月	大阪 當限 最高	大阪 當限 最低	大阪 當限 平均	大阪 中限 最高	大阪 中限 最低	大阪 中限 平均	大阪 先限 最高	大阪 先限 最低	大阪 先限 平均	仁川 當限 最高	仁川 當限 最低	仁川 當限 平均	仁川 中限 最高	仁川 中限 最低	仁川 中限 平均	仁川 先限 最高	仁川 先限 最低	仁川 先限 平均
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
六月中	二一・三〇〇	一九・七四〇	二〇・六四七	二〇・〇九〇	一九・三八〇	一九・七九八	一九・六一〇	一八・八四〇	一九・二七八	一五・〇〇〇	一四・七〇〇	一四・八八三	一五・三三〇	一五・一四〇	一五・二三三	一五・七四〇	一五・一九〇	一五・五一六
對前月增減	・八〇〇	・五〇〇	・五九六	△・一一〇	・三七〇	△・〇七一	△・二九〇	△・二三〇	△・二四九	△・二〇〇	△・二〇〇	△・一八三	△・二七〇	・〇九〇	△・〇九九	△・三一〇	・一四〇	△・一八八
對前年同月增減	・〇一〇	△・四〇〇	△・三二九	△一・一六〇	△・六三〇	△一・〇七三	△一・一八〇	△・七三〇	△・六二四	△一・六〇〇	・二〇〇	△・六六七	△一・六七〇	・〇四〇	△・六六九	△一・九四〇	△・〇六〇	△・八八九

第三　朝鮮國產大豆大阪相場表　（△印は減）

年月	釜山 高	釜山 低	釜山 普	仁川 高	仁川 低	仁川 普	鎭南浦 高	鎭南浦 低	鎭南浦 普	元山 高	元山 低	元山 普
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
六月中	一一・五〇〇	一一・三〇〇	一一・三三七	一一・二〇〇	一〇・九〇〇	一〇・九八六	一一・九〇〇	一一・六〇〇	一一・六八六	一三・三〇〇	一三・一〇〇	一三・一四一
對前月增減	—	一・三〇〇	・二〇二	—	・九〇〇	・〇九二	—	・六〇〇	・一二六	△・二〇〇	一・二〇〇	・二六四
對前年同月增減	・八〇〇	・七〇〇	・七二三	・五〇〇	・四〇〇	・四四四	・八〇〇	・八〇〇	・八四四	一・一〇〇	一・八〇〇	一・一六三

朝鮮人教育私立學校數調

（大正二年六月末日現在）

道名	現在校數 一般	現在校數 宗教	現在校數 計	一月以降設置認可校數 一般	一月以降設置認可校數 宗教	一月以降設置認可校數 計	一月以降廢止校數 一般	一月以降廢止校數 宗教	一月以降廢止校數 計
京畿道	一三二	七三	二〇五	三	二	一四	一四	一〇	二四
忠淸北道	一九	五	二四	—	—	—	一	—	一
忠淸南道	二四	一四	三八	一	一	二	九	三	一二
全羅北道	一三	二二	三五	一	—	一	一	—	一
全羅南道	一六	六	二二	一	一	二	一	一	二
慶尙北道	二六	三七	六三	—	—	—	—	—	—
慶尙南道	五六	一四	七〇	—	—	—	一	—	一
黃海道	四八	六四	一一二	一	—	一	四	四	八
江原道	二七	八	三五	六	一	七	—	—	—
平安南道	一一一	一九五	二七〇	—	—	一	一九	二三	四二
平安北道	一八一	九二	二七三	—	—	—	七	八	一五
咸鏡南道	一五八	二二	一八〇	一六	一	一七	五	—	五
咸鏡北道	四八	二	五〇	五	—	五	—	—	—
合計	八五九	五一八	一、三七七	三四	一六	五〇	六二	五〇	一一二

備考

一　種別欄中「宗教」とあるは教科課程中宗教に關するものを加へたるものにして「一般」とあるは然らさるものとす

一　廢止の原因は多く維持困難若くは六箇月以上所定授業を爲ささるを以て設立認可失效に由るものとす

參照　大正元年十二月末日現在校數に比し一般學校二十五、宗教學校三十七、計六十二校を減したり

法令

○宿泊及居住規則中改正（四十四年六月總督府令第七十五號改正大正二年七月總督府令第七十一號）

宿泊及居住規則左ノ通定ム

宿泊及居住規則

第一條　旅店主其ノ他營業ニ依リ他人ヲ宿泊セシメタル者ハ其ノ宿泊人ノ著發毎ニ左記各號ノ事項ヲ宿泊人名簿ニ記載シ到著ノ際ニハ第一號乃至第三號ノ事項ヲ、出發ノ際ニハ宿泊人ノ氏名（軍隊又ハ多數一團ノ學生、生徒ハ其ノ人員及指揮者又ハ引率者ノ氏名）及第四號ノ事項ヲ具シ當日午前九時迄ノ分ハ午前十時迄ニ、其ノ以後ノ分ハ翌日午前一時迄ニ所轄警察署（警察分署及警察署ノ事務ヲ取扱フ憲兵分隊、憲兵分遣所ヲ含ム以下同シ）又ハ巡査駐在所（巡査派出所、憲兵派遣所、憲兵出張所ヲ含ム以下同シ）ニ屆出ツヘシ但シ警察署又ハ巡査駐在所ノ所在地外ニ在リテハ特ニ警察署長ノ指示シタル場合ヲ除クノ外宿泊人名簿ニ所定ノ事項ヲ記載シ之ヲ臨檢ノ警察官又ハ憲兵ニ提示シ屆出ヲ省略スルコトヲ得

一　宿泊人ノ氏名、本籍（外國人ニ在リテハ國籍）、住所、職業、年齡但シ軍隊又ハ多數一團ノ學生、生徒ハ其ノ隊名、學校名及人員並指揮者又ハ引率者ノ官職及氏名ヲ、華族、貴族ハ其ノ族稱及氏名、官公吏又ハ法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員ハ其ノ官公職及氏名ノミヲ記載スルコトヲ得

二　前宿泊地

三　到著年月日時

四　出發年月日時及行先地

營業ニ依ラスシテ他人ヲ宿泊セシメ十日ニ至リタル者ハ宿泊人ニ付前項第一號乃至第三號ノ事項ヲ其ノ翌日中ニ、出發ノ際ニハ宿泊人ノ氏名（軍隊又ハ多數一團ノ學生、生徒

ハ其ノ人員及指揮者又ハ引率者ノ氏名及前項第四號ノ事項ヲ三日内ニ所轄警察署又ハ巡査駐在所ニ屆出ツヘシ

第三條　一戸ヲ構ヘテ居住シ又ハ一戸ヲ構ヘサルモ二箇月以上同一府郡内ニ居住スル者ハ自己及其ノ携帶スル家族ニ關シ左ノ事項ヲ記載シ居住ノ日ヨリ十日內ニ所轄警察署又ハ巡査駐在所（巡査派出所ヲ除ク）ニ屆出ツヘシ

一　氏名
二　本籍（外國人ニ在リテハ國籍及外國ニ於ケル住所）
三　職業
四　生年月日
五　居住所
六　居住ノ日
七　前居住所
八　戸主非戸主ノ別（非戸主ニ在リテハ戸主ノ氏名及戸主トノ續柄）

前項第一號乃至第三號及第八號ノ事項ニ變更ヲ生シタルトキ又ハ出生、死亡、失踪者ハ國籍ノ變更アリタルトキハ十日內ニ屆出ツヘシ但シ居住者死亡又ハ失踪ノ場合ニ於テハ相續人、戸主、家族又ハ同居者ヨリ屆出ノ手續ヲ爲スヘシ

第四條　居住者一戸ヲ構ヘサル場合ニ於テハ之ヲ寄寓セシメタル者又ハ他人ノ家屋ヲ借受ケ一戸ヲ構ヘタル場合ニ於テハ家屋所有者若ハ家屋管理人前條ノ屆書ニ連署スヘシ但シ連署ヲ得ルコト能ハサル事情アルトキハ屆出人其ノ旨ヲ屆書ニ附記スヘシ

第五條　居住所ヲ移轉スルトキハ移轉前又ハ移轉後十日以內ニ移轉ノ年月日及移轉先ヲ所轄警察署又ハ巡査駐在所（巡査派出所ヲ除ク）ニ屆出ヘシ

第六條　第三條及前條ノ屆出ハ單身者ニ在リテハ本人、家族携帶者ニ在リテハ戸主又ハ之ニ準スヘキ者ヨリ之ヲ爲スヘシ

前項ノ者其ノ屆出ヲ爲スコト能ハサルトキハ家屋又ハ土地ノ管理ヲ爲ス者其ノ事實ヲ知リタル日ヨリ十日內ニ屆出ヲ爲スヘシ

第七條　第三條ノ屆出ハ面又ハ部事務所ヲ經由スヘシ但シ居留民團地域內ニ居住スル內地人ノ屆出ハ居留民團役所ヲ經由スヘシ

第八條　警察署及巡査駐在所（巡査派出所ヲ除ク）ニハ登錄簿ヲ備ヘ第三條及第五條ノ屆書ヲ受ケタルトキ其ノ屆出事項ヲ登錄スヘシ

第九條　何人ト雖前條ノ登錄簿ノ閱覽又ハ登錄ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得登錄簿ノ閱覽ヲ請求スル者ハ手數料トシテ十錢謄本又ハ抄本ノ交付ヲ請求スル者ハ一枚ニ付十錢ヲ納ムヘシ其ノ一枚ニ滿タサルモノ亦同シ

前項ノ手數料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納ムヘシ

第十條　第一條、第三條及第五條ニ依リ屆出ヲ要スル事項ニ關シ警察官又ハ憲兵ノ尋問ヲ受ケタル者ハ之ニ答フヘシ

旅券其ノ他國籍ヲ證明スヘキ證書ヲ携帶スル外國人ハ警察官又ハ憲兵ノ請求アルトキハ之ヲ提示スヘシ

第十一條　前條ニ違反シテ警察官又ハ憲兵ノ尋問ニ答ヘス若ハ答フルモ其ノ實ヲ以テセサル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

第十二條　第一條、第三條又ハ第五條ノ屆出ヲ爲サス若ハ屆出ヲ爲スモ其ノ實ヲ以テセス又ハ第二條若ハ第四條ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附　則

本令ハ明治四十四年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ居住ノ外國人及未タ居留規則ニ依ル屆出ヲ爲ササル內地人ニ付テハ第三條及第五條ノ屆出期間ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

○古墳ノ發掘ヲ願出ツル者アルトキ措置方

大正二年七月 總督府訓令第四十三號

警察官署

古墳ノ發掘ヲ願出ツル者アルトキハ豫メ左ノ事項ヲ具シ警務總長ヲ經テ朝鮮總督ニ申請シ指揮ヲ受クヘシ

一　出願者ノ氏名、職業及住所
二　發掘ノ目的
三　古墳ノ所在地
四　古墳ニシテ名稱アルモノハ其ノ名稱及由來傳說等
五　管理者ノ有無及其ノ諾否
六　古墳ニ對スル其ノ地方人民ノ感想其ノ他參考ト爲ルヘキ事項

○市街地建築取締規則ノ市街地及同規則第六條ノ地域指定

大正二年七月 總督府告示第二百二十號

京城市街地

京畿道京城府中部、東部、西部、南部、北部、龍山面、漢芝面及仁昌面ノ內舫

魚井洞、伏車橋下洞、楡木洞、藍橋洞、場基里、崇信面ノ內紅樹洞、宮洞、伏車橋上洞、仁嶽洞、堂峴洞、新村、亭子洞、坪川洞、米鷹洞

京城市街地中市街地建築取締規則第六條ノ地域

一 城壁外ノ地域但シ西部及龍山面ノ內西大門停車場ヨリ漢江ニ至ル鐵道線路以東ノ地域ヲ除ク

二 城壁內東部北廟ヨリ新橋洞新橋ニ至ル無名川流域、新橋洞新橋ヨリ於義洞道路ヲ經テ東大門通ニ至ル線及同交叉點ヨリ直線ヲ劃シ南部北帶洞黃金町通交叉點ヲ見通シタル線以東ニシテ黃金町道路ヲ境界トシタル地域

○京城市街地中市街地建築取締規則第四條ノ地域指定

大正二年七月
警務總監部告示第三號

京義道京城府京城城壁內全部竝京城御成町、古市町一丁目、同二丁目、吉野町一丁目、同二丁目、岡崎町、獨立門通一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、竹添町一丁目、同二丁目、和泉町、蓬萊町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、靑葉町、漢江通、櫻田町、瓦町、柳町、東柳町、山下町、南山下町、京町、田町、水道町、三坂通、小松通、白濱町、鐵道構內、元町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、祝町、末廣町、東町、若松町、老松町、榮町、川端町、旭橋通、新明町、凱旋町、大島町、錦町、彌生町、櫻町、梅町、清水町、山手町京城西部ノ內巡廳洞、冶洞、蓋井洞、紫岩洞、盆洞、里門洞、蓮池洞、梅井洞、桃洞、凉台洞、醬洞、車洞、帶洞、布洞、亭子洞、蛤洞、鍮林洞、上洞、中洞、下洞、萬里洞、新村洞、壯元洞、玉瀑洞、舘后洞、后川洞、李判洞、天然亭洞、東川邊洞、月岩洞、石橋洞、平洞、京口洞、屜馬洞、新橋洞、尾洞、八角洞、橫政承洞、芹洞、冷洞、鍮洞、新村洞、松亭洞、紅門洞、把撥洞、兄弟洞、車子里洞、三湖洞及漢芝面ノ內厚岩洞、孝峴洞、石甕洞、林塘洞、典牲洞、葛月里、利太院、芚芝味、元興洞、龍山面ノ內靑坡一契、同二契、同三契、同四契桃花洞外契、仁昌面ノ內鮒魚井洞、伏車橋下洞、楡木洞、藍橋洞、揚基里、崇信面ノ內紅樹洞、宮洞、伏車橋上洞 仁嶽洞、堂峴洞、新村、亭子洞、坪川洞、米鷹洞

○市街地建築取締規則

大正二年二月
總督府令第十一號

第一條 市街地ニ於テ住家、工場、倉庫其ノ他各種ノ建物、井戶又ハ公共道路ニ沿ヒタル門戶牆壁等ノ工作物ヲ建設セムトスル者ハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ警察署長警察分署長及警察署ノ事務ヲ取扱フ憲兵分隊憲兵分遣所ノ長ヲ含ム以下同シニ願出許可ヲ受クヘシ其ノ增築、改築、大修繕又ハ模樣替工事ヲ爲サムトスルトキ亦同シ

一 建物又ハ工作物建設者ノ住所、氏名

二 敷地ノ所有者建物又ハ工作物ノ建設者ト同一人ニ非サルトキハ其ノ住所、氏名

三 敷地ノ面積及位置

四 建物又ハ工作物ノ種類及其ノ構造、設備ノ大要竝其ノ平面圖

五 工事著手及竣功豫定期日

六 前各號ノ外警察署長ニ於テ必要ト認メ特ニ提出ヲ命シタル書類又ハ圖面

前項ノ市街地ハ別ニ之ヲ指定ス

第二條 前條ノ工事ニ付警察署長ニ於テ特ニ檢査ヲ受クヘキコトヲ指定シタルトキハ其ノ工事竣功後當該吏員ノ檢査ヲ受クルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第三條 第一條ノ建物又ハ工作物ノ構造、設備ハ左ノ各號ノ制限ニ從フヘシ

一 建物ノ面積ハ敷地面積ノ十分ノ八ヲ超過スヘカラサルコト

二 建物ノ基礎ハ公共道路トノ境界線ヨリ一尺五寸以上ノ距離ヲ保チ之ヲ築造スヘキコト

三 建物及門戶牆壁ノ軒先、蟵羽、庇、持送等ヲ公共道路上ニ突出セシメサルコト

四 公共道路ニ沿ハサル敷地ニ建設スル家屋ハ道路ニ通スル爲少クモ幅員四尺以上ノ通路ヲ設クヘキコト

五 住家ノ床張ハ其ノ高サヲ地盤ヨリ一尺五寸以上ト爲スヘキコト但シ使用上必要ナシト認メタル場合又ハ床板ヲ容易ニ取外シ得ヘキ構造ト爲シタル場合ヲ除ク

六 公共道路ニ沿ヒタル建物ノ敷地ハ地先道路面以上ノ高サト爲スヘキコト

七 敷地內ニ適當ノ排水設備ヲ爲スヘキコト

八 飲料水用ノ井戶ハ厠、下水溜又ハ大下水溝ヨリ三間以上ノ距離ヲ保チ且濕水ノ滲入セサル裝置ヲ爲シ井戶側ノ高サハ二尺五寸以上ト爲スヘキコト

九 厠ハ各住家ニ之ヲ設クヘキコト但シ長屋建家屋ニシテ戶數ニ應シ適當ナル共同厠ヲ設クルモノヲ除ク

十 糞尿溜及其ノ附屬裝置ハ石ヲ含ム人造石、煉瓦、陶磁器、瓦、「コンクリート」、「モル

タール」、「アスファルト」ヲ施スコト其ノ下ニ漆喰、石綿盤其ノ他防水材料又ハ木材ヲ以テ汚液ノ滲漏セサル樣築造スヘキコト

十一　市街地內ニ於テ石炭、骸炭其ノ他ノ燃料ヲ多量ニ燃用スル火爐、竈、暖爐ノ類ニハ近隣ノ居住者又ハ建物ニ對シ害ヲ及ホササル程度ノ煙突ヲ設クヘキコト

十二　煙突ハ屋上三尺以上突出セシメ煉瓦造煙突ハ煙道ト木部トノ間隔ヲ煉瓦長手一枚以上トシ金屬製煙突ニシテ木材其ノ他可燃質物體ト五寸以內ニ接近スルトキハ其ノ部分ヲ石、煉瓦、陶磁器、瓦、厚サ三寸以上ノ「コンクリート」、厚サ二寸以上ノ「モルタール」又ハ石綿盤其ノ他不燃質材料（金屬ヲ除ク）ヲ以テ構造若ハ被覆スヘキコト

十三　高サ五十尺以上ノ建物又ハ工作物ニハ適當ナル避雷裝置ヲ爲スヘキコト

十四　惡臭、有毒瓦斯又ハ粉塵ヲ發散スル物品ノ收藏若ハ取扱ヲ爲ス建物ノ出入口、窻其ノ他ノ空隙ハ公共道路、多衆集合スヘキ建物又ハ他人ノ住家ニ接近シテ之ヲ設クルヲ得サルコト但シ適當ナル除害裝置ヲ爲ス場合ヲ除ク

十五　多衆集合スヘキ建物ニハ之ニ相當スル非常口、階段其ノ他避難ノ設備ヲ爲スヘキコト

家屋ヲ建築スル者ハ成ルヘク其ノ家屋ニ防風設備ヲ爲スヘシ

第四條　第一條ノ市街地中警務部長（京城ニ在リテハ警務總長以下同シ）ノ指定シタル地域內ニ於ケル建物又ハ工作物ノ構造、設備ニ付テハ前條ニ依ルノ外仍左ノ各號ノ制限ニ從フヘシ

一　建物ノ屋根ハ前條第十二號ノ不燃質材料（金屬板ヲ含ム）ヲ以テ覆葺スヘキコト

二　警察署長ニ於テ附近ノ狀況ニ依リ必要ト認メタル建物ニハ其ノ指定ニ從ヒ防火壁ヲ設クヘキコト

三　建物ハ三階ヲ超過スヘカラス

四　木造長屋ハ間口二十間以內每ニ煉瓦厚サ一枚半以上ニシテ屋上一尺五寸以上突出シタル防火壁ヲ設クルコト

五　建物ノ公共道路ニ沿ヒタル軒先ニハ樋ヲ設ケ雨水ハ竪樋ニ依リ之ヲ排水スルコト

六　厠ハ公共道路ニ沿ヒテ設クルヲ得サルコト但シ障塀ノ類ヲ以テ之ヲ圍ム場合ヲ除ク

第五條　警察署長ハ建物又ハ工作物ニ付特殊ノ構造、設備又ハ附近ノ狀況其ノ他ノ事由ニ依リ前二條ノ規定ニ依ラサルコトヲ許可スルコトヲ得

第六條　惡臭、有毒瓦斯又ハ多量ノ煤煙若ハ粉塵ヲ發散スル工場其ノ他公安、衛生上危害ヲ及スノ虞アル建物ハ第一條ノ市街地中特ニ指定シタル地域內ニ非サレハ之ヲ建設スルコトヲ得ス

第七條　警察署長ハ建物又ハ工作物ノ構造、設備カ法令ノ規定ニ適合セス又ハ危害豫防若ハ衛生ノ爲必要ト認ムルトキハ其ノ工事ヲ停止シ若ハ許可ヲ取消シ又ハ使用ノ停止ヲ命スルコトヲ得

警務部長ハ危害豫防又ハ衛生ノ爲必要アリト認ムルトキハ建物、工作物ニ關シ特別ノ構造、設備ヲ命シ其ノ他必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第八條　本令ハ假設ノ建物、工作物ニ之ヲ適用セス但シ警察署長ハ建設後一年以上存置スルモノ又ハ構造方法ニ依リ必要ト認ムルモノニ付本令ノ全部又ハ一部ヲ適用スルコトヲ得

第九條　第一條第二條又ハ第六條ノ規定ニ違反シ、第七條又ハ第八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者又ハ不實ノ申告ヲ爲シ本令ニ依ル許可ヲ受ケタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

○市街地建築取締規則取扱手續

大正二年七月
警務總監部訓令甲第三十三號

警務部
警察署同分署
警察署ノ事務ヲ取扱フ憲兵分隊同分遣所

市街地建築取締規則取扱手續左ノ通定ム

市街地建築取締規則取扱手續

第一條　警察署長（警察分署長及警察署ノ事務ヲ取扱フ憲兵分隊、憲兵分遣所ノ長ヲ含ム以下同シ）ハ特ニ警察官署ノ許可又ハ認可ヲ受クヘキ業態ニ使用スル建物其ノ他特別ノ取扱ヲ爲ス場合ヲ除クノ外左ノ建物又ハ工作物ノ建設ニ付市街地建築取締規則（以下單ニ規則ト稱ス）第一條ノ願出アリタルトキハ其ノ許否ニ關シ意見ヲ具シ警務部長（京城ニ在リテハ警務總長以下同シ）ニ經伺スヘシ

一　市場、共同販賣所、勸商場

二　公會堂、教會、寺院

三　就業者五十人以上ヲ使用シ又ハ十五馬力以上ノ原動機ヲ使用スル工場

四　前各號ノ外多衆集合ノ用ニ供スル建物又ハ特種ノ構造ニシテ技術上審査ヲ要スルモノ其ノ他警察署長ニ於テ經伺ノ必要アリト認メタルモノ

前項ノ取扱ヲ爲スヘキ願書ニハ左ノ書類ヲ添附セシメ經伺ノ際願書ト共ニ提出スヘシ

一　仕様書圖面ニ明示シ難キ材料ノ種類、尺度其ノ他構造、設備ノ方法ヲ詳記シタルモノ

二　圖　面正面圖、斷面圖、側面圖其ノ他必要ノ詳細圖（縮尺ハ百分ノ一、五十分ノ一、又ハ二十分ノ一トス）

第二條　警務部長ハ規則第一條第二項若ハ第六條ノ規定ニ依リ市街地若ハ地域ヲ指定シ又ハ之ヲ變更スルノ必要アリト認メタルトキハ其ノ旨警務總長ニ具申スヘシ

第三條　警務部長ハ規則第四條ノ規定ニ依リ地域ヲ指定シ又ハ之ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ警務總長ニ經伺スヘシ

第四條　前二條ノ事項ニ關シテハ警務部長ハ具申前豫メ道長官ニ協議スヘシ

第五條　警察署長ハ規則第七條第二項ノ規定ニ依ル命令ノ必要アリト認メタルトキハ其ノ旨警務部長ニ具申スヘシ

○朝鮮陸接國境關稅令第二條ノ規定ニ依リ大正二年八月一日以後貨物ノ輸入又ハ輸出ヲ爲スコトヲ得ル地點

大正二年七月
總督府告示第二百十一號

朝鮮陸接國境關稅令第二條ノ規定ニ依リ大正二年八月一日以後貨物ノ輸入又ハ輸出ヲ爲スコトヲ得ル地點左ノ通指定ス

平安北道義州府淸城鎭
平安北道渭原郡暮邑
平安北道江界郡滿浦鎭
平安北道慈城郡慈城江口

○稅關出張所ノ設置

大正二年七月
總督府告示第二百十二號

大正二年八月一日ヨリ左記稅關出張所ヲ設置ス

名稱	位置
淸城鎭稅關出張所	平安北道義州府淸城鎭
暮邑稅關出張所	平安北道渭原郡暮邑
滿浦鎭稅關出張所	平安北道江界郡滿浦鎭
慈城江口稅關出張所	平安北道慈城郡慈城江口

○郵便規則中改正

大正二年七月
總督府令第七十二號

郵便規則中左ノ通改正ス

第十五條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項ノ郵便物ニハ返信用ニ充ツル爲封筒、通常葉書若ハ相當料金ノ郵便切手ヲ貼附シタル私製葉書ニ差出人ノ宿所、氏名又ハ返信用文ヲ印刷シタルモノ一枚ヲ限リ添附スルコトヲ得

前二項ノ郵便物ニ付テハ第十一條ノ規定ヲ準用ス

第二十六條ニ左ノ一項ヲ加フ

印刷物ノ差出人ハ注文用ニ充ツル爲自己ノ宿所、氏名ヲ印刷シタル封筒一枚ヲ限リ添附スルコトヲ得

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○通常郵便物市内特別取扱規則中改正

大正二年七月
總督府令第七十三號

通常郵便物市内特別取扱規則中左ノ通改正ス

第一條第一項第一號但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ返信用ニ充ツル爲其ノ全部ニ對シ有封書狀ニハ郵便葉書、郵便切手、封筒又ハ印刷シタル各種ノ用紙竝之ニ必要ナル收入印紙ヲ封入シ無封書狀ニハ封筒、通常葉書若ハ相當料金ノ郵便切手ヲ貼附シタル私製葉書ニ差出人ノ宿所氏名又ハ返信用文ヲ印刷シタルモノ一枚ヲ限リ添附スルコトヲ得

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○藥品巡視規則

大正二年七月
總督府令第七十四號

藥品巡視規則左ノ通定ム

藥品巡視規則

第一條　警察官吏憲兵竝警察官署所屬ノ醫師及藥劑師ヲ以テ監視員ト爲シ藥品及藥品營業取締令第十六條ニ規定スル巡視ヲ爲サシム

第二條　監視員巡視ヲ爲ストキハ藥品、賣藥及左ノ各號ノ事項ニ付檢査ヲ行フ

一　藥品及藥品營業取締令第五條、第六條、第七條、第八條、第九條、第十條、第十二條、第十四條、第十五條ノ事項

二　藥品及藥品營業取締令施行規則第八條、第九條、第十一條、第十六條ノ事項

第三條　監視員巡視ヲ爲ストキハ左記雛形ノ證票ヲ携帶スヘシ

曲尺一寸七分　二寸二分

藥品
賣藥　監視員之證

裏面

朝鮮總督府警務總監部(印)

第　號

第四條　監視員巡視ノ期日ハ豫メ通告セス其ノ時間ハ午前八時ヨリ午後五時迄ノ間トス

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○朝鮮關稅定率令第四條第一號ニ依リ輸入稅ヲ免除セラルヘキ輸入貨物ノ容器指定

大正二年七月
總督府令第七十五號

朝鮮關稅定率令第四條第一號ニ依リ輸入稅ヲ免除セラルヘキ輸入貨物ノ容器左ノ通指定ス

一　壓搾瓦斯ヲ塡充シタル鐵製容器

附　則

本令ハ大正二年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

○朝鮮關稅定率令第七條第七號及第八條ノ規定ニ依リ輸移入ヲ禁止スル物品

大正二年七月
總督府令第七十六號

朝鮮關稅定率令第七條第七號及第八條ノ規定ニ依リ輸入又ハ移入ヲ禁止スル物品左ノ通指定ス

一　左ノ各號ノ一ニ該當セサル乳用牛

(イ)輸出又ハ移出地ノ官廳ニ於テ臨床的診察及(ツベルクリン)注射ノ方法ニ依リ檢査ヲ行ヒ其ノ健康證明書ヲ發シタル後五十日ヲ經過セサルモノ

(ロ)輸入又ハ移入地ニ於テ臨床的診察及「ツベルクリン」注射ノ方法ニ依ル檢査ヲ爲シ結核病ニ罹ラサルコトヲ認メタルモノ

二　畜牛結核病毒ニ汚染シタリト認ムル物品

乳用牛及物品ノ檢査ヲ行フヘキ場所ハ別ニ之ヲ告示ス

附　則

本令ハ大正二年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

○同上ノ規定ニ依ル乳用牛及物品ノ檢査箇所

大正二年七月
總督府告示第三百二十一號

大正二年朝鮮總督府令第七十六號ノ規定ニ依ル乳用牛及物品ノ檢査ハ釜山警察署ニ於テ之ヲ施行ス

○朝鮮總督府會計監査規程

大正二年七月
總督府訓令第四十四號

朝鮮總督府及所屬官署

朝鮮總督府會計監査規程左ノ通定ム

朝鮮總督府會計監査規程

第一條　朝鮮總督府ニ於テ爲ス會計監査ハ本規程ニ依ル

第二條　本規程ニ依リ監査スヘキ事項左ノ如シ

一　國費、地方費其ノ他官廳所管特別經濟ノ會計ニ屬スル收支及其ノ決算、物品ノ出納竝財產ノ管理

二　政府ヨリ補助金又ハ特約保證ヲ與フル團體ノ收支及其ノ決算

三　法律命令ニ依リ特ニ朝鮮總督ノ監査ニ屬セシメラレタル事項

第三條　會計監査ハ各廳解ヨリ提出スル計算書及證憑書類ニ就キ常時之ヲ行ヒ尙臨時監査員ヲ命シ實地監査ヲ爲サシム

第四條　朝鮮總督官房總務局長ハ會計監査ニ關シ當該主務者ニ對シ推問書ヲ發シ又ハ當該主務者ノ爲シタル背規事項ニシテ容易ニ更正シ得ヘキモノハ其ノ更正ヲ命スルコトヲ得

前項ノ背規事項ニシテ其ノ重大ナルモノ又ハ不正ノ行爲ニ付テハ意見ヲ具シ速ニ朝鮮總督ノ指揮ヲ請フヘシ

第五條　實地監査ハ休日又ハ執務時間外ト雖モ之ヲ行フコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テハ豫メ當該廳府ニ之ヲ通知スヘシ但シ廳府外ニ於テ行フトキハ此ノ限ニ在ラス

第六條　監査員實地監査ノ場合ハ監査員證ヲ携帶シ監査ヲ受クヘキ當該主務者ノ要求アリタルトキハ之ヲ示スヘシ

監査員證ハ別記樣式ニ依ル

第七條　監査員ハ書類、帳簿、現金其ノ他必要ナル物件ヲ査閲スヘシ

當該主務者ハ何等ノ理由アルニ拘ラス前項ノ査閲ヲ拒ムコトヲ得ス

第八條　監査員ハ監査シタル事項ニ付口頭若ハ書面ヲ以テ當該主務者ニ辯明セシメ又ハ監査上必要ト認ムルトキハ當該廳府ノ長ノ立會ヲ求ムルコトヲ得

第九條　監査員監査ノ結果不正ノ所爲アルコトヲ發見シ又ハ背規事項ニシテ其措キ難キモノト思料シタルトキハ意見ヲ附シ速ニ朝鮮總督ニ報告スヘシ

第十條　監査員ハ前條ノ背規事項中輕微ニシテ直ニ訂正シ得ヘキモノニ付テハ當該主務者ニ對シ注意ヲ與ヘ又ハ其ノ處理ヲ指示スルコトヲ得

第十一條　各廳府ニ於テハ指示簿ヲ備置キ前條ノ注意又ハ指示ヲ受ケタル事項ノ登載ヲ受クヘシ

前項ニ依リ指示簿ニ登載セラレタル事項ハ遲滯ナク之ヲ執行シ其ノ顛末ヲ總務局長ニ報告スヘシ

第十二條　監査員ハ監査シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

第十三條　監査員ハ監査終了後遲滯ナク復命書ヲ提出スヘシ

前項ノ復命書ニハ第十條ニ依リ注意ヲ與ヘ又ハ處理ヲ指示シタル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

樣式

用紙　鳥ノ子
輪廓　花紋

○朝鮮總督府郵便爲替貯金管理所事務分掌規程中改正

大正二年七月
總督府訓令第四十五號

朝鮮總督府郵便爲替貯金管理所事務分掌規程中左ノ通改正ス

第二條第二號ヲ左ノ如ク改ム

二　郵便爲替金、郵便取立金、振替及繰替受拂ニ係ル歳入金歳出金及歳入歳出外現金ノ計理ニ關スル事項

同條第二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加ヘ第三號乃至第七號ヲ第四號乃至第八號トス

三　郵便貯金受拂金ノ精算ニ關スル事項

第三條　原簿課ニ於テハ郵便貯金原簿ノ計理ニ關スル事務ヲ掌ル

附　則

本令ハ大正二年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

○朝鮮總督府中學校規則中改正

大正二年七月　總督府令第七十七號

朝鮮總督府中學校規則中左ノ通改正ス

第十二條中「天長節」ヲ「天長節祝日」ニ改ム

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○普通學校規則、高等普通學校規則、女子高等普通學校規則、實業學校規則及京城專修學校規程中改正

大正二年七月　總督府令第七十八號

普通學校規則、高等普通學校規則、女子高等普通學校規則、實業學校規則及京城專修學校規程中左ノ通改正ス

普通學校規則第二十六條第一項、高等普通學校規則第三十四條第一項、女子高等普通學校規則第三十一條第一項、實業學校規則第十六條第一項及京城專修學校規程第八條第一項中「天長節」ノ次ニ「天長節祝日」ヲ加フ

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○文官任用令

大正二年八月　勅令第二百六十一號

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ文官任用令改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

文官任用令

第一條　文官ノ任用ハ親任式ヲ以テ任スル官及特別ノ規程ヲ設クルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條　勅任文官ハ第五條第一項ノ資格ヲ有シ一年以上勅任文官ノ職ニ在リタル者又ハ奏任文官トシテ二年以上高等官三等ノ職ニ在リタル者ヨリ之ヲ任用ス

第三條　第五條第一項ノ資格ヲ有セス二年以上勅任文官ノ職ニ在リタル者又ハ奏任文官トシテ二年以上高等官三等ノ職ニ在リタル者ハ文官高等試驗委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ勅任文官ニ任用スルコトヲ得但シ大正二年勅令第二百六十二號第一條ニ揭クル文官ノ職ニ在リタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第四條　陸海軍將官ハ各其ノ部内ノ勅任文官ニ任用スルコトヲ得

第五條　奏任文官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

一　文官高等試驗ニ合格シタル者

二　外交官及領事官試驗ニ合格シ二年以上外交官又ハ領事官ノ職ニ在リタル者

三　二年以上判事又ハ檢事ノ職ニ在リタル者

二年以上奏任敎官ノ職ニ在リタル者ハ之ヲ文部部内ノ奏任文官ニ任用スルコトヲ得

第六條　判任文官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

一　中學校又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ト認定シタル學校ヲ卒業シタル者

二　一般ノ專門學校入學ニ關スル試驗檢定ニ合格シタル者

三　專門學校令ニ依リ法律學、政治學、行政學又ハ經濟學ヲ敎授スル學校ニ於テ三年ノ課程ヲ履修シ其ノ學校ヲ卒業シタル者

四　文官普通試驗ニ合格シタル者

五　文官高等試驗ニ合格シタル者

六　三年以上文官ノ職ニ在リタル者

七　五年以上雇員タル者

第七條　敎官、技術官其ノ他特別ノ學術技藝ヲ要スル文官ハ高等官ニ在リテハ文官高等試驗委員、判任官ニ在リテハ文官普通試驗委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ規定ニ依リ文官タル資格ヲ有スル者ハ仍其ノ規定ニ依リ之ヲ任用スルコトヲ得

○任用分限又ハ官等ノ初敍陞敍ノ規定ヲ適用セサル文官ニ關スル件

大正二年七月　勅令第二百六十二號

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ任用分限又ハ官等ノ初敍陞敍ノ規定ヲ適用セサル文官ニ

關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條　左ニ揭クル諸官ニハ文官任用令、文官分限令並高等官官等俸給令第四條及第五條ノ規定ヲ適用セス

內閣書記官長
法制局長官
各省次官陸軍次官及海軍次官ヲ除ク
警視總監
貴族院書記官長
衆議院書記官長
內務省警保局長
勅任ノ各省參事官
祕書官
祕書

第二條　敎官、技術官其ノ他特別ノ學術技藝ヲ要スル文官ニハ高等官官等俸給令第四條ノ規定ヲ適用セス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十三年勅令第百六十二號、明治四十三年勅令第二百八十八號及同年勅令第二百八十九號ハ之ヲ廢止ス

○朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所規則中改正（大正二年八月總督府令第七十九號）

朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所規則中左ノ通改正ス

第七條中「天長節」ノ次ニ「天長節祝日」ヲ加フ

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○朝鮮總督府濟生院規則中改正（大正二年八月總督府令第八十號）

朝鮮總督府濟生院規則中左ノ通改正ス

第九條中「天長節」ノ次ニ「天長節祝日」ヲ加フ

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

判決例

民事

○宗孫權確認請求ノ件（大正二年民控第三一六號 大正二年七月十一日判決言渡）

判決要旨

一 朝鮮ニ於ケル慣習上宗孫タル家ヲ相續シ其ノ家ニ長タル男子ハ戸主權、財産權、祭祀權ヲ承繼スヘキモノトス

判決

京畿道高陽郡九耳面城洞里
控訴人　崔　萬　喜
右訴訟代理人辯護士　星　田　正　一　郎

京畿道高陽郡神穴面上山里
被控訴人　崔　鎭　校
右訴訟代理人辯護士　崔　鎭

右當事者間宗孫權確認請求控訴事件ニ付當院ハ判決スルコト左ノ如シ

主文

本件控訴ヲ棄却ス
控訴ニ關スル訴訟費用ハ控訴人ノ負擔トス

事實

控訴人ハ原判決ヲ廢棄シ被控訴人ノ請求ヲ却下ス訴訟費用ハ第一、二審トモ被控訴人ノ負擔トスル旨ノ判決被控訴人ハ控訴棄却ノ判決ヲ求ムル旨各申立其ノ演述シタル事實關係ハ被控訴人ニ於テ本訴宗孫權確認請求ノ趣旨ハ亡崔寅燮家ハ鷄林君ノ宗孫ニ當ルヘキ家柄ニシテ控訴人ハ相續ニ因リ同家ノ戸主トナリ依テ其ノ家ノ戸主權財産權祭祀權ヲ承繼シタルヲ以テ同家ノ戸主トシテ以上權利ノ主體タル地位ニ在ルコトノ確認ヲ求ムルニ在リテ宗孫權ナル名稱ヲ用キタルハ以上戸主タル地位ニ伴フ總テノ權利ヲ指稱セムトスルニ外ナラストノ旨竝舜喜カ寅燮ノ養子トナリタルハ四十七年前ニシテ寅燮ノ死亡ハ明治二十三年二月中舜喜ノ死亡ハ同三十一年十二月十八日ナリトノ旨竝控訴人ニ於テ右舜喜入養ノ時期及寅燮舜喜ノ各死亡時期ニ關スル對手方ノ主張ヲ認ムト附演シタル外各當事者共原判決摘示ニ同シキヲ以テ玆ニ右摘示ヲ引用ス

立證トシテ被控訴人ハ甲一、二號證ヲ提出シ原審ニ於ケル證人崔永七、崔永年、李鼎聖、金萬成、崔性休ノ各證言ヲ援用シ乙號證ヲ否認シ控訴人ハ乙第一號證ヲ提出シ原審ノ證人崔益煥、崔錫祐、洪容植ノ各證言ヲ援用シ甲號各證ヲ否認シタリ

理由

依テ審按スルニ控訴人ハ宗孫權ナルモノハ朝鮮ニ於ケル慣習上竝法令上共ニ認メサル所ナルヲ以テ本訴ハ畢竟宗孫タル過去ニ於ケル事實ノ確認ヲ求ムル不適法ノ訴ナリト抗爭スルモ被控訴人ノ釋明ナル所ニ從ヘハ本訴ノ趣旨ハ鷄林君、崔漢洪ノ宗孫タル崔寅燮家ノ役繼者トシテ其ノ家ノ戸主權財産權祭祀權ヲ併セテ承繼シタル家長タル地位ノ確認ヲ求ムルモノニシテ所謂宗孫權トハ右地位ニ伴フ戸主權財産權祭祀權ヲ總括指稱スル爲ニ用キタル稱呼ニ過キサルコト明ニシテ歸スル所崔漢洪家ノ現戸主トシテ戸主權財産權祭祀權ヲ有スルコトノ確認ヲ求ムルニ外ナラス而シテ崔寅燮ハ鷄林君崔漢洪ノ宗孫ニ該當スルコト當事者間一致スル所ニシテ其ノ家ニ長タル男子ハ被控訴人ニ於テ宗孫權ナル稱呼ヲ以テ指稱スル所ノ戸主權財産權祭祀權等ヲ有スヘキコト竝朝鮮ニ於ケル慣習ニ徴シテ明ナリトス而シテ本訴請求ハ單ニ過去ニ於テ相續シタル事實ノ確認ヲ求ムルニアラスシテ既ニ開始シタル相續ノ結果現ニ上示ノ地位ニ伴フ權利ヲ有スルコトノ確認ヲ求ムルニ在リテ法律上正當ノ利益ヲ有スル適法ノ訴ナリト謂ハサルヘカラス依テ此ノ點ニ關スル控訴人ノ抗辯ヲ採容セス

依テ本按ニ付テ按スルニ亡崔寅燮家カ鷄林君、崔漢洪ノ宗孫タルヘキ家ニシテ被控訴人ノ父崔舜喜ハ今ヨリ四十七年前寅燮ノ生前ニ於テ其ノ養子トナリ寅燮ハ明治二十三年二月中死亡シタル事實竝被控訴人カ同三十一年中舜喜ノ死亡ニ因リ同人ヲ相續シタルコト竝控訴人カ寅燮ノ庶子タルノ事實等ニ付テハ當事者間爭ナキ所ナリ右爭ナキ事實ト原審ノ證人崔永七ノ崔舜喜ハ十四歳ノ時寅燮ノ養子トナリ戊戌ノ歳陰十二月五十二歳ニテ死亡シ控訴人ハ己巳ノ歳ニ出生シ本年四十五歳ニ

シテ被控訴人ハ崔舜喜ノ入養後出生シタリ又被控訴人ハ鷄林君ノ宗孫ナリトノ旨同證人李鼎聖ノ被控訴人ハ舜喜カ寅燮ノ養子トナリタル後ニ出生シタリ舜喜ハ鷄林君ノ宗孫ナレハ其ノ子タル被控訴人モ亦同君ノ宗孫ナリトノ旨ノ各證言トヲ對照考覈スルニ亡寅燮ノ其ノ相續者ト爲サムカ爲ニ舜喜ヲ養子トシ控訴人ハ庶子トシテ其ノ入養後ニ出生シタルモノナルコトヲ認ムルニ足ル果シテ然ラハ之ヲ朝鮮ニ於ケル慣習ニ照スニ亡舜喜ヲ以テ寅燮ノ相續先順位者ナリト謂ハサルヘカラサルナリ依テ本件ノ爭點ハ一ニ繋リテ舜喜罷養ノ有無一點ニ在リトス依テ此ノ點ニ付テ證據ヲ按スルニ原審ノ證人崔永七ノ證人ハ崔家ノ門長ナルカ鷄林君ノ宗孫ハ被控訴人ナル旨及舜喜ハ寅燮ノ死後三年ノ喪ニ服シ破養サレタルコトナシ又崔晃喜ナルモノ寅燮ノ養子トナリシ事實ヲ知ラス族譜ハ控訴人ニ於テ舜喜ハ養子ナルヲ以テ脱宗スヘシトテ記入セサリシ旨及乙第一號證族譜ハ知ラストノ旨崔舜喜カ破養サレタル事實ナク又崔晃喜カ養子トナリタルコトナシ寅燮カ舜喜ヲ實家ニ歸ラシメタルハ寅燮モ共ニ移住セムトノ志望アリシカ爲ニシテ控訴人ヲ以テ後嗣者タラシメムカ爲ニアラス又族譜ハ寅燮ノ生前ヨリ作成ニ著手シタルモ完成シタルハ其ノ死後ニシテ控訴人ト舜喜トノ間不和ナリシヨリ控訴人ニ於テ恣ニ族譜ヲ作成シ之ニ舜喜ヲ登載セサリシ旨又被控訴人ハ寅燮ノ死後舜喜ト共ニ其ノ喪ニ服シ又舜喜ハ寅燮ノ死後七八年生存セシカ其ノ間祭祀ヲ營ミタリ又舜喜ハ孝子ナリトノ評アリトノ旨同李鼎聖ノ舜喜カ破養ノ事實ハ聞知シタルコトナシ同人ハ寅燮ノ喪ニ服シタリ舜喜ハ鷄林君ノ宗孫ナレハ被控訴人モ亦其ノ宗孫ナリトノ旨同證人金萬成ノ舜喜破養ノコトハ知ラス同人ハ寅燮ノ喪ニ服シタリトノ各信スヘキ證言ニ徴スレハ亡舜喜ハ寅燮ヨリ破養サレシコトナキノミナラス其ノ死亡以後子トシテ其ノ喪ニ服シタル事實ヲ認ムルニ足ル然ラハ前段認定ノ事實ト相照スニ寅燮ノ死亡ト同時ニ舜喜ハ相續人トシテ其ノ跡ヲ襲ヒ寅燮ノ位地ヲ繼キ鷄林君ニ對スル宗孫タルノ地位ヲ占メタルコト明ナリトス既ニ寅燮ノ生前罷養ノ事實ナシト認ムルコト前說明ノ如クナレハ其ノ後ニ於テ罷養ノ事實生スヘキ謂ハレナク而シテ被控訴人カ舜喜ノ跡ヲ相續シタル事實ニ付テハ控訴人ノ認メテ爭ハサル所ナルヲ以テ現ニ被控訴人カ前示鷄林君ノ宗孫トシテ其ノ家ノ主宰者タル地位ニ於テ戸主權財產權祭祀權等ヲ有スルコト論ヲ俟タス從テ控訴人ニ於テ以上ノ地位ヲ相續シタリト認ムヘキ餘地アラサルナリ右認定ニ反スル證言ハ之ヲ採用セス乙第一號證ハ信用ノ價ナシ

右說明ノ如クナレハ本訴被控訴人ノ請求ハ相當ナリトス而シテ原判決ノ趣旨モ畢竟以上ト同趣旨ニ於テ被控訴人ノ請求ヲ認容シタルモノナルコト判文ニ依テ明ナルヲ以テ本件控訴ハ其ノ理由ナク尙訴訟費用ハ敗訴ノ當事者ヲシテ之カ負擔ニ當ラシムヘキモノトシ判決スルコト主文ノ如シ

（京城覆審法院民事第一部）

日韓書房藏版書類

著者	書名	定價	郵稅
總督府內研究會編	朝鮮法規提要	定價金八拾錢	郵稅金六錢
神尾太治平著	朝鮮不動產證明令義解	定價金壹圓五拾錢	郵稅金拾四錢
日韓書房編輯部	朝鮮教育法規提要	定價金參拾錢	郵稅金六錢
日韓書房編輯部	大日本帝國史略	定價金參拾五錢	郵稅金六錢
菊池謙讓著	朝鮮最近外交史 大院君傳 附王妃の一生	定價金壹圓五拾錢	郵稅金拾四錢
漢城高等學校監 文學士高橋亨著	朝鮮の物語集 附俚諺	定價金壹圓	郵稅金拾錢
松井茂閱 山道襄一著	朝鮮半島	定價金壹圓五拾錢	郵稅金拾六錢
元宮內府御苑事務局評議員 杉原定吉編	朝鮮國寶大觀	特價金貳圓五拾錢	郵稅金拾八錢
中野警視校閱 田口春二郎著	最新朝鮮一班	定價金壹圓	郵稅金拾四錢
日韓瓦斯電氣株式會社專務取締役 岡崎遠光著	朝鮮金融及產業政策	定價金壹圓	郵稅金拾錢
朝鮮雜誌社編纂	訂正增補 最近朝鮮要覽	定價金壹圓	郵稅金拾四錢
文學士上田駿一郎校閱 日韓書房編輯部編纂	最新朝鮮地誌	定價金壹圓五拾錢	郵稅金拾貳錢
農學博士本田幸介校閱 式田清三著	朝鮮農業要覽	定價金壹圓八拾錢	郵稅金拾八錢
總督府御編纂	最近朝鮮事情要覽	定價金五拾錢	郵稅金六錢
東京國書刊行會版	高麗史 總クロース 全參冊	特價金七圓五拾錢	小包料金四拾貳錢
京城日報記者 奧田鯨洋著	合本日韓古蹟	定價金壹圓四拾錢	郵稅金拾四錢
菊池謙讓校閱 細井肇著	漢城の風雲と名士	定價金八拾錢	郵稅金八錢
前京城日報主筆 法學士原田豐次郎著	伊藤公と韓國	定價金五拾錢	郵稅金六錢
薄田斬雲・鳥越靜岐共著	朝鮮漫畫	特價金四拾錢	郵稅金四錢

キリンビール
ボックエール
ピルスナービール
專賣品
英國ジョンブラウン社スコッチウヰスキー
英國ビユカナン社スコッチウヰスキー
ボックウヰッツビヤーマン社葡萄酒
ダイヤモンド印
サイダー及
オレンジ
布引鑛泉水
サイダー
營業品目
洋酒類
食料品
洋食器具
硝子器陶磁器
化粧品
舶來莨、葉巻
金口埃及、土耳古莨
各種
京城本町三丁目三番戸
宮内省御用達
株式會社 明治屋京城支店
本店 横濱
支店 東京 京都 大阪 神戸 門司
電話長 二一二
電話 一七二二
振替貯金 京城四四番

活版
石版凸版
寫眞銅版製版
印刷及和洋帳簿美術裝釘
京城日報社印刷部
京城大和町壹丁目
(電話六〇番三二六番)
京城振替口座三〇〇番
各號活字罫欄約物
インテル
製造販賣

○朝鮮總督府月報ニ關スル規程（四十四年五月 總訓第四十一號）

第一條 朝鮮ニ於ケル施政、產業其ノ他各般ノ狀況ヲ蒐錄スル爲每月二十日朝鮮總督府月報ヲ發行ス

臨時調査事項ニシテ浩澣ニ涉ルモノハ月報附錄トシテ之ヲ發行スルコトヲ得

第二條 月報ハ官房總務局總務課ニ於テ之ヲ編纂ス

第三條 月報ニ掲載スヘキ事項ハ左ノ區分ニ依ル

一 農業及殖林
二 商工業
三 鑛業
四 水產業
五 貿易
六 運輸及交通
七 理財及金融
八 敎育
九 社寺宗敎
十 衞生
十一 救恤慈善
十二 地方行政
十三 司法
十四 調査資料
十五 統計

第四條 月報ニ記載スヘキ材料ハ關係ノ各部及所屬官署ニ於テ之ヲ蒐集スヘシ

第五條 材料ヲ蒐集セシムル爲各部及所屬官署（道ニ在リテハ內務部及財務部）ニ各一名ノ月報報告主任ヲ置ク

月報報告主任ハ奏任官又ハ判任官中ヨリ所屬長官之ヲ命シ其ノ官氏名ヲ總務課長ニ通知スヘシ

第六條 月報報告主任月報ニ掲載スヘキ事項ヲ調査シタルトキハ其ノ都度直ニ之ヲ總務課長ニ送付スヘシ

第七條 月報原稿締切期限ハ每月十日トス

第八條 總務課長ハ月報掲載事項ニ關シ月報報告主任ニ直接交渉ヲ爲スコトヲ得

第九條 月報原稿ハ別記樣式ノ原稿用紙ニ之ヲ記入スヘシ但シ統計圖表類及印刷ニ係ルモノハ便宜美濃十三行罫紙若ハ美濃白紙ニ之ヲ記入シ又ハ其ノ印刷物ヲ美濃白紙ニ貼附シ之ニ代用スルコトヲ得

第十條 月報ハ官房總務局印刷所之ヲ印刷ス

印刷所長ハ依頼ニ應シ月報ニ廣告ヲ掲載スルコトヲ得其ノ料金ハ印刷所長之ヲ定ム

（別紙樣式略）

○朝鮮總督府月報廣告掲載手續

一朝鮮總督府月報ニ廣告ヲ掲載セムトスル者ハ京城本町二丁目日韓書房ニ申込ムヘシ

一掲載シタル廣告ノ原稿ハ一切之ヲ返付セス

一廣告料ハ一頁金五圓トス

但シ廣告ニ圖畫又ハ計表其ノ他特殊ノ版式ヲ要スルモノハ別ニ其ノ實費ヲ徵ス

大正二年八月十八日印刷
大正二年八月二十日發行

定價金二十二錢
郵稅金一錢五厘

朝鮮總督府編纂

印刷所 朝鮮總督官房總務局印刷所

京城本町二丁目
發賣所 日韓書房